豊田市地域福祉計画
豊田市地域福祉活動計画

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり

平成27年度～平成31年度

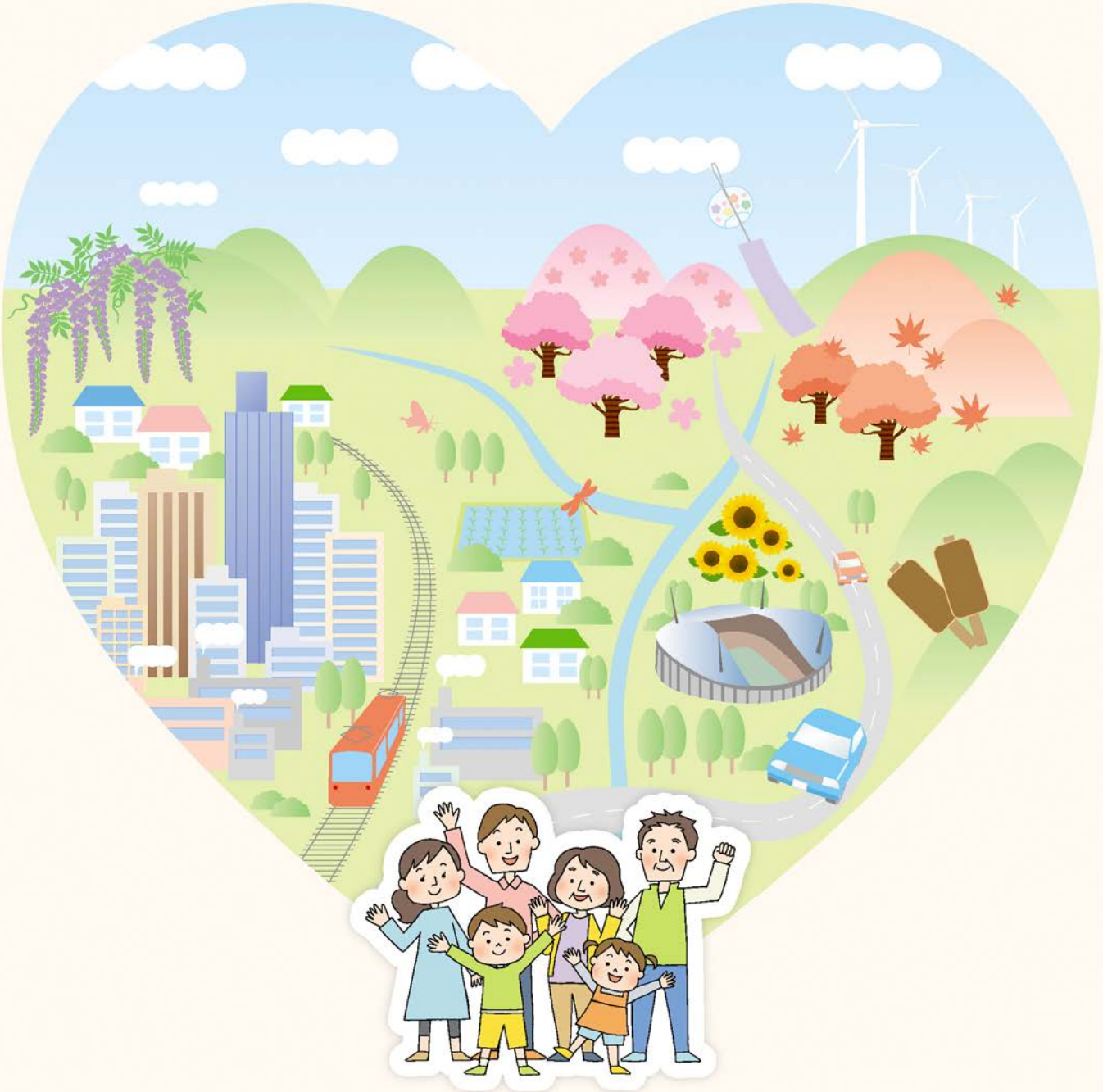

平成27年3月

豊　田　市

豊田市社会福祉協議会

表紙のイラストには、豊田市の様々な地域の特徴を盛り込んでいます。

- 市の花　ひまわり
- 自動車
- 豊田スタジアム
- 藤岡のふじ
- 小原の四季桜
- 旭の風鈴
- 稲武の風力発電所
- 足助の紅葉
- 下山の五平餅

ごあいさつ

平成 26 年 11 月に長野県白馬村で発生した地震において、震度６弱という大きな地震であったにもかかわらず、近隣住民の助け合いにより、ひとりの死者も出さなかったという報道がなされました。隣近所同士の日頃からのお付き合いが、いざというときに命を救うこともあるということを示しています。

本市は、自動車関連企業が多いことに伴い、人口構成が一定の世代に偏っており、10 年後、そしてさらにその後を見据えると、急激な高齢化を経験することが予見されます。また、家族形態や社会情勢の変化も重なって、孤立死、所在不明、ひきこもりなどを始めとする様々な社会問題が地域において発生することが見込まれ、誰もがこれらの問題に直面する可能性が出てきます。

行政による公的な支援の充実は今後も図っていくところですが、冒頭の災害の事例のように、いざという時には、地域の力が非常に大きいことから、市民の皆様にも、様々な場面において様々な形で担い手として活躍していただくことが多くなってくると考えられます。

地域における問題については、まずは、地域住民たる市民の皆様が地域の社会資源を活かして解決につなげていく、行政としてはそのような地域をつくっていくための仕組みを基盤としてつくっていく、そのような姿を目指しております。

このような「助け合い・支え合いのできる地域」をつくっていく指針を示すために、このたび「豊田市地域福祉計画」を策定しました。この計画の策定過程において、アンケート、ワークショップなどの場を通じて、地域、団体、事業者の方にも自分のこととして一緒になって考えていただきました。

豊田市社会福祉協議会が住民懇談会を開催して多くの方の御意見をいただきながら策定した「豊田市地域福祉活動計画」と一体的な計画とすることで、その指針をどうやって市民の皆様と一緒に実践に移していくかを分かりやすく示しました。

基本理念を「安心して　自分らしく生きられる　支え合いのまちづくり」としました。市民の皆様が、互いの違いや個性を認め合い、身近な人とつながることの嬉しさや楽しさを感じ、誰もが役割を持ち、支え合うことができる社会を築いていくという想いが込められております。

「助け合い・支え合いのできる地域」、すなわち、地域福祉の実践が、現在本市が未来志向でまちづくりに取り組み目指している『ミライのフツー』になるように、本計画の施策、重点取組などを「顔の見える関係づくり」から地道に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり実施しましたアンケートやワークショップ、住民懇談会などで御協力いただきました多くの皆様、豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において熱い議論を交わしていただきました同志社大学の上野谷先生を始めとする委員の皆様に感謝申し上げます。

平成27年　３月

豊田市長　　太田　稔彦

ごあいさつ

近年の少子高齢化や核家族の進行、価値観や生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化してきております。豊田市においても、家族の絆や人と人との関係が希薄化していく中で、社会的孤立感や様々な不安、生活課題を抱える人の増加や、過疎化・高齢化の進展に伴い、多様な課題が発生してきており、今後、更に複雑化していくことが予測されます。まさに共助のための「地域力」が求められる時であります。

このような状況の中、住民一人ひとりが、地域で役割を持ちながら、相互に支え、支えられて安心して暮らしていけるまちづくりを目指して、豊田市社会福祉協議会では、豊田市が策定する「豊田市地域福祉計画」と一体となって、住民とともに実践していく地域福祉活動の具体的な方向性を示す「豊田市地域福祉活動計画」を、平成 25、26 年度の２年間をかけて策定しました。

この計画の策定に当たっては、途中、住民主体による地域福祉活動推進の必要性について理解を深めていただく機会として、支え合いを意味する「結」をテーマにした「地域密着型福祉全国セミナー」を、豊田市を会場に開催するなど、住民の機運を高めていただく啓発活動も同時に行ってまいりました。

また、本市は都市部と農山村部の両方が共存する地域であり、県内で最も広い面積を有する地域であります。それぞれの地域の特色にあった活動を展開していくことができる計画とするために、住民の皆さんからの生の声を直接伺う機会として、市内 27 中学校区毎で各２回と、報告会を兼ねたブロック単位での住民懇談会を開催しました。特に、複数の地区では中学生の参加や、小・中学校の授業時間の中に、福祉学習の一環としてまちづくりについての児童・生徒からの声を聞く機会もいただき、次代を担う子ども達の思いも計画に反映するなど、そのプロセスを大切にしながら策定に取り組んできました。

この計画は平成 27 年度から５年間の地域福祉推進のための基本的な方向性を示したもので、私たち社会福祉協議会としても活動の指針となるものです。

計画の基本理念であります、“安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり”に向けて、住民の皆様や関係機関・団体の皆様と協働して、地域に根ざした地域福祉活動を展開してまいりますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、計画策定に当たりましてご指導ご助言をいただきました、地域福祉活動計画策定委員会上野谷委員長はじめ策定委員の皆様、貴重なご意見ご提言ご協力いただきました多くの住民の皆様や、関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

平成27年　３月

社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会

会長　　宇井　鋹之

「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を
豊かなまちづくりに結実させましょう

私たちは、誰もが幸せになる権利を持っていますが、同時に、互いの幸せを尊重するとともに、地域社会を存続させる責任があります。

子どもは、家族や近隣の友人や教職員とともに、大人は、家族や職場や社会の人々とともに、皆が豊かに参画し協力し合って互いの生活の安全と安心を創っていかなければなりません。

豊田市は、度重なる地域合併を繰り返しながら、それぞれの地域において住民が築いてきた伝統と福祉活動を大切にするとともに、企業・事業所、学校、医療・行政・福祉関係機関などと協力し合って、住みよいまちを創ってきました。

しかし、今日、私たちの生活を取り巻く状況は、従来の制度や方法だけでは対応できないほど複雑多岐な生活課題が出現しています。超少子高齢社会、地球規模での経済活動、環境・災害問題、地域社会や家族のつながりの綻び、無縁社会とまで呼ばれる現状で、今まで以上に、近隣での助け合いや、安心・安全なまちづくりを地域福祉の視点で進めていく必要があります。とりわけ豊田市域においては、“企業城下町”といわれる良さを活かしながら市民総参加での準備が必要で、特に、団塊世代の活躍には期待するところです。

さて、今回の計画策定には、いくつかの特徴があります。１つには、「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉活動計画（民間計画）」を一体的に策定したことです。特に、それぞれの策定委員会と事務局（市・社協）がしっかり連携を図った結果が、策定段階での活発な議論につながったと評価します。２つには、ワークショップや住民懇談会を通じ、住民相互が広く意見を交え、自分の住むまちづくりへの参加を学んだことです。特に、小・中学校にも協力をいただき、子どもたちの参画を得られたことは、広がりと深まりを重要視している福祉教育実践としても評価されます。３つには、内容に関することです。今回の計画は第１期計画であるとの認識で、“地域福祉の精神”の理解高揚に努めたことです。災害に関しての取組や子育て、障がい者の理解、企業等の社会貢献活動への期待、住民と関係機関との協働、専門職同士のチームワークなどを強化していく必要があります。４つには、住民懇談会の実施状況などを振り返る時、地域福祉の実践を推進・支援していく中心的組織である社協職員が、積極的に一丸となって取り組んだことで、必ず、今後に活かされると信じています。

計画は実践してはじめて活きます。今後、進捗状況を評価していただきながら、第２期計画へとつなげていただければ幸いです。市と社協が車の両輪として、引き続き相互に信頼し合い、積極的に協働していくことを望んでいます。

最後になりましたが、計画策定に当たって積極的にご協力いただきました市民、関係機関・団体の皆様にお礼を、そして策定作業に携わっていただきました委員の方々に感謝を申し上げます。

平成27年　３月

豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会長
豊田市地域福祉活動計画策定委員会　委員長

上野谷　加代子
（同志社大学　教授）

目　次

は じ め に..... 1

第１章　計画の策定に当たって..... 7
　１　地域福祉とは..... 8
　２　市域と身近な地域における取組のつながり..... 11
　３　計画策定の趣旨・目的..... 12
　４　計画の位置付け..... 17
　５　計画の期間..... 19
　６　計画の策定体制..... 20

第２章　豊田市の地域を取り巻く現状と課題..... 21
　１　統計データから見る豊田市の現状..... 22
　２　アンケートから見る市民・活動者の意識..... 27
　３　ワークショップからの意見..... 33
　４　豊田市の地域福祉の課題..... 35

第３章　計画の基本事項..... 37
　１　基本理念..... 38
　２　５つの視点..... 38
　３　基本目標..... 40
　４　施策の体系..... 41

第４章　施策の展開..... 43
　第４章の表し方..... 44
　基本目標１　「顔の見える関係づくり」を進める..... 46
　　（１）地域に関心を持つきっかけづくり..... 46
　　（２）地域での居場所づくり..... 48
　基本目標２　地域福祉活動の担い手を増やす..... 50
　　（１）地域福祉の機運の盛り上げ..... 50
　　（２）地域デビュー・活動デビューの推進..... 52
　　（３）地域におけるリーダーなどの育成..... 54
　基本目標３　助け合いのできる地域をつくる..... 56
　　（１）支援をつなぐコーディネート機能の充実..... 56
　　（２）見守り活動の活性化..... 58
　　（３）多様な主体によるサービスの提供..... 60

（４）総合的な地域力の強化 62
基本目標４　社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる 64
（１）総合相談支援の推進 64
（２）自立を促す支援の推進 66
（３）権利擁護の推進 68
基本目標５　要配慮者対策を進める 70
（１）避難行動要支援者への支援体制の整備 70
（２）福祉的視点からの防災・減災対策の推進 72
重点取組 74
基本目標１　「「顔の見える関係づくり」を進める」の重点取組 74
基本目標２　「地域福祉活動の担い手を増やす」の重点取組 76
基本目標３　「助け合いのできる地域をつくる」の重点取組 78
基本目標４　「社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる」の重点取組 81
基本目標５　「要配慮者対策を進める」の重点取組 83
数値目標 84

第５章　地区別の取組方針 85
１　都市部と農山村部における地域福祉推進の方向性 86
２　第５章の表し方 87
崇化館地区 88
梅坪台地区 90
朝日丘地区 92
逢妻地区 94
高橋地区 96
美里地区 98
益富地区 100
豊南地区 102
末野原地区 104
上郷地区 106
竜神地区 108
若林地区 110
前林地区 112
若園地区 114
猿投台地区 116
井郷地区 118
猿投地区 120
保見地区 122
石野地区 124

松平地区 126
藤岡地区 128
藤岡南地区 130
小原地区 132
足助地区 134
下山地区 136
旭地区 138
稲武地区 140

第６章　更なる基盤づくりに向けて 143
１　人材の育成 144
２　民生委員・児童委員の活動支援 145
３　情報の共有 145
４　生活しやすい環境の整備 146
５　社会福祉法人等との連携強化 146
６　財源の確保と有効活用 147
７　地域包括ケアシステムの構築 147

第７章　計画の推進体制 149
１　計画の進行管理 150
２　計画の評価体制 150

資　料　編 151
１　策定の経過 152
２　豊田市社会福祉審議会 154
３　豊田市地域福祉活動計画策定委員会 157
４　用語説明 160

はじめに

ある地域のミライ

Ａさんは、就職のために県外から豊田市に転入してきました。豊田市に住んで数年後、結婚して子どもが生まれ、市内でマイホームを建てることになりました。新たに住むことになった地域は、同じように県外などから転入してきた家庭が多く、働き盛りの親世代とその子ども世代が増え、非常に活気のある地域となりました。

時が経ち、子どもたちは進学や就職のために親元を離れて暮らすようになりました。地域の中に、子どもや若い世代の人たちが徐々に減っていきました。

親世代であるＡさんたちも年齢を重ね、長年勤めた会社を退職する年代になりました。ふと気が付けば、地域の中は、同じように夫婦のみで暮らす世帯ばかりになっていました。

退職したとはいっても、Ａさんたちの世代はまだまだ健康で、生活に困ることはありません。現役時代はずっと仕事に打ち込んできたので、周囲との交流も少なく、地域活動と言ってもどのように参加したらよいか分かりません。夫婦で旅行に行くなどして、退職後の自由な時間を謳歌しています。

さらに時が経ちました。子どもたちも結婚し、市外でそれぞれの家庭を持っています。Ａさん夫婦も、長らく夫婦二人だけで暮らしています。周りの同じ世代を見ると、夫婦のどちらかが先立ってひとり暮らしになった人たちも少なくありません。

Ａさんも、徐々に体力的な衰えが見え始め、生活の中で不便なことが増えてきました。周囲も同じような家庭が多いのですが、これまでお互いの関わりが少なかったので、なかなか隣近所同士で協力し合うことができません。行政による支援も一定のものは受けられますが、限界がある状況です。

Ａさん夫婦は、多少の不便さを我慢しながら生活しています。このままさらに時が経てば、近くの商店や医療機関もなくなり、地域が限界集落となってしまいそうです。

買物や通院といった生活の問題や、これから孤独に暮らしていくことになるのかもしれないという不安を抱えながら、Ａさんは生活しています。

「もっと地域で仲間をつくっておけば」「もっと地域のことを真剣に考えて行動していれば」と思いながら毎日を過ごしています。

今、何も行動に移さなかったら、市内において、将来本当にこのような地域がいくつも生まれてしまいます。今何をするべきか、住民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割について考えていく必要があります。

次に示す、市内で実際にあった出来事は、「私たちがすべきこと」を考えるきっかけになるものです。

3月のとある日の出来事

３月のとある月曜日の夜、地域福祉課の職員が市役所で残業をしていると、一本の電話が入りました。一人の市民からの電話です。

「お隣に住んでいるＢさんの姿が確認できない。」

どうやら、家の電気が点いていない、でも家の中からテレビの音が聞こえる、新聞も溜まっている、家はどこも施錠されており中の様子が確認できない、そんな模様です。

Ｂさんが、ひとり暮らし高齢者として市に登録していることを確認して、ひとまず、現場に急行しました。

Ｂさん宅に着くと、電話をくれたお隣に住むＣさん、ご近所のＤさん、地域の民生委員さんと合流しました。

３月でも夜はまだとても寒いですが、私たちが来るのを外で待ってくれていました。合流した皆さんと一緒に家の様子を確認しましたが、電話で聞いていたとおりで、家の外から声を掛けても返事はありません。

Ｂさんは、89 歳。ひとり暮らしで、Ｃさん家族と日頃から一緒に買い物に行くなど親しくしており、先週の木曜日には元気な姿を見せてくれていたとのことです。

Ｃさんは、Ｂさんの遠方に住む姪のＥさんとも懇意にしており、既にＥさんに事情を説明し、ガラスを破って家の中に入ることに了解を得ていました。

すぐさま、警察を呼びました。

警察が到着し、ガラスを破って家の中に入りました。

Ｂさんは、ベッドで横になり、口から物を吐いた状態で意識を失っていましたが、一命を取り留めました。

救急車を呼び、Ｃさんも一緒に行っていただき、状況の説明をしていただきました。

翌日、姪のＥさんが来てくれて対応してもらうことができました。

Ｂさんがご近所付き合いを大切にしてくれていたので、一命を取り留めることができたのです。

ある外国人夫婦の出来事

豊田市内に住むベトナム人夫婦のＦさんとＧさん。

夫のＦさんは日本語を話せますが、妻のＧさんは日本語が話せません。

Ｇさんは出産を控えており、Ｆさんがいない時に何かあったらどうしたらいいのかと、不安に思っていました。

そこで、Ｆさんは市に相談し、保健師にタクシーの呼び方や準備しておくものなどについて詳しく教えてもらいました。丁寧に教えてもらい、２人はやっとそこでひと安心できました。

しばらく経って、無事、Ｆさん、Ｇさん夫婦にかわいい赤ちゃんが誕生しました。初めての子育てで、夫婦は赤ちゃんのお風呂の入れ方やおむつの交換、授乳の仕方など分からないことだらけです。どこか相談できるところはないかと探し、「とよたファミリーサポートセンター」に出会いました。そこで子育てについて相談し、何度もセンターに登録されているボランティアさんと打合せを行いました。ベトナム語の翻訳機なども調達しながらコミュニケーションを図り、Ｆさん、Ｇさん夫婦の不安だらけの子育てに、ボランティアさんを始めとする心強い仲間が増えていきました。

相談をきっかけにして、地域に知り合いがいなかった一組の外国人夫婦の周りに、子育て支援の輪が広がっています。

ある母子の出来事

ある夫婦が、１歳になる子どもと３人でアパートに暮らしています。夫婦は結婚して豊田市に移り住んだため、近くに家族や友人がいませんでした。

子どもが生まれて３か月になる頃から、市の保健師と主任児童委員が定期的に家庭訪問を行い、様子を見ていましたが、日中は母親のＨさんと子どものＩちゃんが２人きりで、一日中、自宅にいるようでした。

母親のＨさんは、Ｉちゃんが１歳を過ぎる頃から、なかなか歩き始めないことが気になるようになりました。以前、健診の時に保健師から「子ども発達センター」に行くよう勧められたこともあり、子どもの発達のことがどんどん不安になってきましたが、誰に相談すればいいのかわかりません。

そんな時、Ｈさんの様子を気にかけていた地域の主任児童委員がＨさんに声をかけました。「一緒にこども園の「子育て広場」に行ってみませんか？」。

始めは乗り気ではなかったＨさんも、何度も誘われるうちに気持ちが徐々に変化し、ようやく参加することになりました。最初のうち、Ｈさんは周りに馴染めずにいましたが、Ｉちゃんはだんだん、周りの子どもと遊ぶようになっていきました。

２回目に参加した時、今までハイハイしかしなかったＩちゃんが突然立ち上がり、少しずつですが歩き始める行動をとるようになりました。Ｈさんは子どもの突然の行動にびっくりして、同時に涙が出てきました。「この子がこんなに歩くことができるなんて…」。

それからしばらく経ったある日、交流館で仲良くおしゃべりをしたり、食事をしている親子連れの集まりの中に、Ｈさん、Ｉちゃん親子の姿が見られるようになりました。

今では、地域の子育てサークルにも積極的に参加するようになって、母子ともに表情も明るくなったようです。

それまで様子を見守ってきた市の保健師と主任児童委員も、その姿を見てとてもうれしくなりました。

あるレストランでの出来事

小学生のＪ君は、お父さん、お母さんと一緒に、豊田市内のあるレストランに出かけました。隣の席には、２人の男性が座っています。２人のうち、１人の男性は「ワーワーワー…」と大きな声を出しています。

Ｊ君はお母さんにたずねました。「隣の席の人は、なんで大きな声で騒いでいるの？」。
するとお母さんは、Ｊ君に言いました。「あの人は、レストランに来られたことが嬉しいんだよ。とっても嬉しいから、ああやって喜んでいるんだよ」。

実は、大きな声を出している男性には、生まれつき発達障がいがあります。この日はヘルパーの男性と一緒に食事に来たのですが、お店にいる時でも、周りに人がいる時でも、大きな声をあげたり、ピョンピョンと飛び跳るといった行動をとってしまうのです。
Ｊ君のお母さんは、そんな男性のことを障がい者や変わった人、ましてや迷惑なお客ではなく、たまたま居合わせた「お客さんの一人」としてＪ君に説明しました。

その後、ドリンクコーナーでピョンピョン飛び跳ねている男性を見て、Ｊ君は「本当にうれしそうだな」と思いました。
店員さんも、男性に「いつもご利用いただきありがとうございます」と声をかけています。レストラン側も男性を受け入れ、他の人と同じお客さんの一人として接しているのです。

障がいには、様々な特性がありますが、Ｊ君一家やこのレストランのように、周囲の環境や人々の意識によって、障がいのある人もそうでない人も、同じように暮らせるようになっています。

豊田市のミライを明るいものにするために、そして、４つのエピソードで見てきたような、身近にある、心があたたかくなるようなふれあい、支え合いの取組が「ミライのフツー」になるように、今、豊田市で進めていくべきことを、この計画にまとめました。

第１章　計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

（１）「地域福祉」とは

「地域福祉」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。“幸せ”を意味する「福祉」という言葉に、「地域」という言葉がついています。

この言葉のとおり、「地域福祉」には、一人ひとりが、普段の暮らしの中で幸せを感じることができる地域をつくっていくという意味が込められています。

“普段の暮らしの幸せ”のためには、家族や友人、地域住民など、身近な人々との関係性を良好に保つことと、幸せづくりを応援する基盤が重要な要素となります。

近隣関係が希薄になりがちな現代において、誰かを助けながら、そして誰かに助けられながら、人と人とのつながりや出会いを大切にして、誰をも排除せず、誰もが自分らしく生きることができる地域をつくることが大切になっています。

■地域福祉のイメージ

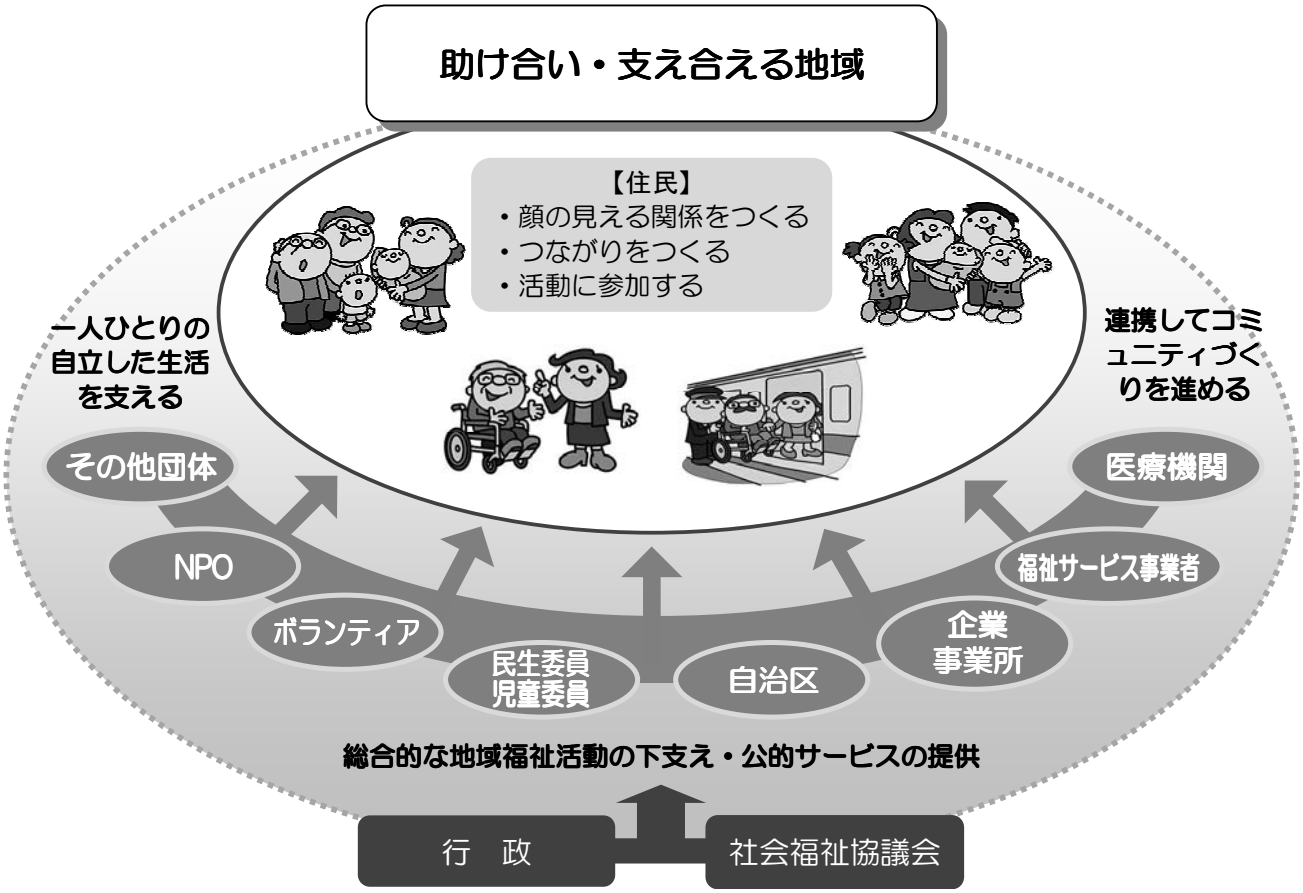

（２）「自助」「共助（互助）」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢で介護を必要とする人、認知症で見守りを必要とする人、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人、ひとり暮らしで話し相手がいない人など、様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。そして、性別・年齢・家族構成や国籍などによってもその悩みや課題は様々であり、公的なサービスだけで適切な対応を行っていくことは困難となっています。

このような多種多様な生活課題に対し、できる限り自分自身や家族で解決することを考え、対応することを「自助」と言います。そして、それだけでは解決できない場合に、隣近所の手助けや支え合いで対応することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」と言います。ただし、どちらも地域ぐるみの支え合いという意味であるため、互助の考え方も含め、本計画では「共助」と言います。さらに、「自助」「共助」でも解決できない課題に対しては、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」が必要となります。

本計画で進めようとする地域福祉とは、一人ひとりの“普段の暮らしの幸せ”を実現するために、こうした「自助」「共助」「公助」の視点から地域の生活課題の解決を図り、更には「自助」と「共助」のすき間、「共助」と「公助」のすき間をつなげながら、支え合い・助け合うことができる地域づくりを進めるものです。

（３）身近な地域福祉活動

地域福祉を進めるための活動は、特別なことではなく、すでに本市において行われています。

例えば、子育ての悩みを抱えている人に、隣近所の人が相談に乗ること。小学生にあいさつをして、安全な登下校を見守ること。ひとり暮らしの高齢者の様子を気遣うことなどがあります。

「近所のあの人が困っているようだ」「自分にも何か手伝えることはないだろうか」。そんな気付きが、地域福祉の第一歩になります。

（４）豊田市における「地域」の範囲

本市は、平成17年４月１日に、豊田市・西加茂郡藤岡町・西加茂郡小原村・東加茂郡足助町・東加茂郡下山村・東加茂郡旭町・東加茂郡稲武町の７市町村が合併して新たな豊田市として誕生しました。市の面積は918.47km^{2}と広大になり、愛知県で最も面積の広い市となりました。

市の北西部から南部は、本市の基幹産業である自動車関連の企業が多く立地する市街地となっており、市の東部と北部は山間地となっています。

広大な市域を持ち、市内の地域特性も多様になっている豊田市では、地域の活動も様々な範囲で行われています。

①自治区（組・班）

本市には 302 の自治区があり、地域ごとに防犯・防災活動、環境美化活動、交流の機会づくりなどに取り組んでいます。さらに、27 の中学校区ごとに地区区長会が組織されています。

②中学校区

本市には 27 の中学校があり、この単位で交流館を設置しています。自治区を始めとする地域の各種団体で組織される地区コミュニティ会議も 27 の単位で設置され、地域で活動する各種団体間の連絡調整・情報交換を行っています。多くの地区コミュニティ会議には、地域福祉を推進する「福祉部会」などの組織が設置され、活動を展開しています。

③地域自治区

住民自治力を高め、行政とのパートナーシップの下で効果的・効率的に地域課題の解消を図るため、本市では平成 17 年 10 月から地域自治区制を導入しています。市内を 12 に分けた地域自治区では、それぞれ地域会議を設置しています。地域会議は共働によるまちづくりの推進役となる組織として市内に 27 あり、住民参加の下で、地域課題の解決策の検討と行政への提言、市長から地域の重要な行政施策について諮問を受けた場合の審議・答申、「わくわく事業」の審査、地域のまちづくり情報の発信等を行っています。

■地域の範囲イメージ

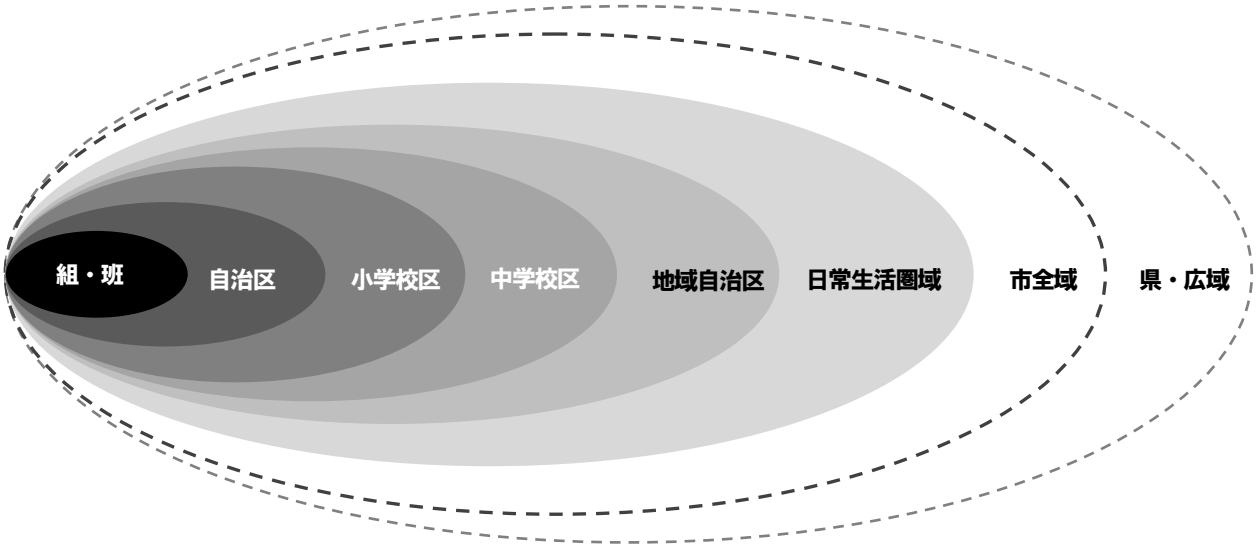

2 市域と身近な地域における取組のつながり

前ページで示したように、地域福祉の活動範囲は重層的なものとなっています。そして、地域福祉活動において、身近な地域、より広い範囲の生活圏域、全市をカバーする範囲において、それぞれが担う役割や、取組は異なります。本市における地域福祉活動を考える前提として、市域と身近な地域における取組のつながりについて、見守り活動を例にして以下に示します。

より地域が活躍するフィールド

身近な地域での取組

見守りなどが必要なＡさんの支援の在り方について、話し合い、適切な支援の実施につなげます。

参加者：地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター、Ａさんの親族、近隣住民、社会福祉協議会、市など

情報共有

広範囲の地域で活躍するフィールド

市を複数の生活圏域単位に分けての取組

身近な地域で発生している支援困難な事例について、地域特性があるか、地域の社会資源の効果的な活用があるかなど話し合い、支援策の成功事例などを共有し、身近な地域での取組にフィードバックします。

参加者：民生委員・児童委員、自治区長、地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、市など

情報共有

全市における取組

生活圏域単位の取組や身近な地域での取組を通じて、各地で起こる支援困難な事例の共通する問題やそれを支援する制度設計について話し合い、新たな支援の仕組みの構築を目指していきます。

参加者：医療機関、弁護士、警察、民生委員・児童委員、自治区長、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、市など

より行政や社会福祉協議会が活躍するフィールド

3 計画策定の趣旨・目的

（１）国の動き

○わが国では、平成12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法の中で「地域福祉の推進」が初めて明確に位置付けられました。更に、「介護保険法」が施行されたことを始めとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用する仕組みとなっていきました。

○各種の法制度が整備され、子ども、障がい者、高齢者などを対象とする福祉サービスが充実していく一方で、近年では避難行動要支援者の問題や、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題、制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕在化するようになってきました。

○更に、急速な少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、わが国の社会保障制度全体の在り方が見直される中、自助・共助・公助の組合せによる仕組みづくりや、地域福祉の推進は、今後の社会の在り方を決定付ける重要事項となっています。

○変化する時代の流れや福祉制度の改正等を踏まえ、地域福祉の推進に大きな役割を果たす民生委員・児童委員や社会福祉法人について、それらを取り巻く仕組み・環境や在り方についても検討が進められています。

○地域福祉に求められる役割がますます重要性を増している中、行政、社会福祉協議会と地域住民などの多様な主体が地域福祉推進の理念や考え方、仕組み等を共有し、身近な生活課題に対応できる地域づくりを推進していくことが求められる時代となっています。

■近年の福祉に関する主な法律の状況

成立年	法律名
平成９年	介護保険法
平成12年	社会福祉法（社会福祉事業法からの改正）
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成17年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
	子ども・子育て支援法
平成25年	生活困窮者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律

（２）愛知県の動き

○愛知県では、平成５年７月に、20世紀に残された８か年の間に実施すべき福祉施策の大筋を明らかにした「あいち８か年福祉戦略（愛フルプラン）」が、平成13年３月には21世紀初頭における県福祉の進むべき方向を明らかにした「21世紀あいち福祉ビジョン」が策定され、保健・福祉の総合的な推進が図られてきました。

○「21世紀あいち福祉ビジョン」の推進については、ビジョン策定後、介護保険制度の一部改正や障害者自立支援法の施行などの制度改正に対応しながら進められてきました。

○平成23年６月に「あいち健康福祉ビジョン」が策定され、この中の一部が、県における地域福祉推進の基本的方針となる「愛知県地域福祉支援計画」として位置付けられました。このビジョンの中では、目指すべき将来像を「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」と掲げ、地域の分野では次のような施策を設定しています。

■あいち健康福祉ビジョン　第３節 地域 「健康福祉の地域力が充実した社会へ」の施策体系

１．新しい支え合いの推進
　地域の課題を解決するため、地域における多様な主体が連携・協働し、支え合う仕組みづくりを進めます。

２．環境づくりの推進
　人にやさしい街づくり、バリアフリー、住まいの確保など、地域で安心して暮らすことのできる環境の整備を進めます。

３．ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の推進
　県民一人ひとりが、自分が望んでいる地域で、自分らしく生き、心豊かに、幸せに暮らしていけるよう、社会の構成員として共に包み支え合うための仕組みづくりを進めます。

（３）豊田市の動き

○本市では、平成17年度に「豊田市まちづくり基本条例」を制定し、「共働」の考え方をまちづくりの根幹に据えて市政を推進してきました。「共働」は、市民と行政が協力して働くことのほか、市民と行政が、共通する目的に対してそれぞれが主体性を持って働き、行動することで、よりよいまちを目指すことを表しています。

■共働によるまちづくりの考え方

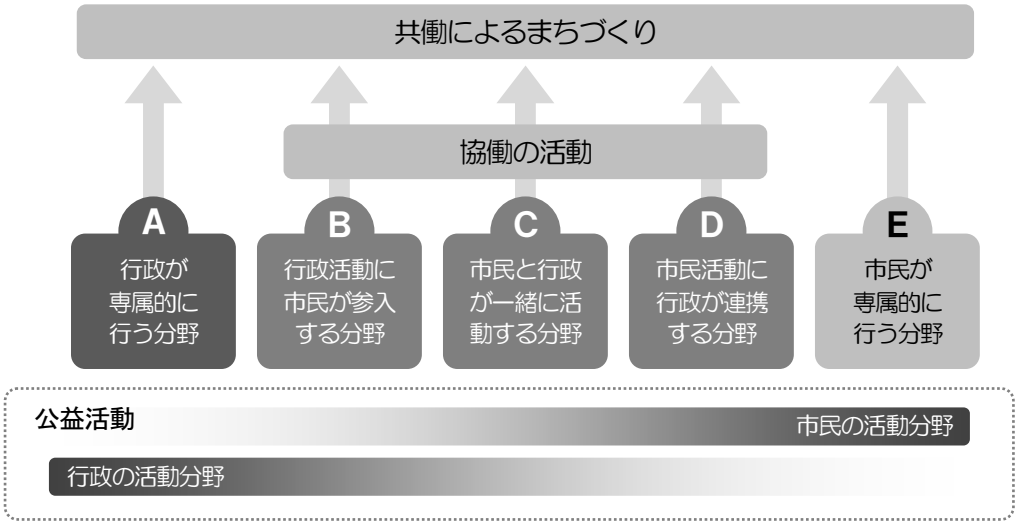

Ａ　行政が責任を持って行う活動の領域で、政策等の策定、実施、評価に際して、市民の声を聞くことや、市民の意見を反映させるなどの市民参加を図る分野

Ｂ　行政施策に市民活動の専門性や機動性を活用するため、委託等により直接的に市民活動が行政施策を実施する分野

Ｃ　共催や実行委員会などによる自発的な市民活動との連携を図る分野。双方に主体性があり、責任も分担するもの

Ｄ　市民が責任を持つ主体的な公益活動に対し、行政が側面的に支援する分野

Ｅ　行政の関与を受けない市民の主体的な公益活動の分野

○平成18年度には、市民活動を活性化する仕組みとして「豊田市市民活動促進条例」を制定しました。本市では、住民の自治組織である自治区を始め、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などの地域組織、ボランティア、ＮＰＯ等の市民活動団体、サービス事業者など、様々な団体が多様な活動を展開しています。また、企業が多く立地する本市においては、企業による社会貢献活動なども大切な財産となっています。

○都市内分権を進める体制整備や、市民活動を促進する仕組みづくりが進み、多様な主体がそれぞれ自立しながらまちづくりに取り組む土壌が整う中、福祉政策においては、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども福祉など、それぞれの分野別の計画に基づいて取組を推進してきました。

○本市においては、これまで高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに策定した個別計画に基づいて着実に福祉施策を展開してきており、また、地域においては自治区、地区コミュニティ会議、地域会議が地域課題解決の主体として機能していることから、地域福祉計画を策定してきませんでした。しかし、高齢者の所在不明問題、孤立死やひきこもりなど、制度の狭間で苦しむ人や複合的な問題を持つ人などの新たな社会問題の発生や、避難行動要支援者や生活困窮者への対策が求められてきたことなどから、改めて総合的な福祉施策を検討する必要性が生じてきました。

○このような課題解決のためには、「地域の力」が必要不可欠です。行政のみでなく、地域を含めて、多様な生活課題を抱える人への対応や災害時対策などを進めていくため、本市における地域福祉推進の指針として、平成25年度、平成26年度の２か年にかけて、本計画の策定に取り組みました。その際、地域福祉の推進をより実効性のあるものとするため、行政の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

（４）豊田市社会福祉協議会の動き

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図る団体」として規定されている、営利を目的としない民間組織です。

○昭和26年に挙母市社会福祉協議会として発足し、昭和50年10月１日には社会福祉法人としての登記を完了しその位置付けを明確にしました。その後、平成17年４月の市町村合併に伴い、近隣７市町村の社会福祉協議会が合併し、これにより組織内に旧町村単位の支所が置かれました。

○豊田市社会福祉協議会には、執行機関である理事会と、議決機関としての機能を有する評議員会、更に、業務執行や財産の状況を監査する監事を設置し、社会福祉の推進と適正な事業運営を図っています。また、各種の福祉事業を推進するに当たって広く住民の参加協力や支持を得るために会員（一般会員・法人会員・施設会員）制度を設けています。

○社会福祉協議会が本分とする地域福祉推進のための事業を展開していくためには、多くの市民の理解と協力が必要であり、中でも、市民から期待する財源は「①会員会費、②寄付金、③共同募金運動の配分金」です。豊田市社会福祉協議会においては、これらの募集について、例年、自治区長、民生委員・児童委員等の支援の下、市民から協力を得ています。

○豊田市社会福祉協議会は、会費・寄付金・共同募金運動の配分金以外にも、住民の期待に応え、地域福祉活動を実践していくための財源として、昭和62、63年度に展開した福祉ボランティアのまちづくり事業（通称「ボラントピア事業」）を契機に「ボランティア基金」を設置し、また、平成４、５年度に展開した福祉のまちづくり事業を契機に「地域福祉基金」を設置しながら、組織基盤の確立を図ってきました。そして、平成17年度には、この２つの基金を統合し「地域福祉活動基金」と名称も改め、更に充実した事業が実施できるように体制を整備するなど、自主財源の確保に努めています。

○豊田市社会福祉協議会は、地域の実情に応じた福祉活動を推進しています。特に、地域のボランティアと協力し、高齢者をはじめ、地域住民の方が気軽に集える「ふれあいサロン事業」を進めているほか、地区コミュニティ会議単位での福祉啓発等に関する事業に対しての協力や福祉活動への住民参加の推進、ボランティア育成や活動に関する相談やコーディネート、小中高校における福祉教育実践の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

○高齢者や障がい者の方たちの在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）やデイサービス（通所介護）をはじめ、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な課題やニーズを持った市民の不安を少しでも解消するため、幅広い相談窓口を設け、内外の関係機関と連携し総合相談体制の整備に取り組むなど、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

○社会福祉協議会は、地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

■豊田市社会福祉協議会の「基本理念」「経営方針」及び「職員の行動指針」

１　基本理念

「地域住民と協働して社会福祉事業を進め、子どもから高齢者まで全ての人々がともに助け合い、安全で安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりをめざします」を豊田市社会福祉協議会の基本理念として組織運営を行います。

２　経営方針

豊田市社会福祉協議会は、この基本理念を達成するために、次の経営方針に基づいて地域福祉事業を推進します。

（１）福祉関係者との連携を密にし、積極的に地域福祉を推進します。
（２）愛と思いやりをもって質の高い福祉サービスを提供します。
（３）住民（会員）の期待に応えられるよう提案型の事業経営を行います。

３　職員の行動指針

（１）住民から信頼される社会福祉の専門家をめざします。
（２）利用者の立場に立って行動するよう努めます。
（３）自らの業務に誇りと責任をもって前向きに取り組みます。
（４）社会情勢の変化に対応できるよう自己研鑽に努めます。
（５）ボランティア精神を養い社会貢献に努めます。

（５）計画策定の目的

本計画は、上記のようなこれまでの社会潮流、行政や社会福祉協議会の取組等を踏まえ、本市に住む全ての地域住民の幸せな暮らしを目指し、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合える関係づくり、お互いを認め合い支え合える地域づくりのための理念を明らかにするとともに、地域福祉推進のための仕組みづくりと役割の明確化を図るものです。

地域福祉推進のための理念や仕組み等の基盤をつくる行政と、地域福祉活動実践の核となる豊田市社会福祉協議会において役割分担を図りながら、市民、地域活動団体、サービス事業者、企業等との共働の下で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、市民一人ひとりの“普段の暮らしの幸せ”を地域ぐるみで実現することを目的として本計画を策定します。

4 計画の位置付け

「豊田市地域福祉計画」は、社会福祉法第107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。また、「豊田市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が、住民が主役となった地域福祉活動を実践するために策定する住民活動計画です。

「豊田市地域福祉計画」と「豊田市地域福祉活動計画」は相互に連携を図ることが重要であることから、豊田市と豊田市社会福祉協議会が連携を図りながら、両計画を一体的に策定します。

また、本計画は「第７次豊田市総合計画」やその他の関連計画との整合を保ちながら策定します。

さらに、市町村地域福祉計画に記載すべき事項が示されている国からの各種通知の内容も踏まえながら、必要な事項を盛り込んだ計画とします。

■社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

（１）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（２）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（３）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■市町村地域福祉計画に関する関係通知等

通知等	内容等
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 14 年４月）	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成 14 年１月 28 日社会保障審議会福祉部会報告）を踏まえ、計画策定に当たっての参考資料として策定指針の在り方が示された。
市町村地域福祉計画の策定について（平成 19 年８月）	災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされた。
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について（平成 22 年８月）	市町村地域福祉計画が、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じることとされた。
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年３月）	地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置付けるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記することとされた。

■上位計画・関係計画との関係

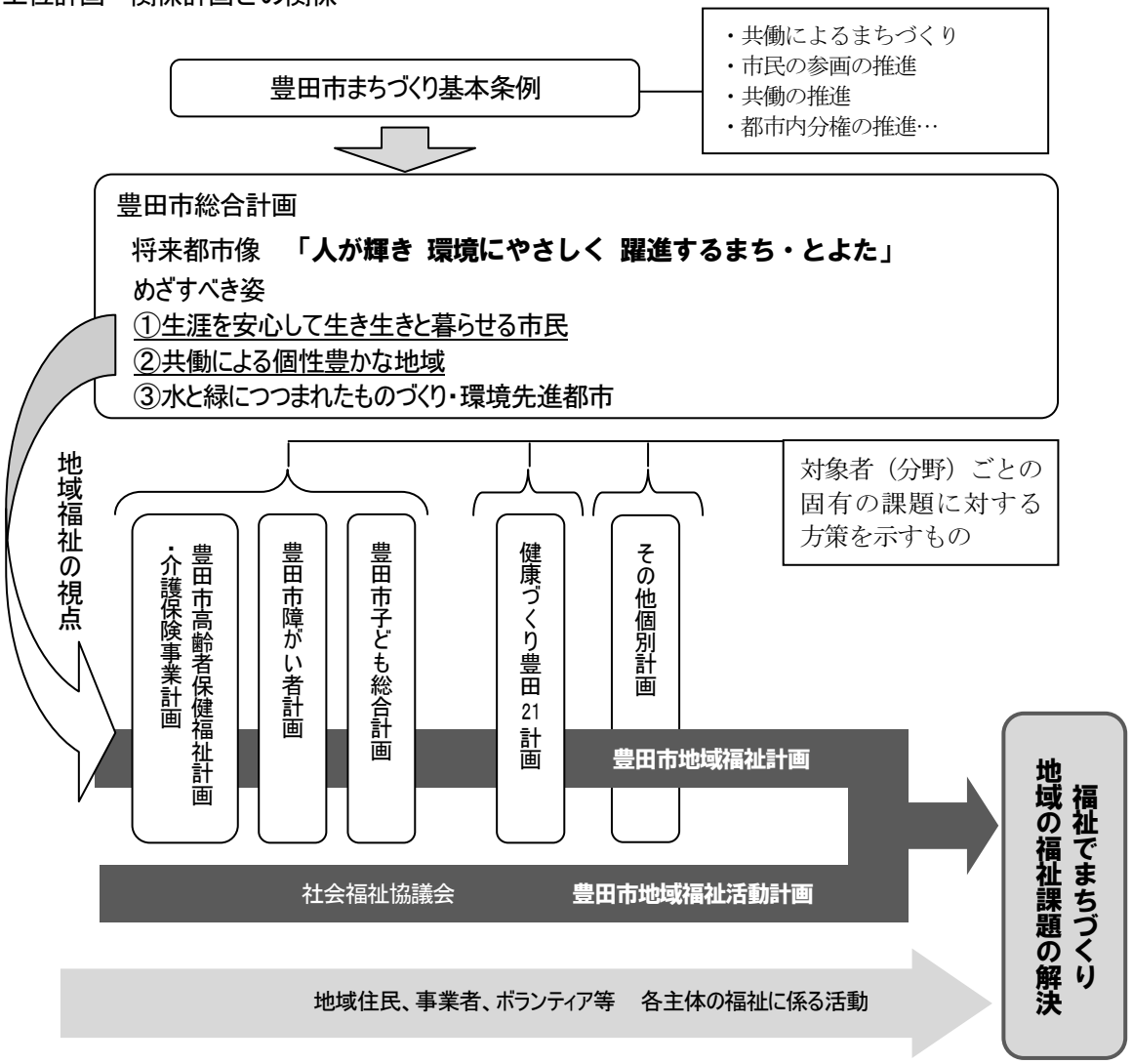

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの５年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

本計画では、中長期的な視点を持ち、更に少子高齢化が進行すると考えられる10年後を見据えて施策を展開します。

■計画の期間（上位計画・関連計画含む）

<table>
<tr><th>計画名</th><th></th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="3">豊田市総合計画</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="5">第７次（平成 20 年度～）</td><td colspan="7">第８次（平成 29 年度～）</td></tr>
<tr><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>豊田市地域福祉計画
豊田市地域福祉活動計画</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">（５か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>豊田市子ども総合計画</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">（５か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">豊田市障がい者計画</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">障がい者計画（６か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td colspan="3">第３期</td><td colspan="2">第４期</td><td colspan="2">第５期</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>豊田市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画</td><td colspan="3">第５期</td><td colspan="2">第６期（３か年）</td><td colspan="2">第７期（３か年）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>新・健康づくり豊田 21 計画</td><td></td><td colspan="4">（５か年）</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

6 計画の策定体制

本計画は、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」「豊田市地域福祉活動計画策定委員会」が中心となり、計画の検討を行いました。また、本計画は、アンケートやワークショップ、住民懇談会や、パブリックコメントの実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。

■計画策定の流れ

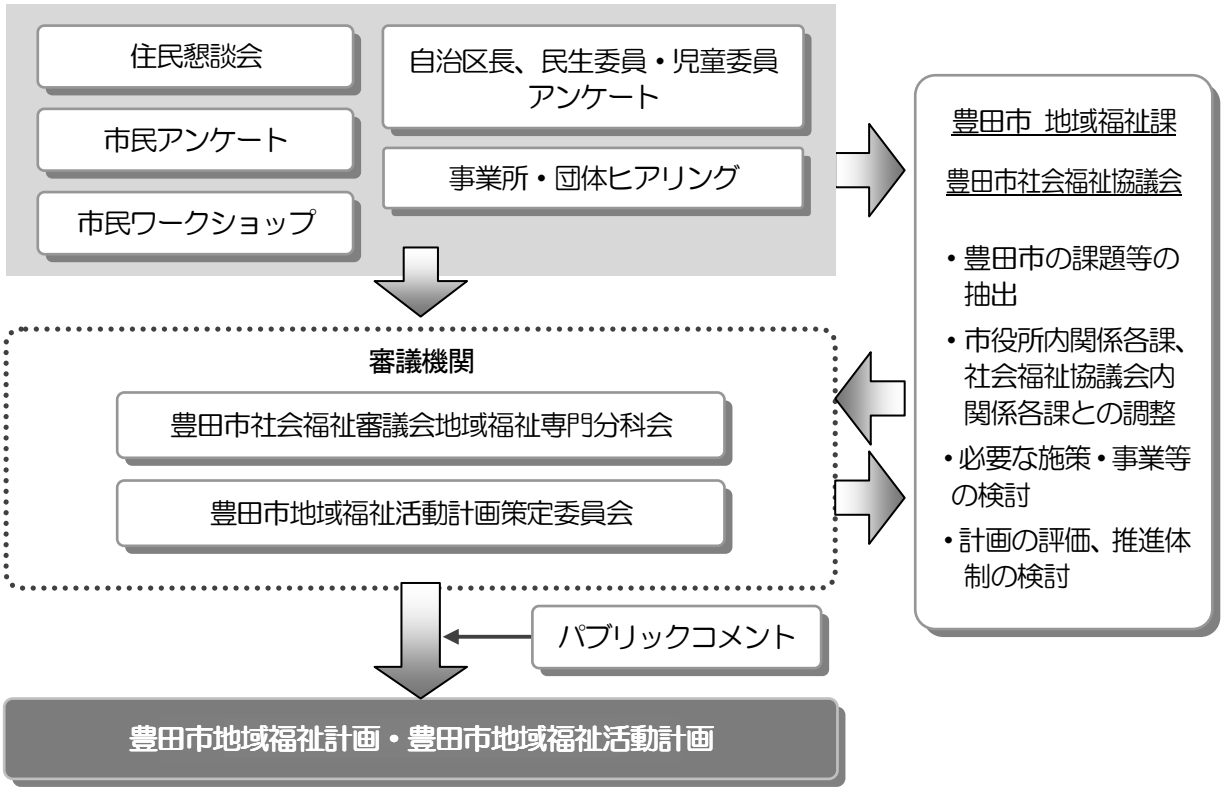

■市民参画の状況

区分	概要
市民アンケート	市内に在住する20歳以上の市民から3,500人を抽出し、生活課題や地域の現状、福祉に対する意識、要望等を把握しました。
自治区長、民生委員・児童委員アンケート	市内で活動する自治区長306人（合併自治区４人含む。）、民生委員・児童委員544人を対象に実施し、活動者の視点からの地域課題等を把握しました。（平成25年９月時点の人数）
市民ワークショップ	地域の活動者と一般市民の参加により、全市的な課題を抽出する場として全３回のワークショップを実施しました。
住民懇談会	住民に対する福祉学習の一環としての意味を含めて、市内27地区で各３回開催し、各地域の課題の抽出やその解決策の検討、地区が目指すべき方向性を明確にするために実施しました。
事業所、団体ヒアリング	施策、事業等の実効性を高めるための実態把握を行うことを目的に実施しました。
パブリックコメント	計画案に対し、パブリックコメントによる意見募集を行いました。

第2章　豊田市の地域を取り巻く現状と課題

1 統計データから見る豊田市の現状

（１）人口の状況

全国的に人口減少にある中、本市では人口が微増傾向にあります。しかし、今後の人口推計によれば、平成 32 年をピークにゆるやかに人口は減少し、年少人口割合、生産年齢人口割合が低下する中、高齢化率は継続して上昇し続けることが見込まれます。

■人口の推移と推計

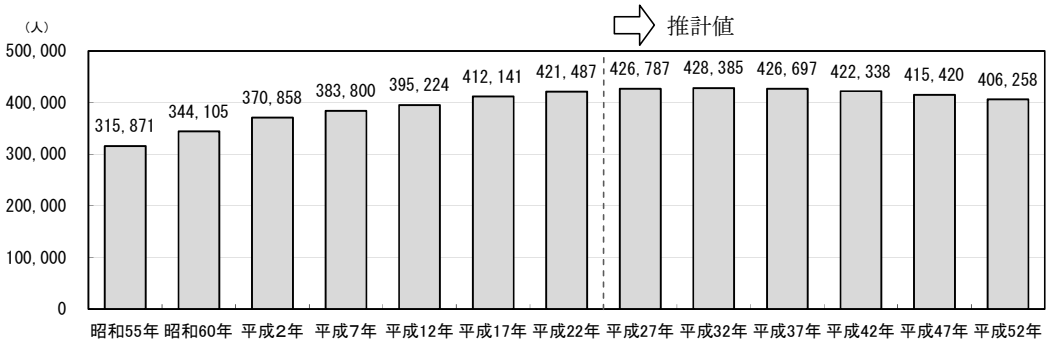

資料：国勢調査（推計値は国立社会保障・人口問題研究所）※平成 12 年までは旧町村分を合算。

■年齢３区分別人口割合の推移と推計

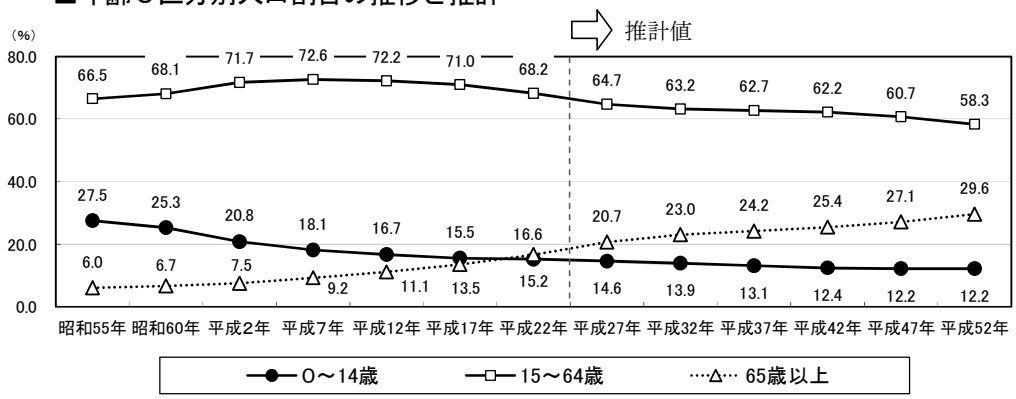

資料：国勢調査（推計値は国立社会保障・人口問題研究所）※平成 12 年までは旧町村分を合算。

■年齢３区分別人口割合の全国、愛知県比較（平成 22 年）

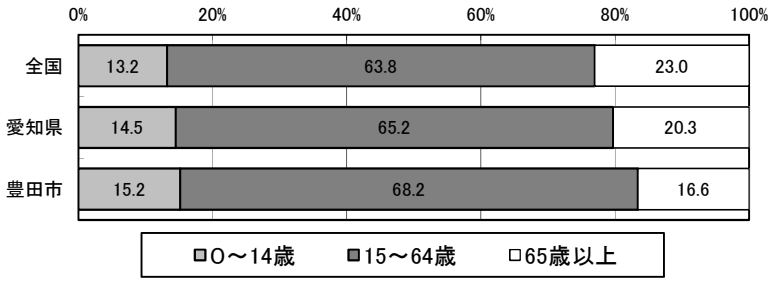

資料：国勢調査

年齢別の人口構成をみると、本市は平成 22 年では 20 歳代後半から 40 歳代前半の人口と、60 歳代前半のいわゆる団塊の世代の人口が多い人口構成となっています。今後の推計によれば、これから若年層の人口は縮小し、高齢者層の人口が大きくなります。

■年齢別人口の推計

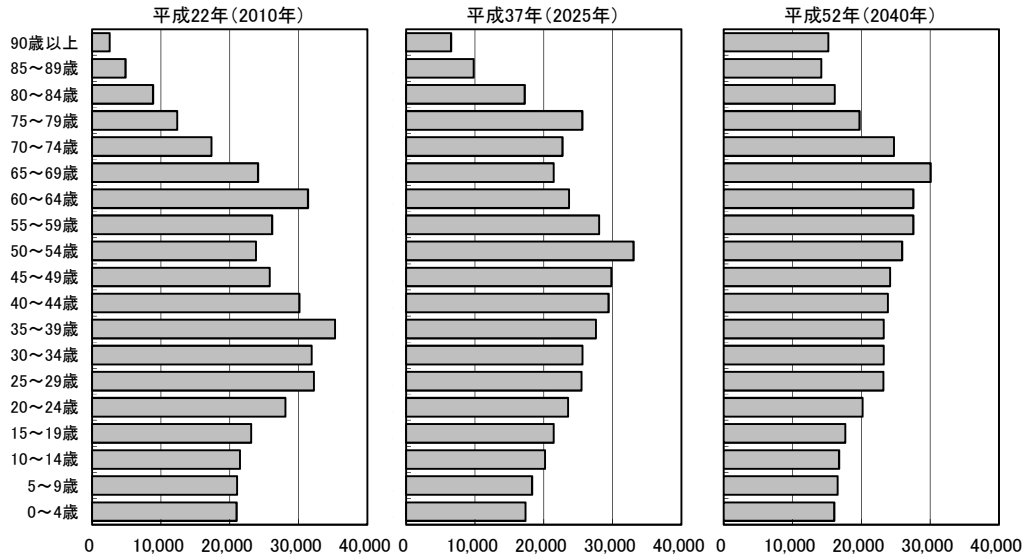

資料：平成 22 年は国勢調査、平成 37 年、平成 52 年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

高齢者の人口の伸びに着目してみると、平成 32 年までは高齢者のうち、75 歳以上よりも 65 歳～74 歳の人口が多くなっていましたが、平成 37 年で逆転します。75 歳以上の高齢者数は急激に増加していくことが分かります。

特に本市は、団塊の世代、その子ども世代の人口が多いことから、中長期的に高齢者の増加が続くことが見込まれます。

■高齢者人口の推計

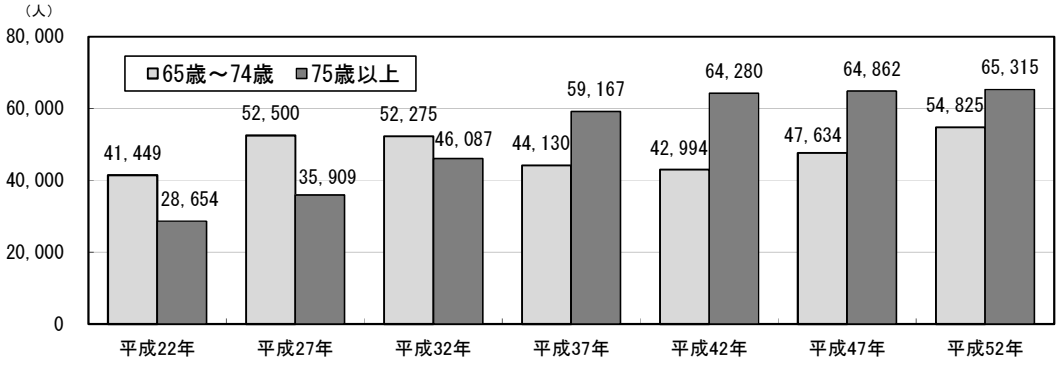

資料：平成 22 年は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

（２）世帯の状況

本市の世帯数は継続して増加していますが、世帯当たり人員数は減少しています。世帯の構成の推移をみると、大部分が核家族や単身世帯となっており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。また、高齢単身者世帯や、高齢夫婦世帯は、近年大きく増加しています。

■世帯数と世帯当たり人員数の推移

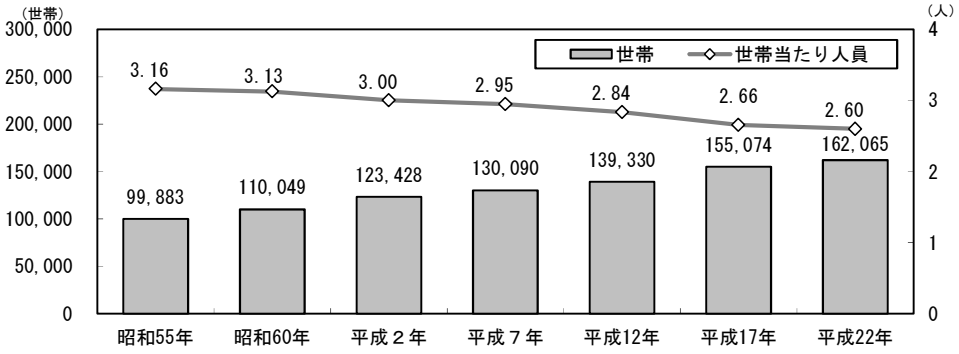

資料：国勢調査　※平成 12 年までは旧町村分を合算。

■世帯構成割合の推移

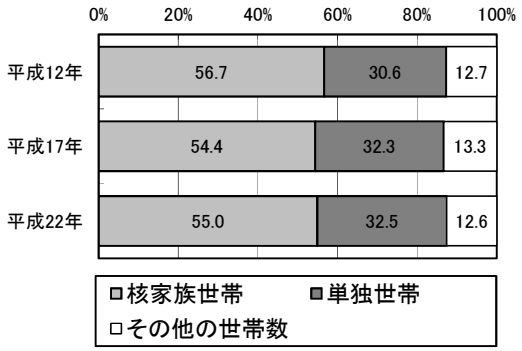

資料：国勢調査　※平成12年は旧豊田市のみの数値

■高齢者世帯数の推移

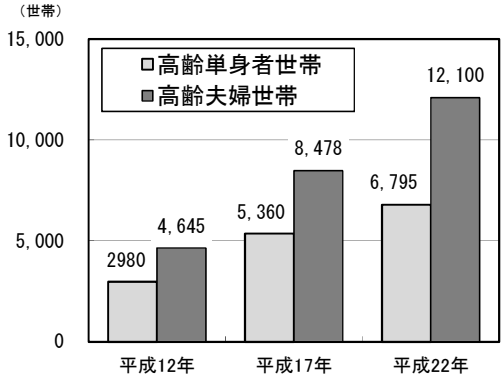

資料：国勢調査　※平成12年は旧豊田市のみの数値

（３）地区別の状況

27 中学校区別に、人口と高齢化率の状況をみると、次のようになっています。旭、稲武、小原、足助といった農山村部において、特に高齢化率が高くなっています。

■中学校区別の人口の状況

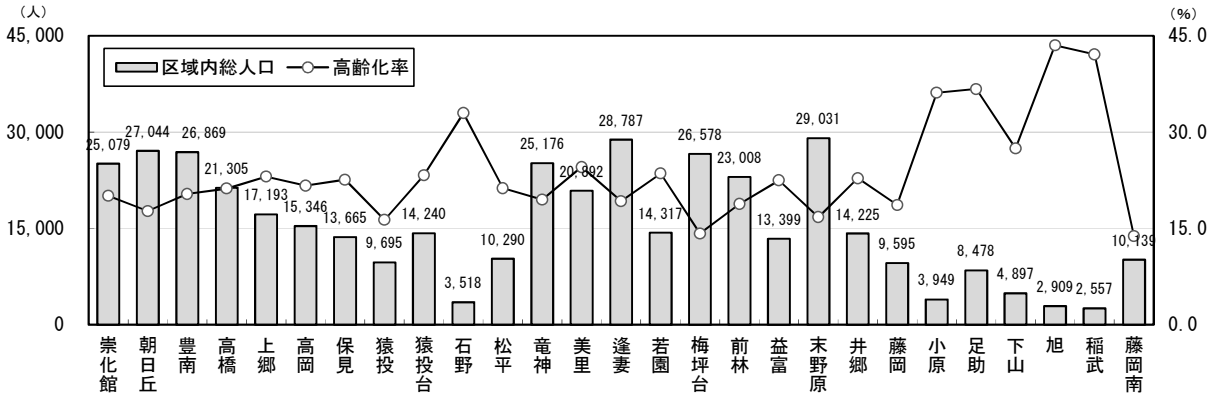

資料：住民基本台帳（平成 26 年 10 月 1 日）

（４）子どもや子育て家庭の状況

こども園（保育園）の園児数は増加傾向にあり、園児数に占める乳児の割合は年々増加しています。また、ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯の数が増加傾向にあります。

■こども園（保育園）の園児数の推移

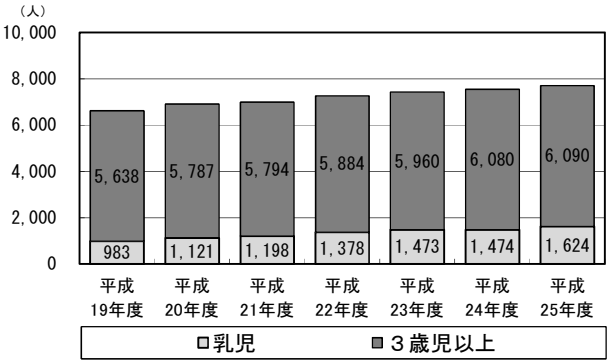

資料：豊田市統計書

■ひとり親世帯数の推移

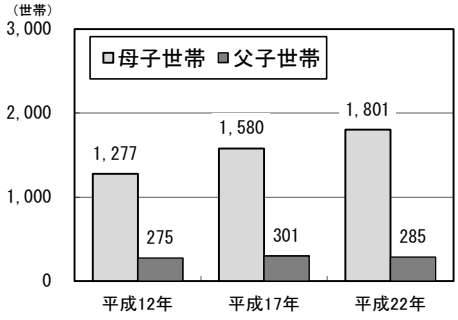

資料：国勢調査　※平成 12 年は旧豊田市のみの数値

（５）障がい者の状況

障がいのある人（障がい者手帳所持者）は身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の、いずれの手帳所持者数も増加しています。

特に精神障がいのある人の増加率は他に比べて高くなっています。

■手帳所持者数の推移

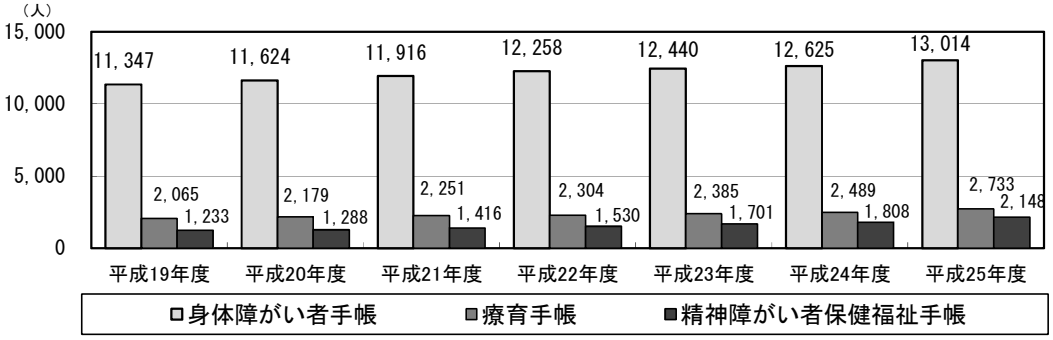

資料：豊田市統計書

（６）高齢者の状況

介護が必要となる要支援・要介護認定者数は年々増加しています。平成 20 年と平成 24 年を比較して、ともに約 1.3 倍の増加となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

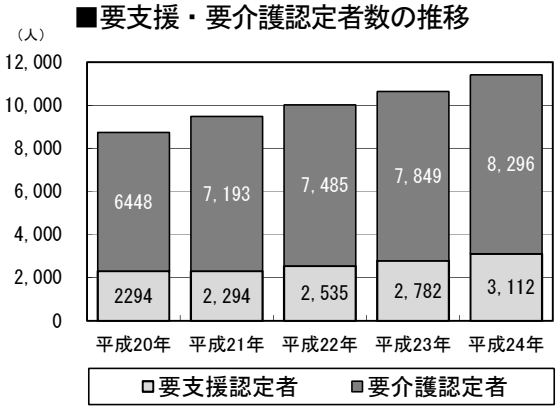

資料：介護保険事業状況報告（年報）

（７）生活保護受給者の状況

全国的に生活保護受給者が増加する中、本市においても生活保護世帯、人員は一定数で推移しています。

■生活保護世帯・人員数の推移

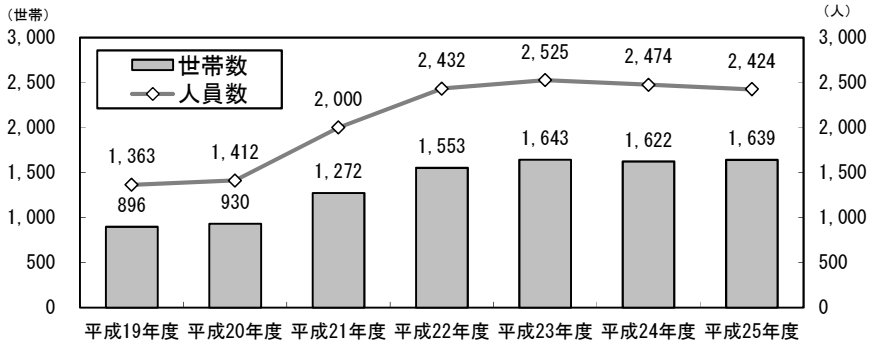

資料：豊田市統計書

（８）外国人住民の状況

本市に暮らす外国人住民の数は、平成20年のリーマンショックで減少してから、平成22年以降においておおむね横ばいの傾向にあります。国籍別でみると、ブラジルが38.3%、中国が20.0%と、この2か国で半数以上を占めています。

■外国人住民の推移

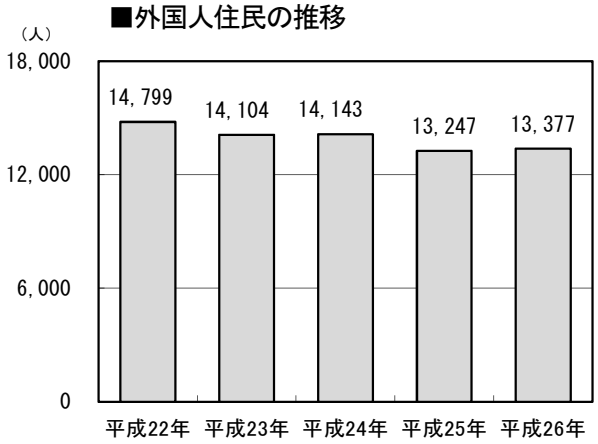

資料：豊田市外国人データ集（各年10月1日現在）

■国籍別人口の状況（平成 26 年）

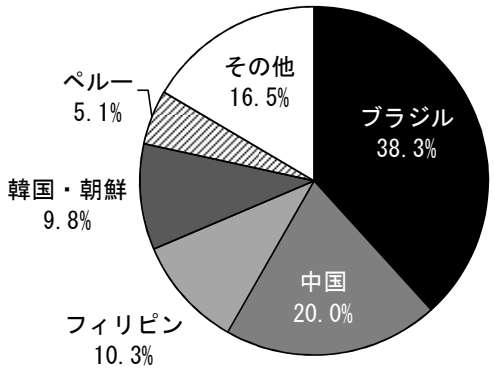

資料：　豊田市外国人データ集（平成26年10月１日現在）

（９）財政の状況

一般会計の歳出に占める民生費（高齢者や障がい者、子どもへの福祉、生活保護等に係る経費）の割合は、リーマンショック後に増加し、現在も高い割合でおおむね横ばいです。今後、高齢化の進行等により、この割合が更に高まることが予想されます。

■歳出に占める民生費割合の推移

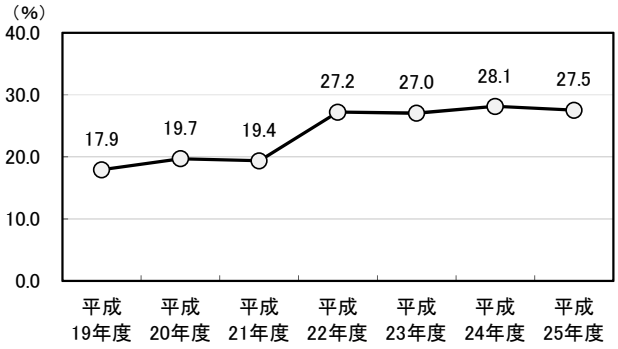

資料：豊田市統計書

2 アンケートから見る市民・活動者の意識

（１）アンケートの概要

本計画を策定するに当たり、市民や、地域福祉に関係する活動を行っている人が感じている地域の現状や課題、地域福祉活動に関する考え方などを把握し、施策の立案等に活用することを目的としてアンケートを実施しました。

■アンケートの実施概要

・調査対象者	20 歳以上の市民から無作為に抽出した 3,500 人 自治区長 306 人（合併自治区４人含む）　民生委員・児童委員 544 人
・調査時期	平成 25 年９月
・調査方法	調査票による本人記入方式
・有効回収数	市民アンケート　　：1,908（回収率 54.5%） 自治区長アンケート：272（回収率 88.9%） 民生委員・児童委員アンケート：449（回収率 82.5%）

※グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

（２）アンケート結果（主なものの抜粋）

①地域づくりについて

市民アンケートの結果によると、隣近所の人と協力している人の割合はほぼ半数となっており、20 歳代、30 歳代ではその割合が低くなっています。特に若い世代で近所付き合いが希薄になっていることがうかがえます。

また、地域別でみると、農山村部に比べて都市部で隣近所の人と協力している人の割合が低くなっています。

■隣近所の人との協力をしているか（単数回答）

＜年齢別＞

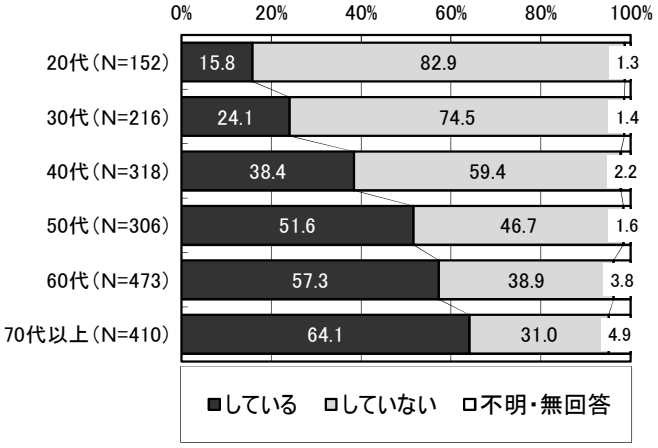

＜地域別＞

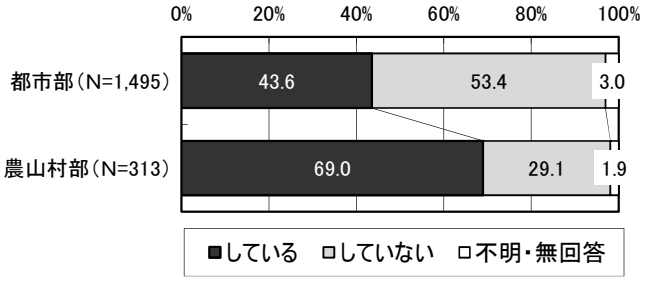

都市部　：上郷、挙母、猿投、高岡、高橋、藤岡、松平
農山村部：旭、足助、稲武、小原、下山

以下同じ

②住民主体の活動について

自治区長、民生委員・児童委員アンケートの結果によると、これから地域で支援が必要になると思う対象として、「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「認知症高齢者」といった回答が多くなりました。更なる高齢化を見据え、危機意識が高まっていることがうかがえます。

また、市民アンケートの結果によると、自分が隣近所に対してできる手助けとして、「声かけや安否確認」「災害時の手助け」「話し相手や相談相手」の割合が高くなっています。これは自分が手助けしてほしいこととほぼ同じ傾向になっているため、手助けしたい気持ちと手助けが必要な人をつなげる、コーディネート機能が必要になっています。

■隣近所の人に協力してほしいことと自分が協力できることの比較（複数回答）

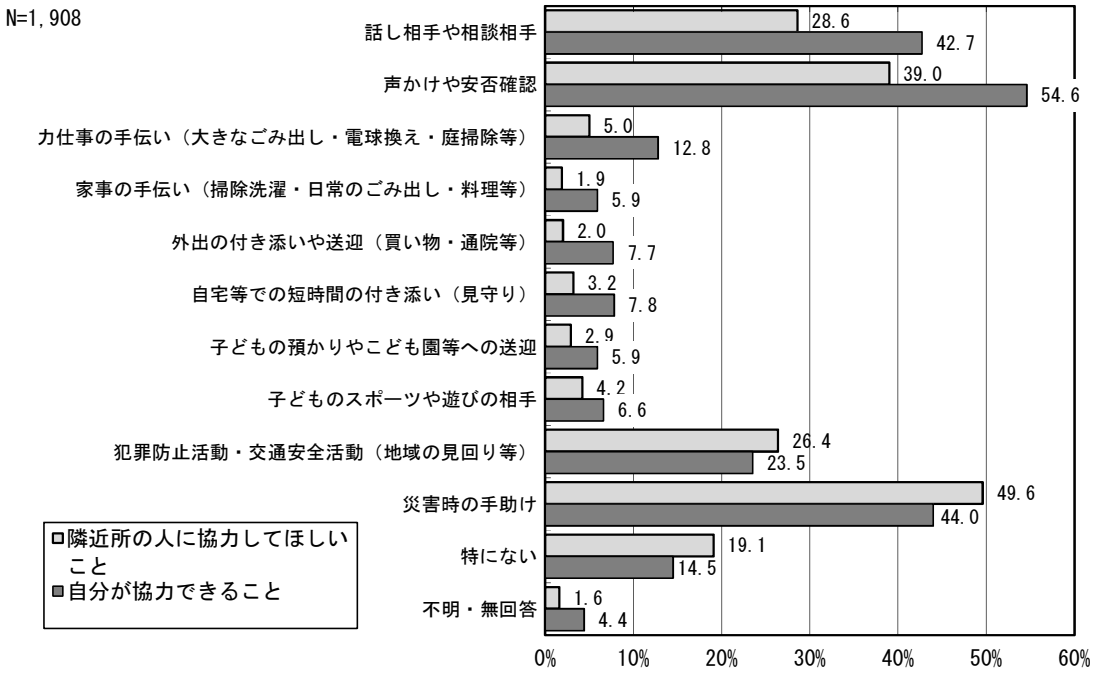

市民アンケートにおいて、隣近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭があるかたずねたところ、農山村部では「ある」割合が約３割みられます。また、その家庭については「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が高くなっています。

■支援が必要だと思われる家庭があるか（単数回答）

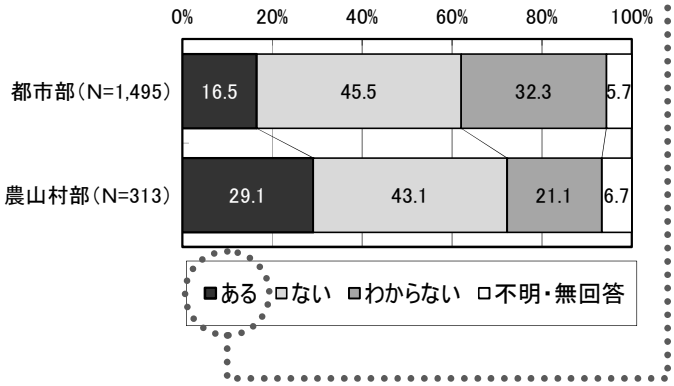

■それはどのような家庭か（複数回答）

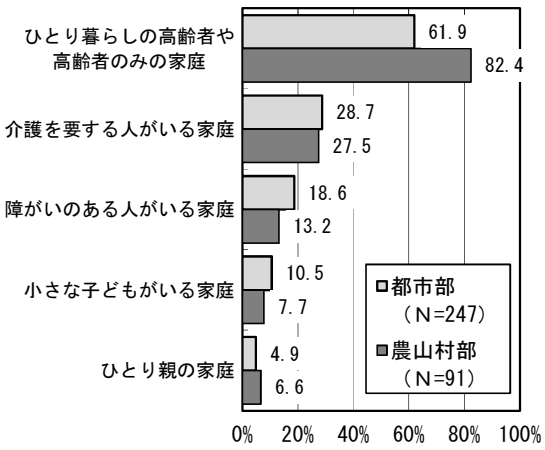

③相談について

市民アンケート結果をみると、日頃の悩みとして、「家族の健康のこと」が全年代で割合が高いものの、30 代、40 代は「子育てのこと」、30 代～50 代は「収入や家計のこと」、50 代以上では「介護のこと」「自分の健康のこと」の割合も高くなっています。市民の悩みや不安は、ライフステージで変化していることが分かります。また、悩みがあっても「相談はしない」とする人が男性で約２割みられます。悩みを一人で抱え込んでしまうことが懸念されるため、相談しやすい環境づくりが必要となっています。

■日常生活の中の市民の悩み・年齢別クロス集計（複数回答）

	自分の健康のこと	家族の健康のこと	自分や家族の生活のこと	子育てのこと	介護のこと	生きがいのこと	近所付き合いのこと	地域の治安や災害のこと	収入や家計のこと	その他	特にない	不明・無回答
20 代（N=152）	19.7	38.8	36.8	15.8	7.9	11.8	7.2	16.4	29.6	4.6	15.1	1.3
30 代（N=216）	31.5	42.1	39.4	28.2	8.8	6.9	7.4	19.9	35.2	1.9	9.3	3.2
40 代（N=318）	31.1	42.5	43.7	21.1	16.0	6.6	3.5	16.4	42.8	2.5	11.0	2.2
50 代（N=306）	47.7	52.0	27.8	2.3	24.5	9.2	5.2	19.3	34.6	2.9	8.2	2.0
60 代（N=473）	55.8	57.7	13.5	0.4	26.2	10.6	4.2	14.6	29.8	1.7	11.8	3.6
70 代以上（N=410）	71.7	51.5	12.7	0.2	33.9	9.3	5.4	11.0	18.8	2.0	12.0	3.7

※不明・無回答を除き、回答の高いもの第１位と第２位に網掛けをしています。

④団体間の連携について

自治区長、民生委員・児童委員アンケートの結果からは、自治区長と民生委員・児童委員は相互に連携したいとする意向がうかがえます。しかし、連携したいができない理由として、自治区長では「自分が多忙で連携まで手が回らない」が、民生委員・児童委員では「組織・団体に、民生委員・児童委員の活動を十分に理解してもらえない」「組織・団体の人と出会う機会がない」の割合が高くなっています。様々な組織・団体が連携しながら効果的な地域福祉活動を進めていくためには、自治区長では業務の多忙感の解消を図ることが、民生委員・児童委員では、活動の意義や内容などを広く伝えていくことが必要であると言えます。

■他の団体と連携しようとするうえで困ること（複数回答）

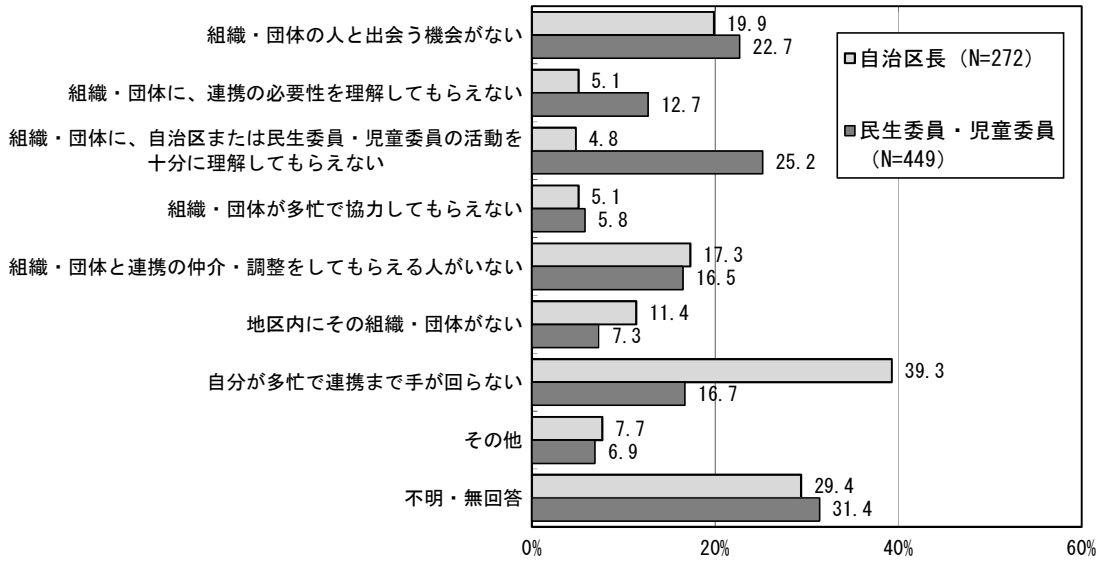

⑤防災・災害時について

市民アンケート結果によると、隣近所の人にしてほしい手助けは、「災害時の手助け」との回答が多くなっています。また、災害時対策も含めて、支援が必要なときに自分の情報を把握してもらいたい相手については、多くの人が、隣近所や自治区などをあげています。身近な範囲での災害時の助け合いの体制づくりが求められます。

■支援が必要なときに自分の情報を把握してもらいたい相手（複数回答）

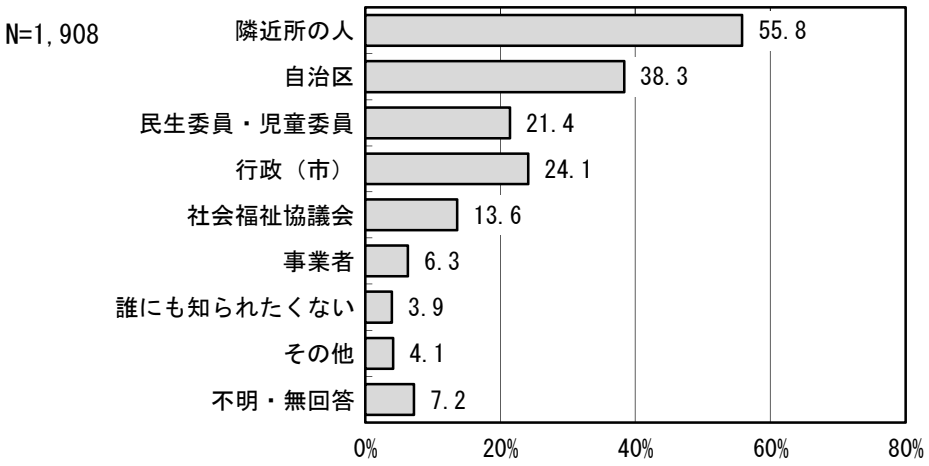

⑥地域の課題について

市民アンケートにおいて、住んでいる地域にどのような課題・問題があるかたずねたところ、「特に課題・問題はない」「隣近所の関係が薄い」が上位となっています。「特に課題・問題はない」が最も高い割合を占めていることは、自分のこととして地域課題をとらえていないことや、地域そのものに関心を持っていない可能性があると考えられます。地域別でみると、都市部では「隣近所の関係が薄い」、農山村部では「生活環境の整備（道路や施設のバリアフリーなど）」が最も高くなっており、それぞれの特徴があらわれています。

■住んでいる地域にどのような課題・問題があるか（複数回答）

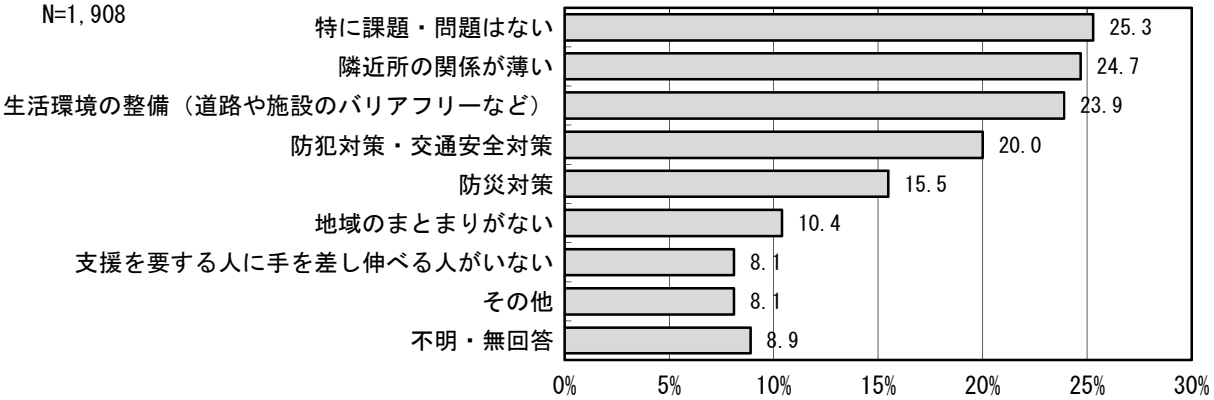

＜地域別＞

	都市部（N=1,495）	農山村部（N=313）
1位	隣近所の関係が薄い（27.2%）	生活環境の整備（32.9%）
2位	特に課題・問題はない（25.6%）	特に課題・問題はない（23.6%）
3位	生活環境の整備（22.5%）	防災対策（20.1%）

自治区長、民生委員・児童委員へのアンケートによると、地域の課題として、自治区長、民生委員・児童委員ともに「地域福祉活動に関わる人が少ない」「活動のリーダーがいない」「地域福祉に無関心な人が多い」の割合が高くなっています。人材の不足と市民の無関心が大きく地域福祉の２つの課題と認識されています。

■地域の支え合い活動を進めるに当たっての課題（複数回答）

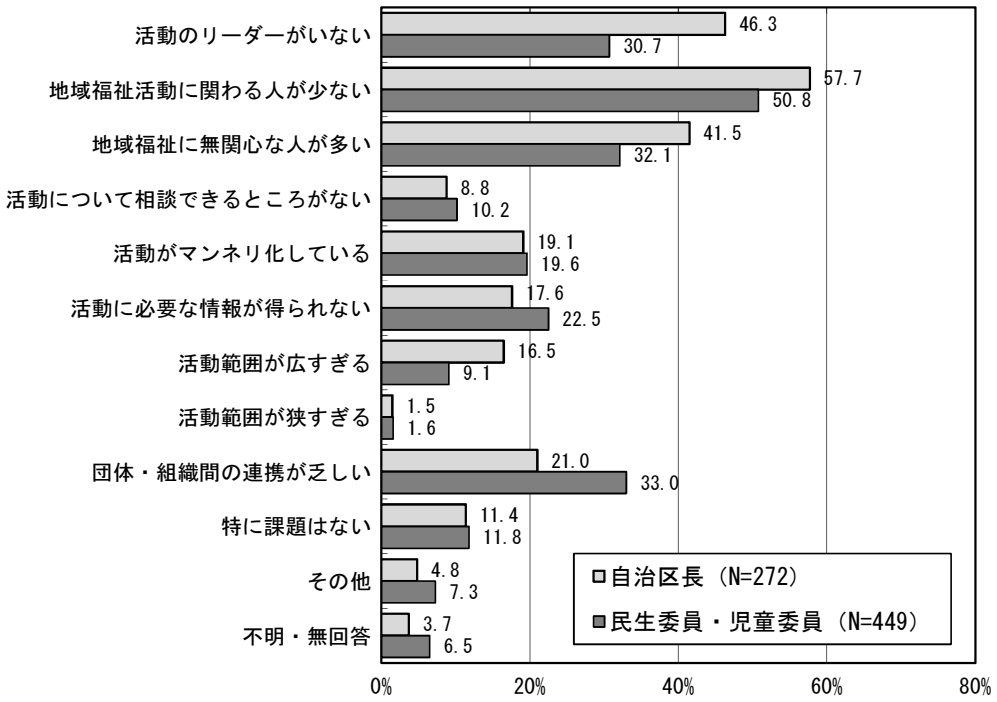

⑦地域の役割と行政・社会福祉協議会の役割について

市民アンケート結果によると、支え合う地域づくりのために、地域で取り組む必要があることは「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」「災害などに備えた地域での協力体制づくり」「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」などの、日常的な関係づくりに関するものが多くあがっています。

必要な行政の支援については、「身近な場所に相談窓口を増やす」「孤立している障がい者・介護を要する高齢者を時々訪問して、声をかける」「情報提供・情報発信を充実させる」で回答が多く、相談体制の充実や要支援者への訪問、情報提供などが行政の役割として求められています。

また、社会福祉協議会に求められる役割としては、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」「福祉に関する情報の発信」「障がい者の支援に関すること」で回答が多く、福祉に関する専門的な役割が求められています。

■支え合う地域づくりのために取り組む必要があること（複数回答）　※上位５位

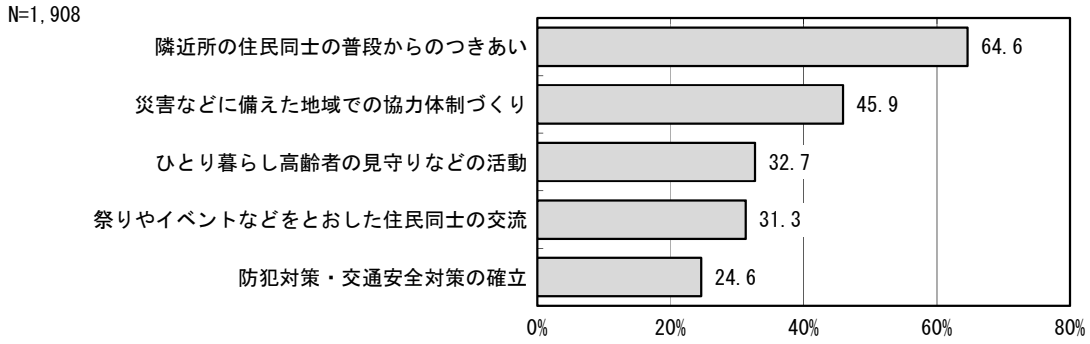

■支え合う地域づくりのために必要な行政の支援（複数回答）　※上位５位

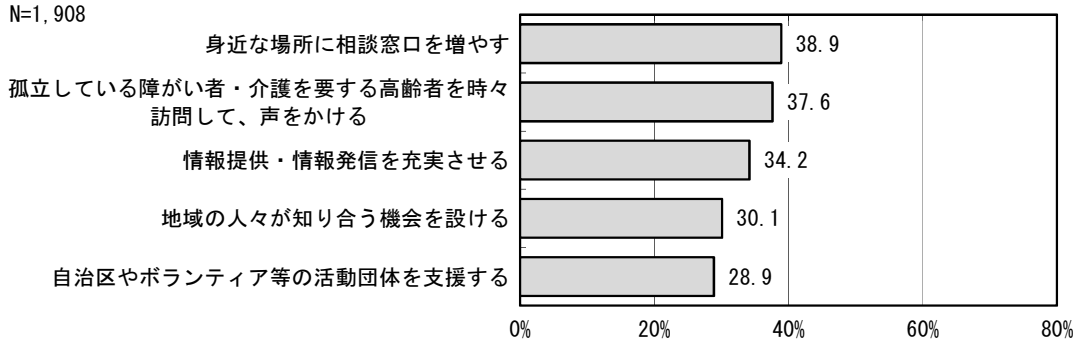

■社会福祉協議会に期待する役割（複数回答）※上位５位

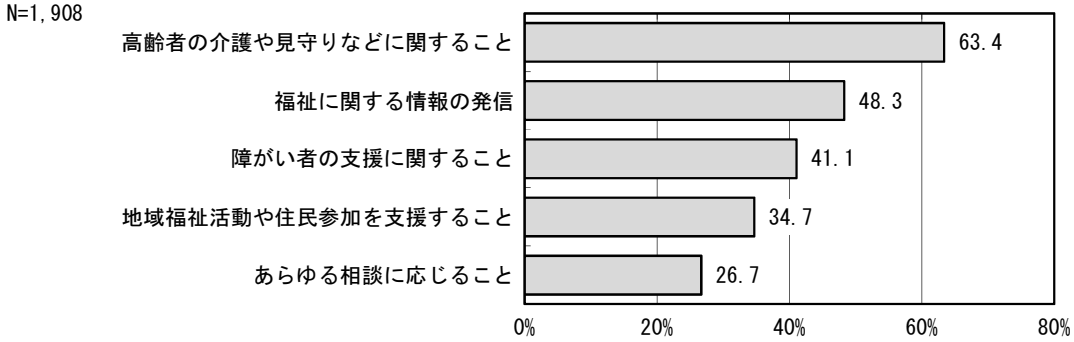

3 ワークショップからの意見

（１）ワークショップの概要

本計画を策定するに当たり、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるための、多様な主体による地域福祉に係る議論を行う場として、ワークショップを実施しました。

■ワークショップの実施概要

・参加者	地域会議の委員、自治区長、民生委員・児童委員、ＮＰＯ、ボランティア、交流館、サービス事業者、地域包括支援センターなどで活動している人と、一般市民向けアンケート調査対象者に参加協力を依頼し、参加を希望した人　40 人
・実施時期	平成 25 年 12 月、平成 26 年１月、平成 26 年２月
・実施方法	全市的な課題を抽出する場として３つのテーマごとにワークショップを実施しました。全３回で「現状・課題」、そして「課題に対して必要な取組」、必要な取組を進めていくための「具体的な役割分担」について検討しました。

（２）ワークショップの結果

グループごとに出された、地域福祉に関する現状・課題と、出された課題に対して必要な取組のアイデアは次のとおりです。

①グループ１　テーマ「顔の見える関係性を構築するには」

課題		課題に対して必要な取組（主な意見抜粋）
課題①	子ども・若者に、地域へ目を向けてもらうためには？	○小学生を巻き込んだ活動の工夫（あいさつ大使） ○地域ぐるみのあいさつ運動の実施
課題②	地域の組織や団体活動に積極的に参加してもらうためには？	○活動のＰＲの工夫をする ○地域の行事進行をまかせる（祭りのために若者が花火師の資格をとった事例がある） ○変化の認識を機会あるごとに話し合う
課題③	既存住民と新規住民の交流を進めるためには？	○世代関係なく立ち寄れる施設づくり ○出会いの場・交流の場づくり ○一般の人が利用できる場所で忘年会やバーベキューをする
課題④	過剰なプライバシー保護や、地域と交流を持ちたがらない人の問題はどうしたらいいでしょう？	○自治区内でまちづくりワークショップを開く ○地域認定の相談員制度をつくる ○困っていることがわからないと助けられない。お互いに知り合う
課題⑤	地域で助けあう意識づくりを進めるためには？	○あいさつのポイント制度 ○あいさつの充実

②グループ２　テーマ「地域での見守り活動を推進するには」

課題		課題に対して必要な取組（主な意見抜粋）
課題①	いろんな人を巻き込んで“支援が必要な人”を見守るためには？	○地域包括支援センター、デイサービス（福祉事業所）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員で話し合う ○楽しいイベントの企画
課題②	地域と交流を持ちたがらない、けれども支援・助けが必要な人の見守りはどうしたらいいでしょう？	○見守られる人にも役割を担当してもらう ○特技に関する人材登録 ○近所の人、地元の商店の方々と協力してコンタクトをとり、特にひとり暮らしの高齢者に働きかけるようにする ○救急医療情報キットのような「形のあるもの」を支援が必要な人に配る
課題③	現在、見守り活動を行っている民生委員や地域活動団体、地域住民などが、もっと見守り活動を効果的に進めるためには？	○見守り活動をしている団体でのコミュニケーション ○バラバラの動きを統一する ○困っていることを解決につなげる
課題④	個人情報の壁なども含め、災害時要援護者対策をどうすれば良いでしょう？	○自治区でのマップづくり ○民生委員の高齢者リストによる訪問（個人情報に注意） ○バディー（家同士の組をつくり、声かけを行う）をつくる

③グループ３　テーマ「地域での福祉課題に係る活動を行う団体の裾野を広げ、連携を図る仕組み」

課題		課題に対して必要な取組（主な意見抜粋）
課題①	（地域の特性に応じて）団体・組織の連携や情報共有を行うためには？	○関連する団体を網羅的にあげてみる ○地域によって団体に違いがあるのかを知る ○核となる組織の育成が大切 ○中心機能を持つ組織体制をつくり、一元的に情報が集中してくるようにする
課題②	連携の好事例（自治区、交流館、地域包括支援センターなど）が地域にたくさんある。これらの事例を上手く全市的に活かしていくためには？	○地域間の勉強会等を積極的に開催し、連携を深めていく ○定期的にリーダー会議を開催する
課題③	団体活動への参加や事業所のサービスの適切な利用を進めるための、市民への情報提供はどのようにしたらよいでしょう？	○若い人へのアピールにはインターネット、ＳＮＳ ○情報を伝えたい市民はどんなところで情報を得ているのか知る必要がある ○施設ごとに行事を活用してＰＲする
課題④	介護保険サービス、障がい福祉サービス、子育て支援サービスなどに該当しない人への対応や、互助とサービスの連携を上手に進めるためには？	○高齢者の相談は地域包括支援センターにどうぞ（行きやすいセンターにしていこう） ○地域のニーズを出してプランにしていく。地域診断して住民参加のプランをつくっていく

4 豊田市の地域福祉の課題

（１）近所付き合いの希薄化への対応

市民アンケートや自治区長、民生委員・児童委員へのアンケート、ワークショップや住民懇談会によると、地域に対して関心を持たない人がいたり、近所付き合いが希薄化していることなどが課題となっていることが分かります。地域に住む住民 一人ひとりが、福祉の受け手、担い手になっていくことができるよう、また、地域福祉の重要性や必要性について目を向けてもらい、関心を持ってもらえるよう、福祉教育や意識啓発を進めていく必要があります。

（２）共助のための担い手不足の解消

様々な地域福祉活動を進める上での課題として、人々の参加意識が希薄であることや、活動への参加者が固定化していること、担い手が不足していることなどがあげられます。

本市では共働の考え方を基本としたコミュニティ活動の仕組みや、自治区を始めとする各種地域活動団体、身近な拠点としての交流館など、住民自身が活動するための資源が充実しています。それらの中に、「福祉」「地域福祉」の視点を盛り込み、更に活動を活性化させていくために、人々への啓発や、地域に応じた人材育成を推進していく必要があります。

さらに、企業が多い地域特性と、団塊世代が退職の時期を迎え、地域に知識や技術を持った人材が豊富になることを踏まえ、これらを大きな財産として活動を促進していく視点も重要です。

（３）増加する要支援者に対応する共助の強化

本市の高齢化率は全国、愛知県よりも低く推移していますが、継続して上昇しています。更に地域別でみた場合、特に農山村部において高齢化率が30%、40%を超える地域がみられます。中長期的な将来を見据え、車が運転できなくなった場合の移動の問題や、認知症の高齢者への対応、コミュニティ活動の担い手確保など、地域の特性に応じて見守り・声かけ・集い・生活支援などの多様な支援体制を充実していく必要があります。

さらに、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりの権利を守る体制整備を進めていくことが重要になります。そのため、市民が成年後見制度を利用しやすくするための検討や、虐待防止への対応等を進める必要があります。

（４）社会的孤立の防止

周囲と交流を持ちたがらない、家庭内の問題を抱え込んでしまっているなど、従来の福祉の枠で捉えきれない、福祉課題が見えにくいという事例も増えています。個人の情報管理やプライバシー保護の意識が強くなり、潜在化している地域課題の把握が難しくなっていることから、地域の中で支援が必要な人をすくい上げ、支援につなげることができる仕組みをつくる必要があります。

また、本市において、生活保護世帯、保護人員は全国と比較して、その割合は少ないものの、一定数で推移しているため、市町村の役割として位置付けられている「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援等を実施する体制を整備していく必要があります。

（５）要配慮者への対応

東日本大震災においては、死者数のうち高齢者の割合が高かったことや、障がい者の死亡率が高かったこと等を踏まえ、要配慮者の生命と身体を守るための対策を講じることが求められています。市民アンケートにおいても、隣近所の人にしてほしい手助けとして「災害時の手助け」があげられ、地域で取り組むべきこととしても「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が上位に位置しています。身近な地域において助け合える関係づくりを基本として、要配慮者対策を進める必要があります。

第3章　計画の基本事項

1 基本理念

一人ひとりが、地域で役割を持ちながら、相互に支え、支えられて安心して地域で暮らしていけるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を次のように掲げます。

安心して　自分らしく生きられる
支え合いのまちづくり

基本理念に込めた想い

本計画の策定に当たり、市民ワークショップや住民懇談会などで、多くの市民の皆さんの地域への『想い』を聴くことができました。

身近な人とつながることの嬉しさや楽しさ、誰もが役割を持つことでいきいきと活動できることなど、地域福祉を進める上で基本的な、そして最も大切なことが、たくさん見えてきました。「まず、地域や人を好きになろう」「地域は、自分たちの手でつくらなくては」、そんな力強い言葉も聴くことができました。

地域は、そこに住む人々の意識や行動によって、これから様々な変化を見せてくるでしょう。10 年後、20 年後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、それぞれの違いや個性を認め合い、誰もが安心できるまち、一人ひとりが役割を持って、自分らしく生きることができるまちを、支え合いによってつくりあげていきましょう。

2 ５つの視点

本計画の施策を推進していく上での５つの視点を次のように定めます。

（１）「共働」の考え方に基づき地域福祉を推進する

本市では、「共働」の考え方を根底に据え、地域住民主体のまちづくりに取り組んできました。これまでも「わくわく事業」や「地域予算提案事業」などにより地域福祉の推進に寄与する取組や住民主体の福祉サービスの提供などが行われています。すでに市に定着し、成熟しつつあるこれらの文化を踏まえるとともに、住民主体のボランティア活動や隣近所での支え合い活動などを組み合わせ、本市ならではの地域福祉の構築を図ります。

（２）地域の多様性を重視し、特性に応じた福祉課題へ対応する

本市は、平成 17 年の１市６町村の合併により、広大な市域と多様な地域特性を持つ市となりました。都市部では近隣関係の希薄化や地域の安全確保、農山村部では過疎化や高齢化などの問題が生じています。都市部と農山村部それぞれの課題への対応が求められる中、全市的に必要な施策と、各地域それぞれに取り組むべき施策を明確にしていく必要があります。地域の多様性を踏まえつつ、各地域の特性に応じた活動を促進するための仕組みづくりを進めます。

（３）担い手の主体性を育み、尊重する

地域福祉活動の実践は、地域住民やボランティア、サービス事業者など、多くの担い手によって行われます。地域福祉活動を支える地域住民一人ひとりが、生活の中や活動の中で、地域の福祉課題や必要とされる取組に目を向け、意識的に、そして主体的に活動していくことが重要です。活動者それぞれの主体性を育むとともに尊重しながら、地域福祉活動の実践に取り組みます。

（４）「地域福祉」を市民に身近なものにする

これまで、市の施策としても地域福祉に関連する施策は多数あり、また、社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的のひとつとして活動してきましたが、これから高齢化等が進む中にあって、改めて「地域福祉」の意義や重要性に関する教育を実施し、地域住民自らが地域福祉について学ぶ機運を高めていくことがより一層大切となります。そのため、全ての取組の中で、地域での支え合いや助け合い等についての重要性、必要性を広め、市民にとって「地域福祉」がより身近なものとなるようにしていきます。

（５）生活者の立場に立って地域での生活支援を行う

地域には様々な課題や問題を抱える人、既存のサービスだけでは十分でない人、制度の隙間にいて支援やサービスが行き届かない人などがいます。身近な地域において、地域に暮らす生活者を最も大切に考え、支援が必要な人を見逃すことなく、支援の手を差し伸べることができる仕組みづくりを進めます。

3 基本目標

基本目標１　「顔の見える関係づくり」を進める

地域での助け合い、支え合いを進めていくため、「向こう三軒両隣」のように、まずは隣近所などの身近な地域で顔の見える関係をつくっていくことから始めます。

基本目標２　地域福祉活動の担い手を増やす

地域での助け合い、支え合いを進めていくため、地域における問題を身近なものと捉えて、より多くの人が自分の地域に関心を持ち、自分の力を地域で活かしていく機運をつくります。

基本目標３　助け合いのできる地域をつくる

地域での助け合い、支え合いを進めていくため、「ちょっとした手助け」をしてほしい人とできる人をつないでいきます。また、地域で助け合いの活動をしている人同士をつないでいき、より助け合いがしやすい地域にしていきます。

基本目標４　社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる

近年では様々な状況により、社会的に孤立してしまう人が増加する傾向にあります。地域での支え合いや見守りを推進するとともに、地域の力だけでは解決できない問題にも対応していくため、必要な人が漏れなく公的な福祉サービスや制度を適切に利用できるような仕組みをつくります。

基本目標５　要配慮者対策を進める

東日本大震災などを契機として、防災・減災の機運が高まっています。高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人住民など、災害時に支援が必要となる人が地域には多数存在しているため、地域の中でこれらの要配慮者を助ける仕組みづくりを進めます。特に、災害時の助け合いのためには日常的な地域のつながりが何よりも重要であるため、日頃からの情報共有や意識づくりも合わせて進めます。

4 施策の体系

基本理念

安心して　自分らしく生きられる
支え合いのまちづくり

5つの視点

（1）「共働」の考え方に基づき地域福祉を推進する
（2）地域の多様性を重視し、特性に応じた福祉課題へ対応する
（3）担い手の主体性を育み、尊重する
（4）「地域福祉」を市民に身近なものにする
（5）生活者の立場に立って地域での生活支援を行う

基本目標	施策	重点取組
基本目標1 「顔の見える関係づくり」を進める	1　地域に関心を持つきっかけづくり	①住民懇談会の開催 ②多世代交流の促進
	2　地域での居場所づくり	
基本目標2 地域福祉活動の担い手を増やす	1　地域福祉の機運の盛り上げ	③住民福祉教育の推進 ④企業退職者や大学生などの地域活動への参加促進
	2　地域デビュー・活動デビューの推進	
	3　地域におけるリーダーなどの育成	
基本目標3 助け合いのできる地域をつくる	1　支援をつなぐコーディネート機能の充実	⑤身近な地区への（仮称）地域福祉コーディネーターの設置検討 ⑥支援を必要とする人の情報共有・活用 ⑦地区別活動計画の策定及び実行支援
	2　見守り活動の活性化	
	3　多様な主体によるサービスの提供	
	4　総合的な地域力の強化	
基本目標4 社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる	1　総合相談支援の推進	⑧専門職のスキル向上・専門機関同士の連携強化 ⑨生活困窮者の自立支援方策の実施
	2　自立を促す支援の推進	
	3　権利擁護の推進	
基本目標5 要配慮者対策を進める	1　避難行動要支援者への支援体制の整備	⑩避難行動要支援者情報の共有・活用
	2　福祉的視点からの防災・減災対策の推進	

第4章　施策の展開

第4章の表し方

第４章では、「基本施策」「重点取組」及び「数値目標」を示します。それぞれの掲載項目は次のとおりです。

■基本施策

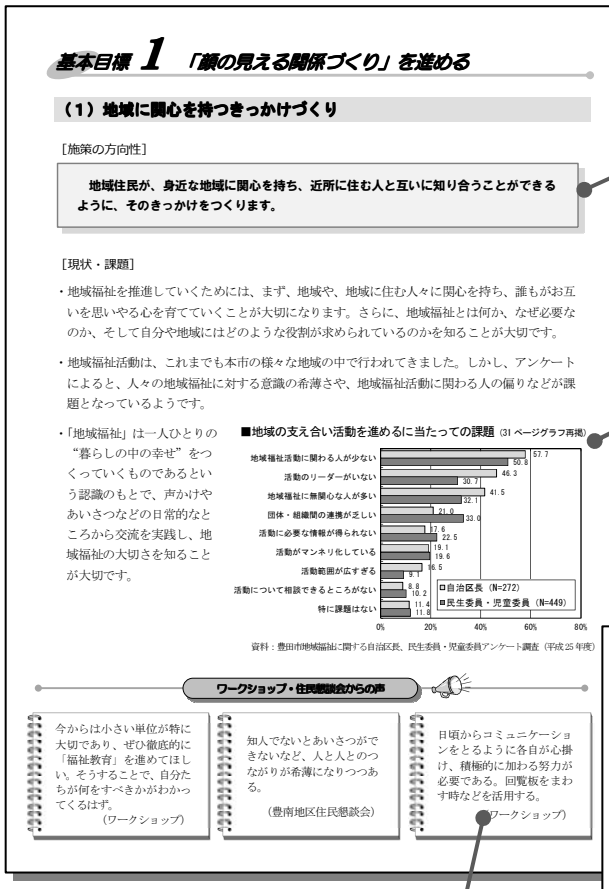

基本目標 1 「顔の見える関係づくり」を進める

（1）地域に関心を持つきっかけづくり

［施策の方向性］

地域住民が、身近な地域に関心を持ち、近所に住む人と互いに知り合うことができるように、そのきっかけをつくります。

［現状・課題］

・地域福祉を推進していくためには、まず、地域や、地域に住む人々に関心を持ち、誰もがお互いを思いやる心を育てていくことが大切になります。さらに、地域福祉とは何か、なぜ必要なのか、そして自分や地域にはどのような役割が求められているのかを知ることが大切です。

・地域福祉活動は、これまでも本市の様々な地域の中で行われてきました。しかし、アンケートによると、人々の地域福祉に対する意識の希薄さや、地域福祉活動に関わる人の偏りなどが課題となっているようです。

・「地域福祉」は一人ひとりの“暮らしの中の幸せ”をつくっていくものであるという認識のもとで、声かけやあいさつなどの日常的なところから交流を実践し、地域福祉の大切さを知ることが大切です。

■地域の支え合い活動を進めるに当たっての課題（31 ページグラフ再掲）

資料：豊田市地域福祉に関する自治区長、民生委員・児童委員アンケート調査（平成25年度）

ワークショップ・住民懇談会からの声

今からは小さい単位が特に大切であり、ぜひ徹底的に「福祉教育」を進めてほしい。そうすることで、自分たちが何をすべきかがわかってくるはず。（ワークショップ）

知人でないとあいさつができないなど、人と人とのつながりが希薄になりつつある。（豊南地区住民懇談会）

日頃からコミュニケーションをとるように各自が心掛け、積極的に加わる努力が必要である。回覧板をまわす時などを活用する。（ワークショップ）

【施策の方向性】

施策ごとに、市民・地域・事業者・社会福祉協議会・行政がともに進める取組の方向性を掲載しています。

【現状・課題】

施策ごとに、アンケートやワークショップ、住民懇談会などで明らかになった豊田市の現状や課題を掲載しています。

アンケートやワークショップ、住民懇談会から出された市民の声を掲載しています。

施策ごとに、住民、地域（自治区や民生委員・児童委員、ボランティアやその他地域活動団体等などを含む）、事業者、社会福祉協議会、行政の役割分担を掲載しています。

【あなたのまわりの地域福祉活動】

本市で、すでに進めている活動の優良事例等を掲載しています。

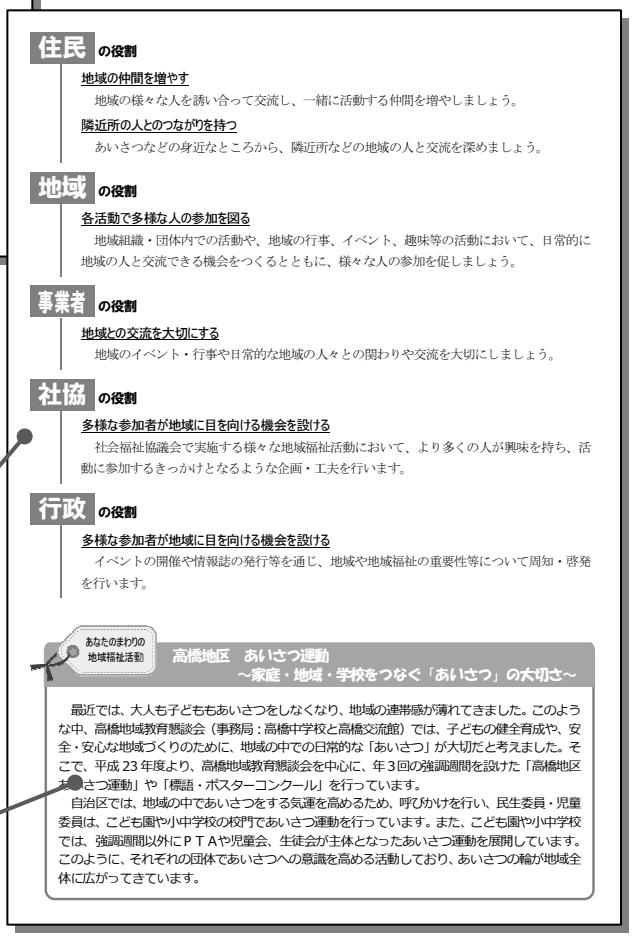

住民 の役割

地域の仲間を増やす

地域の様々な人を誘い合って交流し、一緒に活動する仲間を増やしましょう。

隣近所の人とのつながりを持つ

あいさつなどの身近なところから、隣近所などの地域の人と交流を深めましょう。

地域 の役割

各活動で多様な人の参加を図る

地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベント、趣味等の活動において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、様々な人の参加を促しましょう。

事業者 の役割

地域との交流を大切にする

地域のイベント・行事や日常的な地域の人々との関わりや交流を大切にしましょう。

社協 の役割

多様な参加者が地域に目を向ける機会を設ける

社会福祉協議会で実施する様々な地域福祉活動において、より多くの人が興味を持ち、活動に参加するきっかけとなるような企画・工夫を行います。

行政 の役割

多様な参加者が地域に目を向ける機会を設ける

イベントの開催や情報誌の発行等を通じ、地域や地域福祉の重要性等について周知・啓発を行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

高橋地区　あいさつ運動
～家庭・地域・学校をつなぐ「あいさつ」の大切さ～

最近では、大人も子どももあいさつをしなくなり、地域の連帯感が薄れてきました。このような中、高橋地域教育懇談会（事務局：高橋中学校と高橋交流館）では、子どもの健全育成や、安全・安心な地域づくりのために、地域の中での日常的な「あいさつ」が大切だと考えました。そこで、平成23年度より、高橋地域教育懇談会を中心に、年３回の強調週間を設けた「高橋地区あいさつ運動」や「標語・ポスターコンクール」を行っています。

自治区では、地域の中であいさつをする気運を高めるため、呼びかけを行い、民生委員・児童委員は、こども園や小中学校の校門であいさつ運動を行っています。また、こども園や小中学校では、強調週間以外にＰＴＡや児童会、生徒会が主体となったあいさつ運動を展開しています。このように、それぞれの団体であいさつへの意識を高める活動しており、あいさつの輪が地域全体に広がってきています。

■重点取組

重点取組

基本目標１「「顔の見える関係づくり」を進める」の重点取組

重点取組１　住民懇談会の開催

地域の課題や魅力の共通認識を図るとともに、顔の見える関係づくりを進めるきっかけとして、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて市内 27 中学校区で住民懇談会を開催しました。

住民懇談会では、それぞれの地域特性を表す特徴的な課題が出る反面、“人とのつながりやコミュニケーションの希薄化”が全市で共通している課題であることがわかりました。地域福祉推進の原点であるこのような問題を、全市的な展開の中で改善していくことが必要となっています。

そこで、地域の人と顔を合わせながら、地域の課題をともに語り合い、考える場として、今後も継続的に住民や地域が主体となった住民懇談会が開催されるよう、積極的に支援を行います。

■実施イメージ　～様々な単位での住民懇談会の開催から実践者の拡大につなげる～

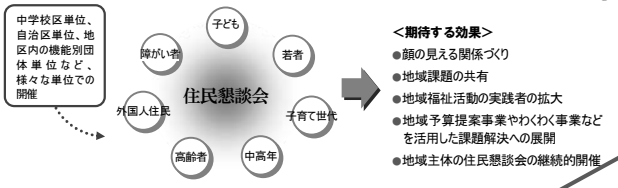

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール H27	H28	H29	H30	H31
住民地域	住民懇談会への幅広い参加の呼びかけ、住民懇談会での積極的な議論、地域に持ち帰っての活動の実践、将来的には住民懇談会の運営	→	→	→	→	→
事業者	地域の事業者や企業としての住民懇談会での積極的な議論の参加、事業活動を通じての地域づくりへの参画	→	→	→	→	→
社協	住民懇談会の開催、地域主体の住民懇談会の運営の支援、幅広い参加の仕掛けづくり	→	→	小地域単位での懇談会開催支援 →	→	→
		→	モデル実施地区の指定検討			
行政	地域会議や地区コミュニティ会議による地域課題解決等における、住民懇談会の意見の活用	→	→	→	→	→

それぞれの基本目標ごとに、「基本施策」の後に掲載しています。重点取組が必要な背景や、実施に向けた方向性を掲載しています。

【実施イメージ】

重点取組の実施イメージを、図や表などを用いてわかりやすく表しています。

【役割分担とスケジュール】

「住民・地域」「事業者」「社協」「行政」について、重点取組を推進する際の役割と、今後５年間の実施スケジュールを掲載しています。

■数値目標

数値目標

本計画の推進状況をはかるものとして数値目標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

基本目標１　「顔の見える関係づくり」を進める

指標項目	考え方	現状値	目標値
近所付き合いをしている市民の割合	市民アンケートにおいて、近所付き合いの程度が困ったことの相談・助け合いや、そこに至らぬまでも世間話をする程度である市民の割合	62.6%（平成 25 年度）	80%
住民懇談会の開催数	地域（地区・自治区）単位での住民懇談会開催数	年 27 回（平成 25 年度）	年 30 回

基本目標２　地域福祉活動の担い手を増やす

指標項目	考え方	現状値	目標値
企業等が実施する地域貢献活動への参加者数	地域貢献等を目的に独自プログラムを企画した企業・団体の数及び参加した社員等の数（社協のボランティア活動保険・行事用保険加入状況調べ）	25 社・団体 並べ3,816 人（平成 26 年度）	30 社・団体 並べ5,000 人
市民のボランティア参加者数	市民意識調査等において、ボランティア活動へ参加したことがある市民の割合	13.9%（平成 23 年度）	30%

基本目標３　助け合いのできる地域をつくる

指標項目	考え方	現状値	目標値
隣近所で助け合い活動を行っている市民の割合	市民アンケートにおいて、隣近所での助け合いをしている市民の割合	47.2%（平成 25 年度）	60%
地域支援者の数	ひとり暮らし高齢者を始めとする支援を要する人に係る地域支援者の数	並べ1,650 人（平成 26 年 11 月末）	並べ10,000 人

基本目標４　社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる

指標項目	考え方	現状値	目標値
生活困窮者のうち、自立につながった人の割合	生活困窮者に係る自立相談支援事業の利用者のうち、プランを終了して自立につながった件数の割合	—	30%
悩みがあるときに相談相手がいる、相談をする市民の割合	市民アンケートにおいて、生活上の悩みや不安について誰かに相談している市民の割合	80.4%（平成 25 年度）	85%

基本目標５　要配慮者対策を進める

指標項目	考え方	現状値	目標値
避難行動要支援者の情報提供に係る同意の割合	避難行動要支援者の避難支援等関係者への情報提供についての同意の割合	76.1%（平成26年11月末）	85%
個別支援台帳の作成の割合	情報提供に係る同意をした避難行動要支援者のうち、個別支援台帳を作成した割合（年度末）	—	60%

市民アンケート　…　本計画を策定するために平成 25 年度に市民、自治区長、民生委員・児童委員に実施したアンケートで、今後も計画の改定に合わせて実施する予定。

市民意識調査　…　まちづくりに対する市民のニーズや意識を統計的に把握し、市政運営の基礎資料とするために実施している総合的なアンケート調査。

第４章の最後に掲載しています。基本目標ごとに、取組の推進状況をはかるための数値目標を設定しています。

基本目標 1　「顔の見える関係づくり」を進める

（1）地域に関心を持つきっかけづくり

［施策の方向性］

地域住民が、身近な地域に関心を持ち、近所に住む人と互いに知り合うことができるように、そのきっかけをつくります。

［現状・課題］

・地域福祉を推進していくためには、まず、地域や、地域に住む人々に関心を持ち、誰もがお互いを思いやる心を育てていくことが大切になります。さらに、地域福祉とは何か、なぜ必要なのか、そして自分や地域にはどのような役割が求められているのかを知ることが大切です。

・地域福祉活動は、これまでも本市の様々な地域の中で行われてきました。しかし、アンケートによると、人々の地域福祉に対する意識の希薄さや、地域福祉活動に関わる人の偏りなどが課題となっているようです。

・「地域福祉」は一人ひとりの“暮らしの中の幸せ”をつくっていくものであるという認識のもとで、声かけやあいさつなどの日常的なところから交流を実践し、地域福祉の大切さを知ることが大切です。

■地域の支え合い活動を進めるに当たっての課題（31 ページグラフ再掲）

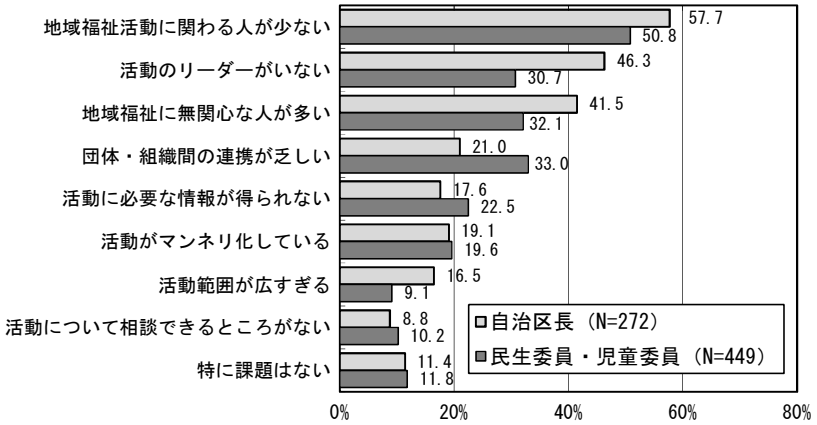

資料：豊田市地域福祉に関する自治区長、民生委員・児童委員アンケート調査（平成 25 年度）

ワークショップ・住民懇談会からの声

今からは小さい単位が特に大切であり、ぜひ徹底的に「福祉教育」を進めてほしい。そうすることで、自分たちが何をすべきかがわかってくるはず。
（ワークショップ）

知人でないとあいさつができないなど、人と人とのつながりが希薄になりつつある。
（豊南地区住民懇談会）

日頃からコミュニケーションをとるように各自が心掛け、積極的に加わる努力が必要である。回覧板をまわす時などを活用する。
（ワークショップ）

住民 の役割

地域の仲間を増やす

地域の様々な人を誘い合って交流し、一緒に活動する仲間を増やしましょう。

隣近所の人とのつながりを持つ

あいさつなどの身近なところから、隣近所などの地域の人と交流を深めましょう。

地域 の役割

各活動で多様な人の参加を図る

地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベント、趣味等の活動において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、様々な人の参加を促しましょう。

事業者 の役割

地域との交流を大切にする

地域のイベント・行事や日常的な地域の人々との関わりや交流を大切にしましょう。

社協 の役割

多様な参加者が地域に目を向ける機会を設ける

社会福祉協議会で実施する様々な地域福祉活動において、より多くの人が興味を持ち、活動に参加するきっかけとなるような企画・工夫を行います。

行政 の役割

多様な参加者が地域に目を向ける機会を設ける

イベントの開催や情報誌の発行等を通じ、地域や地域福祉の重要性等について周知・啓発を行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

高橋地区　あいさつ運動
～家庭・地域・学校をつなぐ「あいさつ」の大切さ～

最近では、大人も子どももあいさつをしなくなり、地域の連帯感が薄れてきました。このような中、高橋地域教育懇談会（事務局：高橋中学校と高橋交流館）では、子どもの健全育成や、安全・安心な地域づくりのために、地域の中での日常的な「あいさつ」が大切だと考えました。そこで、平成23年度より、高橋地域教育懇談会を中心に、年３回の強調週間を設けた「高橋地区あいさつ運動」や「標語・ポスターコンクール」を行っています。

自治区では、地域の中であいさつをする気運を高めるため、呼びかけを行い、民生委員・児童委員は、こども園や小中学校の校門であいさつ運動を行っています。また、こども園や小中学校では、強調週間以外にＰＴＡや児童会、生徒会が主体となったあいさつ運動を展開しています。このように、それぞれの団体であいさつへの意識を高める活動しており、あいさつの輪が地域全体に広がってきています。

（２）地域での居場所づくり

［施策の方向性］

地域住民が気軽に集え、そこに行けば誰かと顔を合わせることができる、世代を超えた交流の居場所をつくります。

［現状・課題］

・子どもから高齢者までの住民が気軽に集える場として、社会福祉協議会が支援し、地域で運営する「地域ふれあいサロン」があります。また、生涯学習の拠点として整備されている交流館も、中学校区ごとのコミュニティ活動や情報発信の拠点となっています。この他、地域には、人と出会うことができるコミュニティ施設や交流の機会が多数存在しています。

・地域福祉の推進のためには、地域の中に誰もが集える「居場所」があることが重要です。世代や所属などに縛られずに自由に立ち寄ることができ、その地域に暮らす誰もが日常的にふれあえる場所・機会を、地域に合ったかたちでつくっていく必要があります。

■地域ふれあいサロンの実施か所数の推移

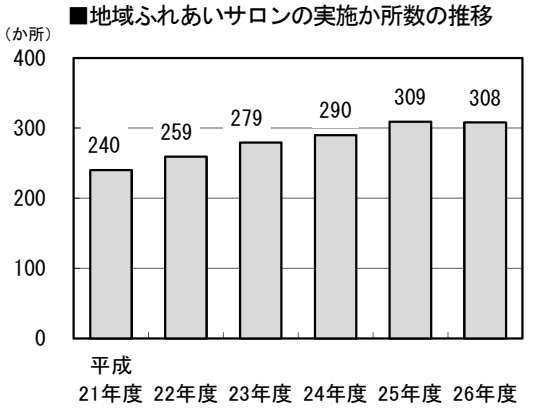

資料：豊田市社会福祉協議会

地域ふれあいサロン

ワークショップ・住民懇談会からの声

市内の中心部でも長く使用していない店舗や家屋を多く見かけます。そういった場所を、交流館や区民会館とは違う、地域の活動場所として使うことはできないでしょうか。（ワークショップ）

地元に長く住む方たちと、引っ越してきたばかりの人たちの交流（出会い）の場が必要。
（ワークショップ）

ふれあいの場や、高齢者が集える場がない。
（住民懇談会）

住民 の役割

地域の交流の場に参加する

「地域ふれあいサロン」などの、地域で行われる交流の場に積極的に参加し、多くの人と交流を楽しみましょう。

地域 の役割

気楽に集える場、仲間をつくる

地域の行事やイベント、その他の交流の場等において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、様々な人の参加を促しましょう。

事業者 の役割

地域の人が気軽に集える場や機会を提供する

事業活動や地域貢献事業などを通じて、地域の人が気軽に集える場や機会を提供するよう努めましょう。

社協 の役割

地域での多世代交流を図る支援を行う

「地域ふれあいサロン」や住民懇談会の開催を通じ、地域の中で、様々な人と交流し、活動できる機会づくりを支援します。

行政 の役割

地域での多世代交流を図る支援を行う

学校と地域との連携による活動や、交流館を拠点とした様々な活動を活性化することで、多様な世代が交流できる居場所づくりを支援します。

あなたのまわりの地域福祉活動

パスまちサロン「ちょっとよって館」 ～バスの待合所が地域の交流の拠点に～

農山村部において、公共交通の維持や活性化は共通の課題です。このような中、稲武地区にはバスの待ち時間の長さを逆手にとった、魅力的な交流の場があります。

平成 21 年から稲武地域バス（どんぐりバス）の停留所横にある空き家を利用したパスまちサロン「ちょっとよって館」では、バスの待ち時間を活用した交流が行われ、バスの利用促進や高齢者の閉じこもり防止に一役かっています。

設置の中心となった「パスまちサロン会」では、地域包括支援センターや社会福祉協議会、その他地域の様々な分野の団体と連携した取組を行い、高齢者の閉じこもり予防のみならず、地域教育や商店街の活性化など、様々な分野に効果をあげています。

基本目標 2　地域福祉活動の担い手を増やす

（1）地域福祉の機運の盛り上げ

［施策の方向性］

地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人が地域の活動に参加し、支援・協力する機運をつくります。

［現状・課題］

・地域には、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、様々な人が暮らしています。また、家族形態や人々の暮らし方も多様になっており、従来のように、家族や親族の支援があることを前提とした福祉の考え方を転換していく必要があります。

・単身世帯や核家族世帯が増加し、家庭や地域での世代間の関わりが少なくなっています。子どもや若い世代が、人と人とのつながりを中心として福祉の心を育んでいけるような環境や仕組みをつくっていく必要があります。

・時代の変化に伴い、これからも福祉ニーズの増大や多様化が進むことが見込まれます。これらに対応するためには、行政や社会福祉協議会による福祉サービスに加え、地域で活動している住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して、多様な主体によるサービスを拡充するとともに、住民相互の日頃からの支え合い活動を活発にしていくことが大切です。

ＪＡ助け合いの会によるミニデイサービス

稲武中学校での福祉学習会

ワークショップ・住民懇談会からの声

子どもが成長していくと、近所の人や地域との会話の機会が減ってくる。
（ワークショップ）

結婚しない男女が増加しており、世帯機能が継続していかない。
（竜神地区住民懇談会）

生活習慣の違いから、地元の高齢者は外国人住民をなかなか受け入れられない。
（保見地区住民懇談会）

住民の役割

地域には様々な人が暮らすことを理解する

年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、様々な個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合いましょう。

仲間とともに興味を持って参加してみる

積極的に地域活動や福祉に関する情報を得るように努めましょう。また、地域福祉に関する学習の場や地域の様々な活動に、仲間とともに興味を持って参加してみましょう。

地域の役割

隣近所に住む人を互いに理解し合う

地域活動や交流の機会において、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、様々な個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用しましょう。

事業者の役割

地域に住む人を理解する

事業活動の対象として、地域にいる様々な個性を持った人を受け入れられるよう取り組みましょう。

社協の役割

地域には様々な人が暮らすことを理解するきっかけをつくる

各学校において実施する、総合的な学習や福祉教育の活動に対し、講師の派遣や講師の調整、体験学習に必要な備品の貸出し、相談等による支援を行い、児童生徒が福祉について学ぶ機会を提供します。

行政の役割

地域には様々な人が暮らすことを理解するきっかけをつくる

広報紙やホームページ、ケーブルテレビ（ひまわりネットワーク）等の媒体を活用して、市や地域での福祉に関する取組や、個人や地域に求められる役割を紹介するなどし、すべての人の福祉意識の醸成に努めます。

（２）地域デビュー・活動デビューの推進

［施策の方向性］

今まで地域の活動に参加する機会の少なかった人を、地域福祉活動の重要な担い手として、地域活動への参加を促進します。

［現状・課題］

・地域福祉を進める主役は、その地域に暮らす住民です。しかし、現在の地域福祉活動は、その多くで高齢者が担い手となっており、仕事を持つ世代は地域との関わりが薄く、活動に参加しにくいという現状がみられます。

・定年退職を迎える世代は、これから、地域福祉活動において担い手としての役割が期待されます。これまで活動に参加していなかった人、地域との関わりが少なかった人などへの働きかけを行い、活動に意欲を持った新たな人材の発掘・育成へとつなげ、地域福祉活動の担い手をつくっていくことが必要です。

・本市では、とよた市民活動センターを設置し、市民活動に関する相談、ＮＰＯ法人化認証手続の支援などを通じて市民活動の活性化を図り、共働によるまちづくりを推進しています。

・また、誰もが福祉の活動に気軽に参加できる仕組みとしてボランティア活動があります。ボランティア活動が市民の生活により身近なものとなるよう、活動参加への機運を高めていくことが必要です。

福祉施設でのボランティア活動

上中島自治区の交通安全立哨

ワークショップ・住民懇談会からの声

サークルの活動に、途中からでは入りにくく、広がりがない。

（ワークショップ）

住民の平均年齢が上がり、活動の後継者が不足している。

（逢妻地区住民懇談会）

自治区や子ども会、老人クラブの役員の引き受け手が少ない。

（ワークショップ）

住民 の役割

仲間とともに興味を持って参加してみる

地域デビュー、活動デビューのための学習の場等に、仲間とともに興味を持って参加してみましょう。

地域 の役割

活動団体のPRやスムーズな受入れの工夫をする

自分たちの活動を積極的に地域にＰＲしましょう。また、活動団体・組織への新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態について検討してみましょう。

事業者 の役割

地域貢献活動に取り組む

従業員による地域貢献活動に取り組んでみましょう。

社協 の役割

活動団体の情報を集約し、地域活動未経験者を地域活動などに促す

これまで地域活動に参加していない人が活動に参加できるよう、地域デビュー・活動デビューのための講座等を開催します。

また、ボランティア活動を行う個人・団体を支援するとともに、ボランティア活動のコーディネートや新たなボランティアの育成を行います。

行政 の役割

活動団体の情報を集約し、地域活動未経験者を地域活動などに促す

地域の様々な団体・組織に加入者が増加するよう、活動内容や情報の集約・発信を行います。また、これまで地域活動に参加していない人に対し、参加を促すための啓発を行います。

高校生・大学生がボランティア活動により参加しやすい仕組みづくりを行います。

さらに、企業との連携により、働く世代からの地域活動への参加を促進します。

あなたのまわりの地域福祉活動

ＴＵＶ（トヨタ・ユニオン・ボランティア）～社会人の地域貢献活動を活発にする取組～

トヨタ自動車労働組合のボランティア活動は平成５年から始まりました。当時は、「ボランティア研究会」として、ボランティアのノウハウを習得する活動を展開してきました。平成９年には、名称を「トヨタ・ユニオン・ボランティア(TUV)」に変更し、ボランティア活動や地域貢献活動の『研究』から『行動』へと、より積極的な取組へと方針を転換しました。

活動は、子どもとの交流や障がい者への支援、社会人向けのボランティアセミナーの開催など、多方面に渡り、豊田市内のみならず幅広い地域で活躍しています。

（3）地域におけるリーダーなどの育成

［施策の方向性］

地域福祉活動の自立のため、地域課題を発見し、地域での議論・活動を主導するリーダー、ファシリテーター、団体の事務を行う人材などを育成します。

［現状・課題］

・地域活動の推進に向けては、活動を牽引するリーダーの存在が必要です。しかし、自治区長、民生委員・児童委員アンケートでは、地域の課題として「活動のリーダーがいない」ことがあげられており、課題となっています。

・また、自治区長、民生委員・児童委員など地域の活動のリーダーとなっている方の大半が年配者であり、若手のリーダーが不足していることも課題となっています。

新任民生委員・児童委員研修

ワークショップ・住民懇談会からの声

自治区や子ども会、老人クラブの役員の引き受け手が少ない。
（ワークショップ）

無関心ではないと思うが、リーダーになるのが嫌な人が多いと思う。
（民生委員・児童委員アンケート）

自分も含め、近隣が高齢者ばかりでどのように支えたらいいかわからない。若いリーダーが必要。
（市民アンケート）

住民 の役割

研修や活動に参加し、活動を主導する力を養う

地域福祉に関する研修に参加し、知識や技術を高めましょう。また、活動等に参加し、リーダーなどの役割を務めてみましょう。

地域 の役割

各種活動を通じてリーダーなどを育成する

地域活動の中で、リーダーなどを育成する環境をつくりましょう。

事業者 の役割

地域貢献活動などにおいて、リーダーなどの育成をする

地域貢献活動や事業活動などを通じて、地域での活動のリーダーなどの育成を図りましょう。

社協 の役割

リーダーなどの育成を行う

地域福祉推進のためのリーダーなどの育成に当たって、研修等を開催します。

行政 の役割

リーダーなどの育成の支援を行う

地域福祉推進のための活動をしている人に対し、地域福祉に関する情報提供や活動支援を行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

民生委員・児童委員 ～安心な地域づくりのための最も身近な相談相手～

民生委員法において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定されています。民生委員は、児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉の向上のために必要な相談・援助等を行う「児童委員」を兼ねることとされています。民生委員は、平成 29 年度に制度発足 100 周年を迎える、歴史ある制度です。

本市では、約 560 名の民生委員・児童委員の皆さんが活躍しています。地域の中で訪問活動や相談・支援などを行い、安心な地域づくりに貢献しています。

基本目標 3　助け合いのできる地域をつくる

（1）支援をつなぐコーディネート機能の充実

［施策の方向性］

支援を求める人に、必要な支援を行うことができる人をスムーズにつないでいく仕組みをつくります。

［現状・課題］

・現在、各地域の自治区や民生委員・児童委員、ボランティアなど、様々な組織・団体間で連携した活動に取り組んでいます。特に交流館は、身近な地域の中で、人や団体などをつなぎ、高齢者では地域包括支援センター、子育てでは子育て支援センター、障がい者では相談支援事業所などが、サービスや支援をつなぐ重要な役割を担っています。

・民生委員・児童委員は、地域に根差した活動を行っています。しかし、アンケートによると、活動に当たっては、活動内容を理解してもらえないことなどが課題となっており、その力が十分に発揮できていない場合もみられます。役割の重要性に関する広報や、活動への支援を充実していくことも必要となっています。

ワークショップ・住民懇談会からの声

支える人、支えられる人のニーズが合うよう、コーディネートする人材が必要。
（市民アンケート）

市・関連団体との情報共有・連携を密にして、全体で問題解決に当たる体制構築が望まれる。市役所も個人情報の保護にとらわれず必要な情報は開示してほしい。（自治区長アンケート）

区長、副区長さん達には民生委員の仕事を理解してもらっているが、住民にはあまり理解してもらっていないと感じる。
（民生委員・児童委員アンケート）

住民 の役割

手助けを求めたり、手助けを実践する

自分が日頃、不便に感じていることや問題だと思っていることを周囲に伝え、手助けを求めましょう。また、自分でできる福祉の活動を考え、実行しましょう。

地域 の役割

支援を実施し、協力する

一人ひとりが持つ福祉的な課題と、地域でできる支援をつなげ、課題の解決に向けて協力しましょう。

事業者 の役割

支援を実施し、協力する

事業活動などを通じて、地域の一員としてできる支援やサービスを実施し、可能な範囲で支援の協力をしましょう。

社協 の役割

身近な地域に（仮称）地域福祉コーディネーターの設置を検討する

団体・組織や民生委員・児童委員との連携を強化し、個別支援と地域支援の両面から課題の解決を図る（仮称）地域福祉コーディネーターの設置に向けて、その機能や役割等について検討を進め、地域課題を支援につなげる体制を整備します。

行政 の役割

地域包括ケアシステムの構築を進める

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地域で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、地域包括ケアシステムの構築に向けて検討を進めます。

あなたのまわりの地域福祉活動

地域包括支援センター ～地域ケア会議をきっかけにした多職種連携の取組～

豊田市内には、中学校区ごとに地域包括支援センターがあります。各センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職がおり、高齢者やその家族の皆さんを支援しています。

平成 24 年度からこの地域包括支援センター単位で、医師、自治区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、介護サービス事業所等との連携により、地域課題の共有や解決策の検討を行う「地域ケア会議」を開催しています。

地域包括支援センターは保健・医療・福祉・介護に関わる様々な組織・団体間をつなぐ中核的な存在となっています。

（2）見守り活動の活性化

［施策の方向性］

制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人など見守りを必要とする人を地域で見守り、支えていく仕組みをつくります。

［現状・課題］

・市内には、民生委員・児童委員や、お元気ですかボランティア、ささえあいネット、その他地域活動団体による取組など、地域で展開されている見守り活動があります。これらの活動をより効果的に進めていくため、見守られる側、支援を求める側の情報発信力も高めていく必要があります。

・地域において孤立し、相談しにくい課題を抱えている人を早期に発見するためには、隣近所など、身近で日常的な見守り、声かけなどが必要です。このような活動には、市内の相談機関とも連携を図りつつ、体制を構築していく必要があります。

・地域の見守り活動は、防犯や事故防止などにもつながり、安全・安心なまちづくりに寄与します。子どもの登下校の見守りや、隣近所の安全確認などに、誰もが積極的に加わることが大切です。

・自治区長、民生委員・児童委員アンケートでは、これから地域で取り組む必要があることとして、「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、子どもなどを対象とする見守り」が最も高い割合を占めています。

・見守られる側は、一方的に助けてもらうだけでは負い目を感じてしまう場合があるため、地域で役割を分かち合うことができる仕組みをつくり、地域福祉活動の活性化とともに、個人の生きがいづくりにつなげる視点も重要です。

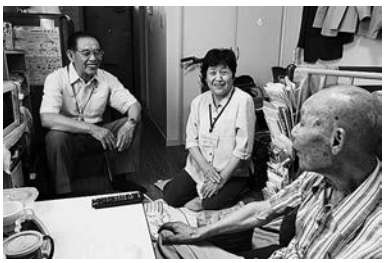

お元気ですかボランティア

ワークショップ・住民懇談会からの声

支えられ上手、見守られ上手の方が少ない。
（ワークショップ）

小中学生の登下校時の見守り活動が自主的に行われている。
（前林地区住民懇談会）

見守り活動に参加している人は高齢者が多い。見守る側、見守られる側、ともに高齢である。
（ワークショップ）

住民 の役割

自分のことを知ってもらう

隣近所の人や、地域の子ども、高齢者、障がい者などを見守るとともに、積極的に周囲と交流を図り、自分のことを人に知ってもらいましょう。助け上手、助けられ上手になりましょう。

地域 の役割

情報を適切に管理し、有効に活用する

地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用しましょう。

事業者 の役割

SOSを察知し、適切な専門機関等と情報を共有する

事業活動などを通じて、支援が必要な人を見つけ、適切な専門機関と情報を共有し、より適切な支援につなげていきましょう。

社協 の役割

情報を適切に管理し、有効に活用する

地域で行う、子ども、高齢者、障がい者等への見守り活動を支援します。

行政 の役割

見守りを必要とする人の情報共有・活用を図る

地域の見守り活動を活性化させるため、情報の共有や活用方法等について、地域に周知します。また、高齢者の見守りネットワークや、子どもの登下校の見守り活動などの地域活動を支援します。

あなたのまわりの地域福祉活動

お元気ですかボランティア ～『話を聴くこと』から始まる心のふれあい～

誰もが「自分の話を聞いてほしい、理解してほしい」という気持ちを持っています。「傾聴」は、そんな気持ちを尊重し、相手の自己肯定感を高めたり、相互の信頼関係を築いたりすることに効果を発揮します。

お元気ですかボランティアは、平成 21 年度から本市で養成している傾聴ボランティアです。傾聴とは、「こちらの聞きたいことを聞く」のではなく、「相手の言いたいこと、伝えたいこと、願っていることを受容的・共感的態度で聴く」ことを意味します。

話し相手や社会参加の機会が少なく、日常的な見守りを必要としている高齢者のお話を聴くことで、安心感を与え、活力を持って在宅生活が送れるよう支援しています。

（３）多様な主体によるサービスの提供

［施策の方向性］

地域、ＮＰＯ、ボランティア、事業者等の多様な主体が生活支援サービスなどを提供し、支援を要する人の生活を支える仕組みをつくります。

［現状・課題］

・本市においては、特に農山村部において、高齢になり、車が運転できなくなった場合の通院や買い物について不安を感じている人が多くいます。また、家事や買い物など、生活の中でのちょっとした不便や困りごとなどについては、行政サービスを使うまでもなく、地域内の助け合い等により解決できる場合があります。

・住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「豊田市子ども総合計画」「豊田市障がい者計画・豊田市障がい福祉計画」等の個別計画に基づいた福祉サービスを充実させていくと同時に、市民自身が担い手となった福祉的なサービスを、社会参加、生きがいづくり活動等も絡めながら、より一層促進していくことが大切です。

・平成 25 年度及び平成 26 年度に市内 27 地区で開催した地区別住民懇談会では、たくさんの地域課題についての意見が出ました。そのような福祉的課題に対して「自分たちで取り組む必要がある」という認識を持っている地区が多くあり、活動に移すための支援が求められています。

地域講師による３歳児サークル

民間による買い物支援サービス

ワークショップ・住民懇談会からの声

車の運転をやめろと家族に言われるため、移動手段に困る。地域バスでないと外出できない。

（足助地区住民懇談会）

冬の寒さが厳しく、雪が多い。雪かきなどが大変である。

（稲武地区住民懇談会）

地区内に互助サービスがどのくらいあるのか把握できていない。

（ワークショップ）

住民 の役割

必要な生活支援サービスなどを選択する

適切な福祉サービスが利用できるよう、公的な福祉サービスや、地域で提供される様々な主体のサービスについての情報を得るように努め、必要なサービスを選択しましょう。

地域 の役割

生活支援サービスを提供する

家事支援や移動支援などの、地域の中で必要になるサービスについて、住民が主体となったサービスの創出を進めましょう。また、地域内の生活支援サービスの提供に当たっては、その活動がより活性化するよう支援しましょう。

事業者 の役割

生活支援サービスを提供する

事業活動や地域貢献活動を通じて、地域で求められている生活支援サービスの提供につなげていきましょう。

社協 の役割

地域の担い手の組織化を図る

地域に応じた住民主体の生活支援サービスが創出されるよう、ニーズの把握や団体等の組織化、サービスのスムーズな提供に向けた支援を行います。

行政 の役割

コミュニティビジネスを支援する

福祉に関わるコミュニティビジネスの創出支援を行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

清水団地「お助け隊」 ～日常のちょっとした困りごとへの支援～

一定の世代が固まって入居している大規模な住宅団地は、居住者の高齢化が急激に進みます。豊田市の竜神地区にある清水団地も、近年、高齢化が進行している地域です。ひとり暮らしの高齢者世帯や、高齢者のみの夫婦世帯などが増え、日常的な困りごとが増えてきました。

このような中、清水団地内の有志が集まって、高齢者世帯や障がいのある人の世帯などを対象に、日常のちょっとしたお手伝いを行う活動を開始しました。支援の内容は、庭の草刈り・植木の剪定や、大きな家具の移動・障子の張替えといったものです。支える側、支えられる側もともに高齢化する中、やりがい・生きがいづくりも含めた新しい支え合いの形が生まれています。

（4）総合的な地域力の強化

［施策の方向性］

地域の課題を発見し、地域で議論し、多様な関係者を巻き込んで課題解決に取り組む地域力を強化します。

［現状・課題］

・地域には様々な地域活動団体・組織がありますが、団体・組織との連携不足や、地域だけでは解決できない問題が生じた場合の対応、団体・組織の活動の認知度の低さなど、様々な課題がみられます。様々な人や団体・組織がともに「地域福祉の推進」を目的として活動できる推進体制を、各地区の特性に応じて構築していく必要があります。

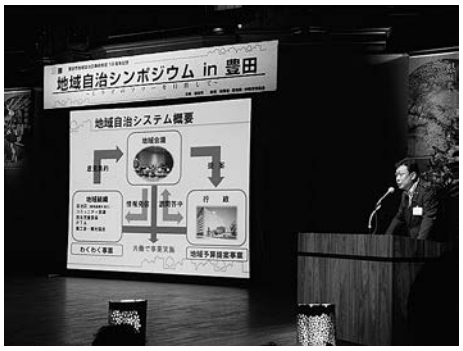

平成 26 年 10 月に実施した
豊田市地域自治シンポジウム

ワークショップ・住民懇談会からの声

地域内の福祉にかかわる団体同士の情報交換の場がない。
（ワークショップ）

地域の団体・組織間の壁をとっぱらって、一緒に活動したいが…。
（ワークショップ）

現状で市から情報を得ることができても、活動のネットワークがないので、それをつくるのが先ではないか。
（民生委員・児童委員アンケート）

住民 の役割

地域づくりに参画し、自分の力を発揮する

一人ひとりが地域福祉推進の担い手である意識を持ち、地域活動において役割を持って力を発揮しましょう。

地域 の役割

地域の課題解決に向けて取り組む

地域住民同士で議論し、地区別活動計画を策定し、地域課題の解決に向けて取り組みましょう。

次代を担う児童生徒に対し、地域に関心を持たせるきっかけをつくる

地域に住んでいる子どもたちが、地域を理解し、地域の人を知り、地域に愛着を持つきっかけづくりを学校・ＰＴＡ等と連携しながら取り組んでみましょう。

事業者 の役割

地域の課題解決に向けて、取り組む

地域の事業者として、地域の問題を把握し、事業者としてできる解決策につなげていきましょう。

社協 の役割

地区別活動計画の実践を支援する

地域における地域福祉を体系的に推進するため、各地区において地区別活動計画策定の取組を、住民懇談会の開催などを通じて支援します。

関係諸団体との連携

世代を超えた継続的なつながりが確立できるよう、学校等や各種関係団体との連携ができるように支援します。

行政 の役割

地域による課題解決の支援を行う

地域課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む団体への支援や相談支援などを行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

旭地区まちづくり計画（「旭ビジョン」「5か年計画」「集落ビジョン」）～まちづくりの道しるべとなる共通のビジョンづくり～

旭地区では、平成 23 年度にまちづくりの道しるべとなる「旭地区まちづくり計画」を策定しました。この計画に位置付けられている「集落ビジョン」は、旭地区の各集落で懇談会を 100 回以上開催し、延べ 1,174 人の地域住民の参加を経てつくりあげられました。

「集落ビジョン」には、高齢者の居場所づくりや日常的な見守り活動のほか、緊急医療情報カードの設置など、個々の集落の課題に応じた具体的な活動内容がまとめられています。各集落では、策定されたビジョンの内容に沿って、集落ぐるみで取組を進めています。

基本目標 4　社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる

（1）総合相談支援の推進

［施策の方向性］

専門機関同士の連携を強化し、社会的孤立に陥る危険性のある人の支援を推進します。

［現状・課題］

・本市において、単身世帯や核家族世帯、高齢者のみの世帯などが増加し、世帯が小規模化しています。以前は家庭内で解決できていた子育てや介護の悩み等も、誰にも相談できず、孤立した中で抱え込んでしまう可能性があります。地域において孤立し、相談しにくい課題を抱えている人を早期に発見するための日常的な見守り、声かけなどが必要です。

・高齢者では地域包括支援センター、子育てでは子育て支援センター、障がい者では相談支援事業所などが存在しており、相談を専門職につなげる体制が分野ごとにできています。しかし、市民アンケートによると、行政が行うこととして「相談窓口を増やす」ことを求める回答が多くなっており、日頃、福祉に関わりが少ない市民のちょっとした福祉課題について相談できる場が必要となっています。

子育て支援センター窓口

地域包括支援センター窓口

ワークショップ・住民懇談会からの声

宅配便業者、郵便局、警察、消防、行政、自治区などとの連絡網が必要ではないか。
（ワークショップ）

困った時にどこに相談すれば良いのか？
（益富地区住民懇談会）

何気ない世間話などから困っていること、助けてほしいことなどを気づいてあげるようにするとよい。
（ワークショップ）

住民 の役割

困りごとがあればSOSを発信し、それを察知した人は対応する

地域の中で困っている人の身近な相談相手になるようにしましょう。また、自分でも困っていることがあれば、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に知らせましょう。

地域 の役割

SOSを発見したら、専門機関につなぐ

地域の中で困っている人がいたら、ケースに応じて、公的な相談窓口や専門機関に伝えましょう。

事業者 の役割

多職種で連携し、適切な支援につなげる

相談事業や支援事業を行っている事業者においては、多職種で連携し、より適切な支援につなげていきましょう。

社協 の役割

行政、社会福祉法人などの専門機関同士の連携強化を図る

地域福祉活動を通じ、各地域においてきめ細かな相談ができるよう、活動を支援します。また、各地域と社会福祉協議会との連携を強化し、地域の相談を、必要な専門機関等につなげます。

専門職のスキル向上を図る

社会福祉協議会で実施する心配ごと相談・法律相談、結婚相談において、相談支援に当たる職員の相談・支援技術の向上を図ります。

行政 の役割

社会福祉協議会、社会福祉法人などの専門機関同士の連携強化を図る

地域福祉の様々な問題に対応できるよう、社会福祉協議会で実施する相談事業と市の相談窓口、市以外の専門的な相談機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知を図ります。

専門職のスキル向上を図る

研修等を通じ、相談に当たる職員の相談・支援技術の向上を図ります。

（２）自立を促す支援の推進

［施策の方向性］

生活困窮者やひきこもり状態の人などの自立を促す支援を行うとともに、その過程で地域の社会資源を活用して特徴を活かした地域づくりを行います。

［現状・課題］

・全国的に、生活保護受給者等、生活に困窮する人が増加しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となってきました。こうした状況に対応するため、平成 25 年 12 月、「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年４月１日から施行されます。

・「生活困窮者自立支援法」では、豊田市が実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などの各種事業を実施することが定められており、これらの事業を通じ、生活困窮者の自立の促進を図ることとしています。

・近年の産業構造や経済状況の変化により、ニートやひきこもり状態に陥った青少年の増加が社会問題になっており、雇用問題だけでなく、社会不適応や精神的な問題を抱えているケースも多くみられます。

・このような青少年については、自己肯定感を回復しながら社会適応を図れるように、相談支援や体験就労等も含めた段階的かつ総合的な支援が必要となっています。

ワークショップ・住民懇談会からの声

問題を抱えている人ほどひきこもってしまうのではないか。
（ワークショップ）

家を持たずに生活している人が増加している。
（崇化館地区住民懇談会）

身寄りのない人、外に出られない人、不登校の子…。心を向けなければならない所に向いているのだろうか。
（豊南地区住民懇談会）

住民の役割

困りごとがあればSOSを発信し、それを察知した人は対応する

生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に知らせましょう。

地域の役割

SOSを発見したら、専門機関につなぐ

生活に困窮している人や、ひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげるための仕組みをつくりましょう。

事業者の役割

自立支援の活動に協力する

事業活動や地域貢献活動などを通じて、生活に困窮している人やひきこもり状態の人などの自立の支援に協力しましょう。

社協の役割

制度の狭間にある人を把握して支援する

制度の狭間にある人や、複合的な課題を持つ人への支援の充実に向け、行政の相談機関や地域包括支援センター、その他の専門機関等と連携を図りながら、専門的な相談から支援につなげる体制を整備します。

行政の役割

公的支援の充実整備を図る

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階におけるセーフティネットとして自立相談支援事業等を実施します。あわせて、引き続き生活の基盤たる住宅の確保についても取り組んでいきます。

また、ひきこもり状態の人やその保護者を対象に自立に向けた相談、就労等に向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を行います。

（３）権利擁護の推進

［施策の方向性］

成年後見制度、金銭管理、虐待対応など、様々な問題を抱える生活者・当事者の権利を的確に擁護する体制をつくります。

［現状・課題］

・今後、高齢化の進行に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれます。また、知的障がい、精神障がいのある人なども増加傾向にあり、何らかの権利擁護に関する支援を必要とする人は、今後増加していくことが考えられます。

・国の方針においても、市町村の役割として市民後見人の養成や活動の推進が求められており、本市においても総合的な権利擁護のための体制を整備していく必要があります。

ワークショップ・住民懇談会からの声

病気（認知症など）や障がいに対して、理解がない人が多い。

（ワークショップ）

認知症の人が増え、今後の生活が心配である。

（逢妻地区住民懇談会）

認知症は周りが気づくことが多い。家族や周りの人の認知症への理解と勇気と早期発見が、本人、家族の今後の生活のため大切なことだと考える。

（民生委員･児童委員アンケート）

住民 の役割

困りごとがあればSOSを発信し、それを察知した人は対応する

認知症の高齢者、障がいによって判断能力が不十分な人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に知らせましょう。

地域 の役割

SOSを発見したら、専門機関につなぐ

認知症の高齢者、障がいによって判断能力が不十分な人などを地域で把握し、支援につなげるための仕組みをつくりましょう。

事業者 の役割

SOSを察知し、適切な専門機関等と情報を共有する

事業活動などを通じて、支援が必要な人を見つけ、適切な専門機関と情報を共有し、より適切な支援につなげていきましょう。

社協 の役割

制度の狭間にある人を把握して支援する

日常生活に不安のある高齢者や障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う、日常生活自立支援事業を実施します。

また、総合的な権利擁護の支援体制を構築するため、市民後見などについて研究を進めるとともに、実施方法や支援体制について検討を進めます。

行政 の役割

公的支援の充実整備を図る

成年後見制度の普及と利用支援に努め、各種相談機関や医療機関、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、成年後見制度が必要な人を支援につなげます。

また、総合的な権利擁護の支援体制を構築するため、市民後見などについて研究を進めるとともに、実施方法や支援体制について検討を進めます。

基本目標 5　要配慮者対策を進める

（1）避難行動要支援者への支援体制の整備

［施策の方向性］

避難をするのに支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃から支援体制を検討する仕組みをつくります。

［現状・課題］

・近年、大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる災害が増加しています。いざという時には、隣近所の力や地域ぐるみの防災活動によって、生命が守られるということが近年の災害事例からも報告されており、今後、高齢化の進行とあわせて避難行動要支援者が増加することが予想される中、地域福祉の考えを中心とした地域防災力の強化が重要となります。

・市民アンケート、自治区長、民生委員・児童委員アンケートでも関心が高かった事項である要配慮者に対する災害時の対策について取組を強化していく必要があります。

高齢者や障がい者を含めた防災演習

救急医療情報キット

ワークショップ・住民懇談会からの声

防災訓練のレベルアップが必要。どんな要支援者がいるのかだけでも伝えると良い。
（ワークショップ）

「こんな支援をしている」ということをもっと地域住民に知らせるべきではないか。知らないから頼まないのではないか。
（ワークショップ）

防災訓練のレベルアップが必要。見守り者がいないため、災害時要援護者名簿に登録しにくい。
（ワークショップ）

住民 の役割

災害に備え、自分でできることは自分で行う

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や避難場所の確認など、自分自身でできる災害時の備えをしておきましょう。隣近所に住む高齢者、障がいのある人など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しましょう。

地域 の役割

情報を有効活用し、避難支援に役立てる

避難行動要支援者名簿などを活用した関係者間での情報共有などにより、災害時の支援体制を整えておきましょう。

事業者 の役割

事業所周辺地域の住民の安全の確保に努める

地域の一員として地域の災害対策に協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めましょう。

社協 の役割

日頃から、高齢者や障がい者に向けた防災教育を行う

高齢者や障がい者にとって必要となる物品の備蓄や、日頃からとっておく対策、周囲への働きかけ、災害発生時に安全に避難するための方法などについて、防災教育を行います。

行政 の役割

避難行動要支援者情報の共有・活用を図る

避難行動要支援者の情報を台帳として整備します。また、災害時に各地域において避難行動要支援者への避難支援の取組が進められるよう、自治区や自主防災会、民生委員・児童委員等の避難支援関係者への情報提供を行います。

あなたのまわりの地域福祉活動

避難行動要支援者への手助け ～支援できること、してほしいこと、必要なことを考える～

高齢者や障がいのある人が、災害時にどのようなことに困るのか、また、どのような支援や手助けが必要なのか、日頃から知っておくことが大切です。例えば、自力での避難ができなかったり、自分で危険を判断して行動することが苦手だったりする人がいます。また、見た目には分からなくても、精神的に不安定になってしまう人や、特別な薬・医療機器等が必要な人もいます。

地域の中に、災害時に支援が必要になりそうな人はいないかどうか、日常のご近所付き合いの中で把握していきましょう。また、そのような人に地域活動や地域の防災訓練・避難訓練に参加してもらえるように働きかけましょう。

（２）福祉的視点からの防災・減災対策の推進

［施策の方向性］

要配慮者の避難や生活支援を実施するとともに、避難所等の福祉的配慮を推進します。

［現状・課題］

・本市では、民間の社会福祉施設との協定の締結により、災害時に一般の避難所での生活が困難である要配慮者の避難施設として活用することとしています。

・災害時には、一般の避難所に高齢者や障がいのある人等が避難することも考えられますが、その際には避難所のスペース、トイレ等の配慮や、介護や医療に関する物資、情報の取得など、様々な分野において多様な支援が必要になることが考えられます。

・近年、災害時の避難所における要配慮者支援の事例が蓄積してきています。これらの情報を踏まえ、本市においても日頃から、被災後の要援護者支援のあり方について検討し、対策を講じておく必要があります。

ＨＵＧ（避難所運営ゲーム）

消防団による防災訓練

ワークショップ・住民懇談会からの声

自主防災会が組織され、実践さながらの避難・救助訓練を実施している。
（高橋地区住民懇談会）

木造の住宅が多いので、火災の時などが心配である。
（上郷地区住民懇談会）

災害時に、地域が「陸の孤島」になってしまうおそれがある。
（足助地区住民懇談会）

住民 の役割

避難所において、自分でできることは自分で行う

避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮しましょう。また、高齢者、障がい者等は、周囲の他の避難者等に避難生活に必要な理解や支援を伝えましょう。

地域 の役割

要配慮者の避難や生活支援への協力

避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮しましょう。

事業者 の役割

従業員、来所者、施設、設備等の安全の確保に努める

従業員や事業所に来所する人、管理する施設や設備の安全の確保に努めましょう。

社協 の役割

災害ボランティアセンターの設置・運営

災害発生後に、被災者の救援活動や被災地の復旧を支援する活動を行うボランティアの受入れ、コーディネート等を行う災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。

行政 の役割

避難所における福祉的配慮の推進

災害時に福祉的な配慮を要する人の避難生活を支えるため、福祉避難所の設置を進めるとともに、一般の避難所において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦等に対する配慮を行います。また、在宅で避難生活を継続するための支援体制の整備についても検討を進めます。

あなたのまわりの地域福祉活動

災害ボランティアコーディネーター ～被災者と支援者の“思い”をつなげる活動～

大きな災害が起こった時には、全国からたくさんのボランティアが被災地に集まります。しかし、せっかく来てくれたボランティアも、被災者が必要としていることと、ボランティアが支援できることをつなげる役目の人がいなければ、上手く機能しません。

本市が被災した場合、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の支援ニーズの把握・整理と、ボランティアの受入れや活動の調整・割振りを行います。その際に活躍する人材が災害ボランティアコーディネーターです。豊田市社会福祉協議会では、もしもの災害の時に組織的に活動できるよう、災害ボランティアコーディネーターの養成を行っています。災害ボランティアコーディネーターは、被災者の思いとボランティアの思いをつなげる、とても大切な存在なのです。

重点取組

基本目標１「「顔の見える関係づくり」を進める」の重点取組

重点取組１　住民懇談会の開催

地域の課題や魅力の共通認識を図るとともに、顔の見える関係づくりを進めるきっかけとして、平成 25 年度及び平成 26 年度において市内 27 中学校区で住民懇談会を開催しました。

住民懇談会では、それぞれの地域特性を表す特徴的な課題が出る反面、“人とのつながりやコミュニケーションの希薄化”が全市で共通している課題であることが分かりました。地域福祉推進の原点に関わるこのような問題を、全市的な展開の中で改善していくことが必要となっています。

そこで、地域の人と顔を合わせながら、地域の課題をともに語り合い、考える場として、今後も継続的に住民や地域が主体となった住民懇談会が開催されるよう、積極的に支援を行います。

■実施イメージ　～様々な単位での住民懇談会の開催から実践者の拡大につなげる～

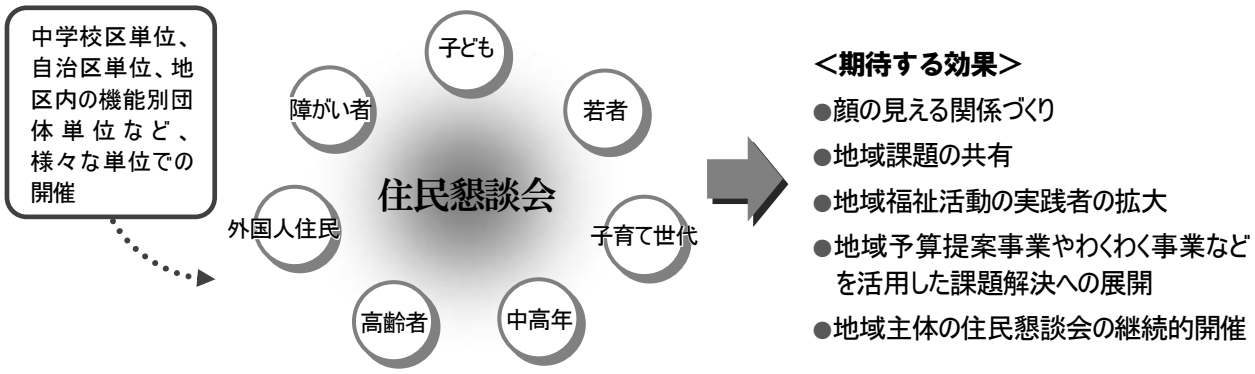

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	住民懇談会への幅広い参加の呼びかけ、住民懇談会での積極的な議論、地域に持ち帰っての活動の実践、将来的には住民懇談会の運営	●→	→	→	→	→
事業者	地域の事業者や企業としての住民懇談会での積極的な議論の参加、事業活動を通じての地域づくりへの参画	●→	→	→	→	→
社協	住民懇談会の開催、地域主体の住民懇談会の運営の支援、幅広い参加の仕掛けづくり	●→	→	→	→	→
		●→ モデル実施地区の指定検討				
行政	地域会議や地区コミュニティ会議による地域課題解決等における、住民懇談会の意見の活用	●→	→	→	→	→

重点取組２　多世代交流の促進

近隣関係が希薄化している中で、特に若い世代においてその傾向が顕著となっています。中高生や小さな子どもを持つ世代は、次世代の地域づくりの担い手となる大切な存在であるため、地域と関わりを持つ機会や、様々な世代と交流を図りながら地域を知る機会を増やすことが必要です。

地区コミュニティの拠点である交流館や、こども園、小学校、中学校などを中心として、多世代交流を促進します。また、現在は参加者の多くが高齢者となっているふれあいサロンにおいても、幅広い世代の住民に参加してもらえるよう、企画や運営の工夫を行います。

■実施イメージ　～地域内の拠点となる場所で多世代交流を活発化させる～

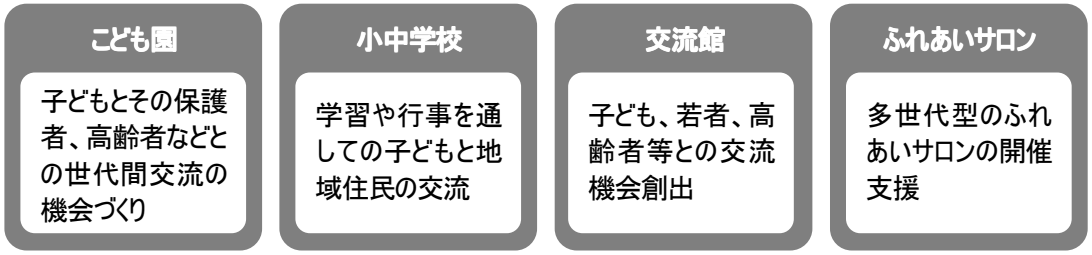

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	地域の様々な拠点を利用して各世代が集う活動への参加・運営					
事業者	地域交流の場・機会の提供					
社協	住民の多世代交流活動への支援・協力	ふれあいサロン実施地区情報交換会を定期的に、かつ地域単位で実施				
行政	高齢者、若い世代、子どもなどの多世代が、地域で顔を合わせ、お互いを知り合う場・機会の設定	現在の展開の見直し・検討		検討内容に基づき実施		

基本目標２　「地域福祉活動の担い手を増やす」の重点取組

重点取組３　住民福祉教育の推進

地域福祉を推進していくためには、地域福祉の重要性や、助け合い・支え合いの大切さを、より多くの人に伝えるための住民福祉教育が必要となります。従来から取り組んでいる全市的な啓発、学習の場の提供や、世代間交流を通じた子どもへの福祉教育、地域活動を通じた地域理解などを継続して実施していくことが大切です。

また、これからは、福祉に興味・関心を持っていない人に対するアプローチや、学習を活動実践へとつなげるための人材育成の視点が重要になります。そのため、従来の学びの場の提供とあわせて、福祉に意識を向けてもらうための新たな啓発事業や専門講座（「(仮称)とよた市民福祉大学」の開講）などを実施しながら、地域福祉活動の担い手を増やすことにつなげます。

■実施イメージ

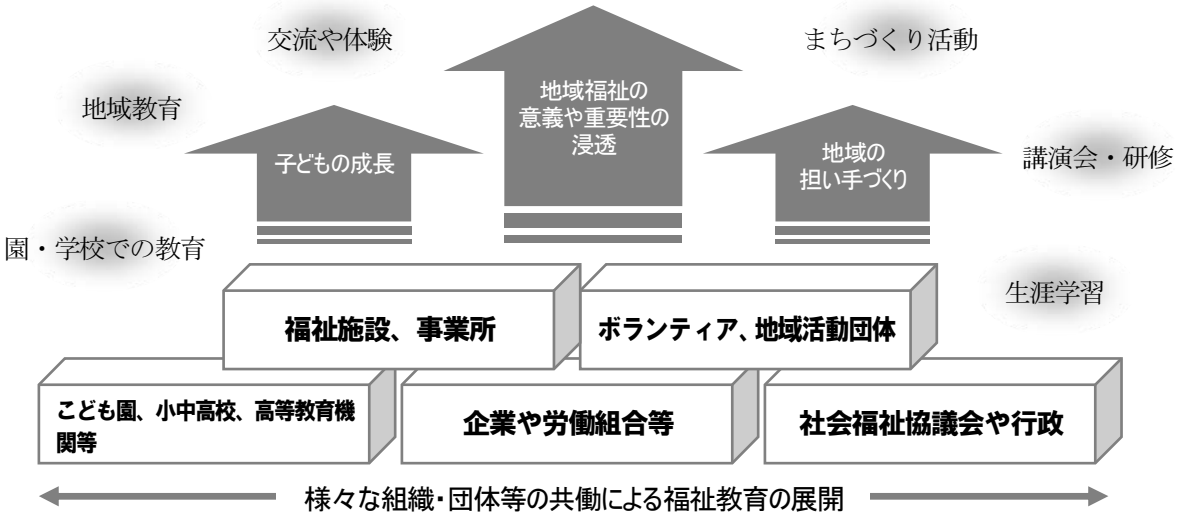

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	様々な福祉教育の場における学習や実践	●→	→	→	→	→
事業者	従業員への福祉教育の機会の提供、ボランティアへの積極的な参加	●→	→	→	→	→
社協	・学校などにおける地域福祉学習等の推進・実施 ・地域福祉推進の担い手育成を目的とした「(仮称)とよた市民福祉大学」の開講	●→	福祉実践教室・地域福祉学習の推進 →	→	→	→
		▪▪▶	(仮称)とよた市民福祉大学開講準備			
		●→	(仮称)とよた市民福祉大学開講 →	→	→	→
行政	福祉に意識を向けてもらうための啓発や講座の実施、機会の提供	●→	現在の展開の見直し・検討 →	●→	検討内容に基づき実施 →	→

重点取組４　企業退職者や大学生などの地域活動への参加促進

地域に住む人材の中でも、比較的時間や技術・経験のある退職者や行動力のある大学生を地域活動に促すことで、地域活動の活性化につながり、担い手不足解消にも寄与します。本市において、平成 25 年度に実施した企業の社会貢献に関するアンケート調査の結果では、特に農山村部において従業員の定年後の活動機会の確保について企業の関心が高いことが分かりました。

また、地域では様々な地域活動やボランティア活動が行われていますが、情報発信やＰＲがそれぞれに行われているため、情報の整理や集約が必要となっています。

企業を通じて、退職前の世代に対し地域活動への働きかけを行うとともに、青少年センターなどの若い世代が集まる施設を活用し、学生の地域活動への参加を促進します。

■実施イメージ　～地域への世代へのアプローチ～

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	地域活動の未経験者の受入れ	→	→	→	→	→
事業者	従業員の地域活動への参加の推奨	→	→	→	→	→
社協	社協が管轄するボランティア団体等の情報提供、マッチング、企業と連携したセミナーや研修会等の開催	→	→	→	→	→
行政	地域活動団体の周知、企業等への地域活動の情報提供、マッチング	→	→	→	→	→

合同研修会の開催・連携した事業実施

企業との調整　情報紹介・マッチング

基本目標３　「助け合いのできる地域をつくる」の重点取組

重点取組５　身近な地区への（仮称）地域福祉コーディネーターの設置検討

住民懇談会やワークショップなどでは、従来の福祉の分野にとどまらない地域課題の発生や、住民とサービスとをつなぐ役割の不足などが課題としてあげられました。地域の福祉課題を解決につなげるための、社会資源の活用やネットワークづくりを行う機能が必要とされています。

地域住民の福祉課題を把握・調整し、関係する社会資源につなぐための仕組みを構築するため、地域福祉推進のための専門的な人材である「（仮称）地域福祉コーディネーター」の養成と設置に向けた検討を進めます。本計画期間中に人材を養成し、その機能を、モデル的な実践も含めて検証し、明確化を図っていきます。

■実施イメージ　～（仮称）地域福祉コーディネーターの役割～

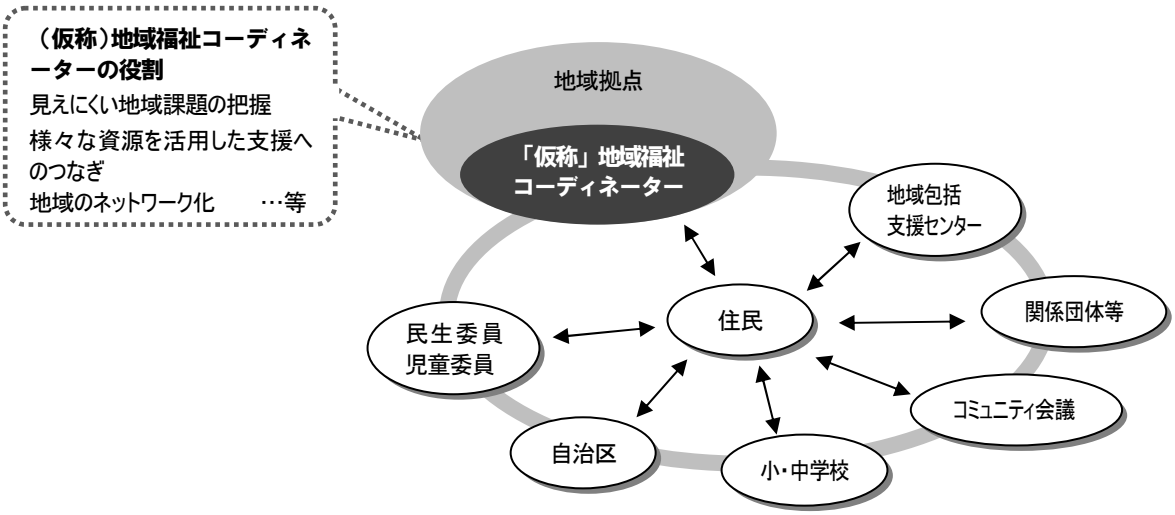

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	ボランティアなど支援策として必要な取組への協力			●→	→	→
事業者	支援が受けられず問題を抱える人への支援協力			●→	→	→
社協	各地区において、支援が受けられず問題を抱える人の支援の実施「（仮称）地域福祉コーディネーターの設置検討」	●→ (仮称)地域福祉コーディネーターの役割の整理	→		●→ 検証	→
				●-	- モデル設置	-
行政	公的支援の充実、支援が受けられず問題を抱える人への支援協力			●→	→	→

重点取組６　支援を必要とする人の情報共有・活用

近年、社会的に孤立する人や、孤独死などの事例が増加しています。地域において、家族や民生委員・児童委員、自治区、専門機関、社会福祉協議会、行政などが、地域ケア会議やケース検討などを通じて議論を重ねる中で、プライバシーは尊重しつつも、必要な情報を共有していく必要があります。特に、情報共有においては、その人を支援するために、個々の状況に応じた“適切な範囲”を心がける必要があります。

高齢者の急増や障がいのある人の増加などにより、支援を必要とする人も増加することが見込まれます。隣近所での日常的な見守りにおいて、見守りの対象者と、見守りを行う支援者を定める仕組みを構築し、社会的孤立等を防ぎ、助け合いのできる地域づくりを目指します。

■実施イメージ　～支援が必要な人を支える小規模のネットワークづくり～

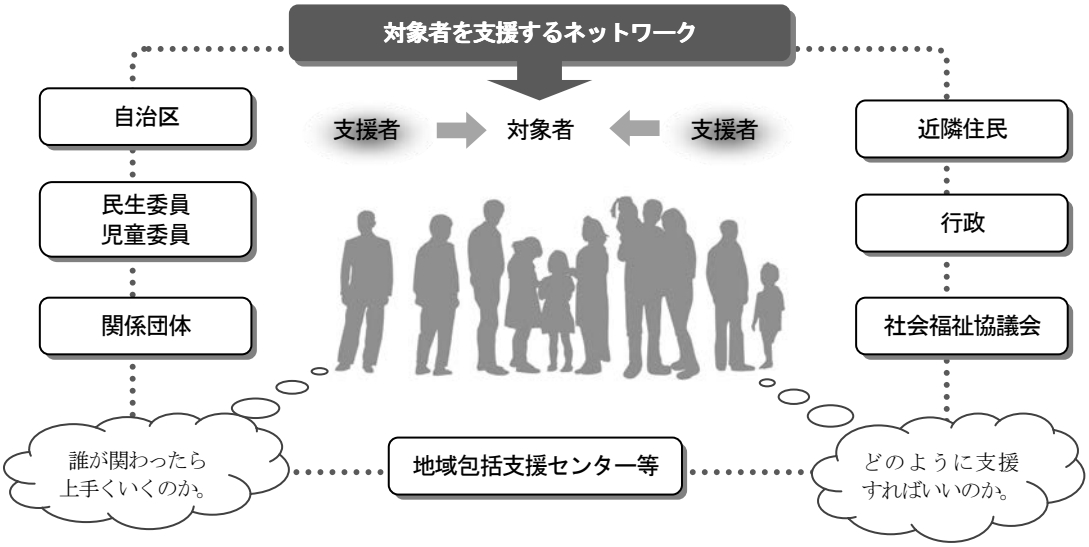

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	支援が必要な人の情報収集、情報共有、支援の検討・実施、地域支援者としての見守りの実施					
事業者	事業活動における異変のある対象者の発見や支援への協力、サービス事業者や社会福祉法人としての支援の実施					
社協	支援が必要な人の情報収集、情報共有、支援の検討・実施					
行政	支援が必要な人の情報収集、情報共有、支援の検討・実施、地域支援者による見守りの促進	ケース会議及び地域支援者検討		機能強化の支援		

重点取組７　地区別活動計画の策定及び実行支援

本市は市域が広く、同じ市内でも地域の特性や、住民が感じる地域課題、住民自身の課題への取組手法等は千差万別です。このような多様な課題に対応していくためには、全市域一律の取組方法ではなく、地域性等を十分に考慮した事業展開が必要となっています。

各地区で開催した住民懇談会等で洗い出された課題や方向性を基本として作成した「第５章 地区別の取組方針」を地域住民全体で共有するとともに、中学校区単位で、それぞれの地域特性に応じた地区別活動計画の策定を推進します。また、地区別活動計画策定後は、地区区長会、地域会議、地区コミュニティ会議等と連携しつつ、各地区において取組を実行に移すための支援を積極的に行います。

更に、地区によってはその区域の地域性を反映しながら、より住民に近い単位である自治区及び自治区内の関係諸団体等と連携を図りながら、地域住民が主体となった計画づくりを支援します。

■実施イメージ　～地区別活動計画の策定と実行の流れ～

住民懇談会などで地域の課題などについて検討し、解決するための地区別計画を策定

計画に基づき、いつまでに、どのような主体が、どのような取組を、どこと連携して実施するのかなどを決める

地域で実行に移すとともに、計画の進捗状況をチェックし、更に次の取組につなげていく

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	地区別活動計画の策定及び地域課題解決に向けた計画の実践					
事業者	地域の事業者や企業としての地区別活動計画の策定及び実践					
社協	地区別活動計画の策定推進及び実行の支援	地区別取組方針の振り返り		地区ごとの計画作成支援		
行政	地域会議、地区コミュニティ会議等との連携促進					

基本目標４　「社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる」の重点取組

重点取組８　専門職のスキル向上・専門機関同士の連携強化

近年では、支援が必要なのにも関わらず、地域との交流を持ちたがらない人や、ひきこもり状態の人など、これまでの福祉の枠では捉えられない対象が出てきています。このような今日的な福祉課題に対応するためには、支援に関わる専門職において、知識や支援技術を高めていくことが求められています。

保健・医療・福祉の関係者が研修等を通じて相談や支援に関わる専門職のスキルの向上を図り、地域の中で明らかになっていない潜在的な福祉ニーズや支援の必要性を把握します。また、各種相談機関同士や警察、弁護士、医療機関などの各種専門機関との連携を強化することで、複合的な課題を抱える人、制度の狭間で苦しむ人に適切な支援を行うことができる仕組みをつくります。

■実施イメージ　～専門職のスキル向上と連携～

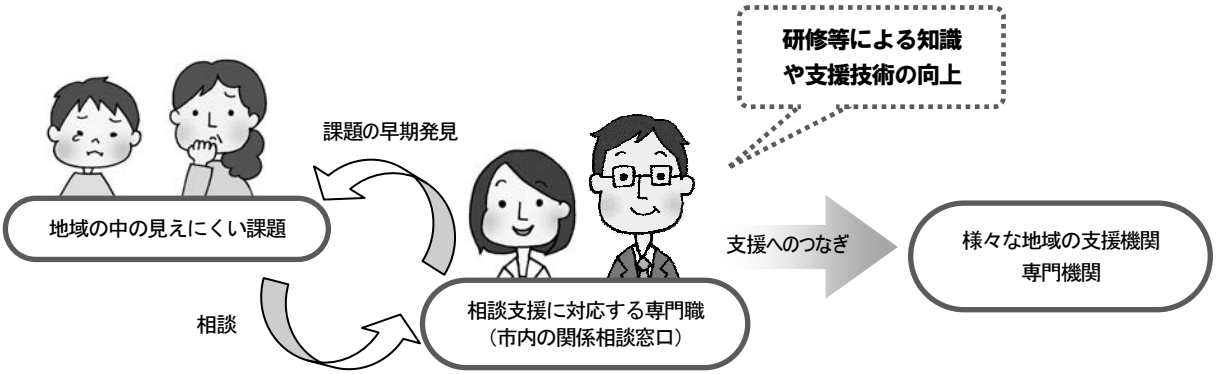

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	ＳＯＳの発信、支援を必要とする人の専門機関への取継ぎ	●→	→	→	→	→
事業者	サービス事業者、社会福祉法人等における専門職のスキル向上及び専門機関同士の連携強化	●→	→	→	→	→
社協	専門職のスキル向上、専門機関同士の連携強化、専門職のスキル向上支援	●→ 専門職情報交換会の開催	→	●→ 合同研修会の開催	→	→
行政	各種相談機関、専門機関同士の連携強化、専門職等のスキル向上支援	●→ 情報交換 連携体制検討	→	●→ 連携支援・研修支援	→	→

重点取組９　生活困窮者の自立支援方策の実施

平成 25 年 12 月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成 27 年４月から、市町村の役割として生活困窮者自立支援事業を実施することとなります。経済的に困窮する人や社会的に孤立する人など、生活困窮者が増加している中で、生活保護などに至る前段階でのセーフティネットを充実強化していくことが求められています。

事業の実施を通じ、生活困窮者一人ひとりへの支援を強化していくとともに、相談によって把握した地域課題の蓄積により、社会的な孤立の防止と早期支援のための地域づくりへの働きかけを行います。

■実施イメージ　～生活困窮者への支援～

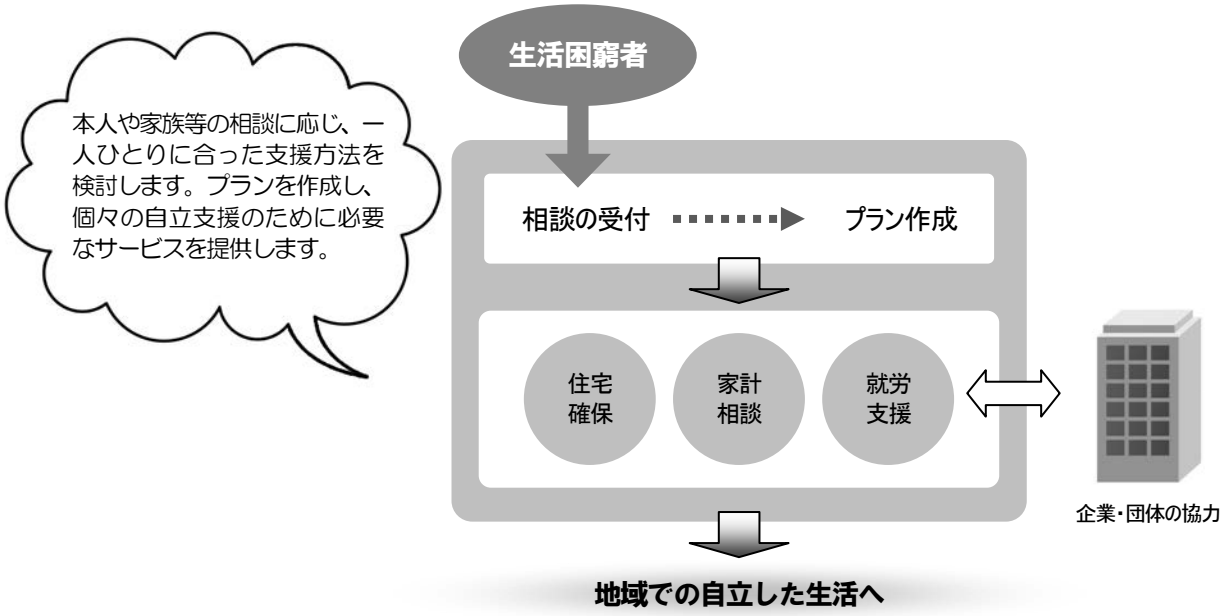

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	生活困窮者への支援の協力	●→	→	→	→	→
事業者	地域の事業者や企業としての生活困窮者への支援の協力	●→	→	→	→	→
社協	行政やその他専門機関と連携を図り、専門的な相談、支援などの実施	●→	→	→	→	→
行政	生活困窮者自立支援事業の実施	●→ 地域課題の把握と蓄積	→	●→ 評価・検証	●→ 事業内容の充実	→

基本目標５　「要配慮者対策を進める」の重点取組

重点取組 10　避難行動要支援者情報の共有・活用

平成 25 年６月に災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村には、避難するのに特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成・提供することが義務付けられました。この背景には、東日本大震災において、死者の多くを高齢者が占めていたことや、障がいのある人の死亡率が高かったこと、民生委員・児童委員の死者・行方不明者も多数いたことなどがあり、より実効性のある避難支援の体制づくりが求められています。

東日本大震災の教訓等を踏まえ、本市においても避難行動要支援者の支援を強化し、地域が災害時に名簿を活用し、避難支援や安否確認がスムーズに行える体制を整備します。

■実施イメージ　～名簿の作成・活用の流れ～

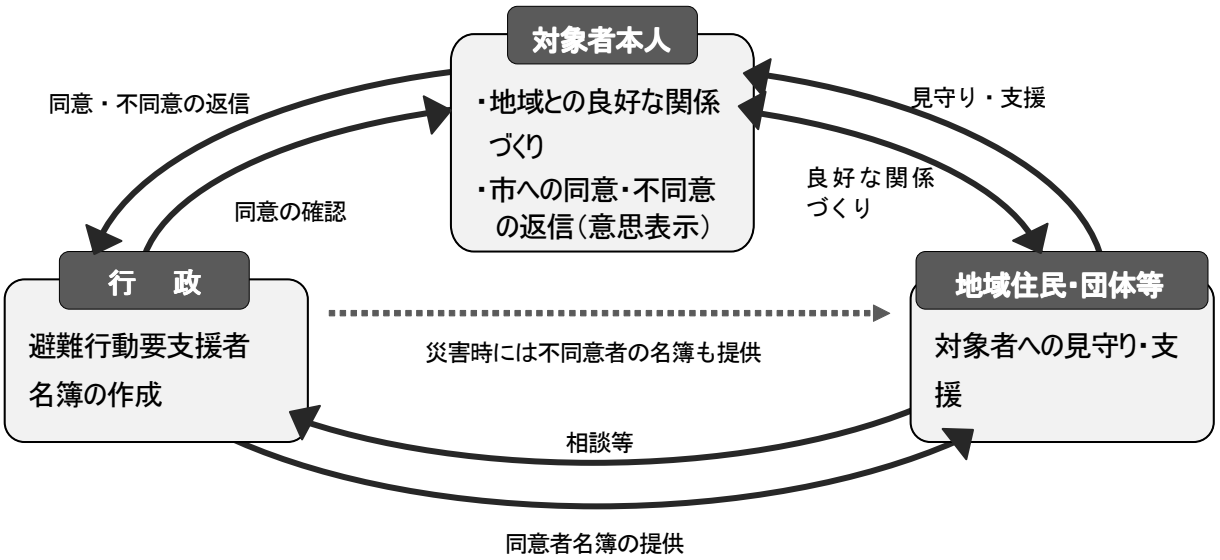

■役割分担とスケジュール

区分	役割	スケジュール H27	H28	H29	H30	H31
住民・地域	避難行動要支援者ごとの支援の検討実施	個別支援計画策定による支援体制の構築				
事業者	サービス事業者、社会福祉法人等における避難の場の提供及び避難生活の支援					
社協	災害時におけるボランティアセンターにおける対応	災害ボランティアコーディネーターの養成				
行政	避難行動要支援者の情報共有、地域での避難支援に係る取組の推進	地域による支援体制強化のための支援			支援の検証及び強化	

数値目標

本計画の推進状況をはかるものとして数値目標を掲げ、地域福祉を推進していきます。

基本目標１　「顔の見える関係づくり」を進める

指標項目	考え方	現状値	目標値
近所付き合いをしている市民の割合	市民アンケートにおいて、近所付き合いの程度が困ったことの相談・助け合いや、そこに至らぬまでも世間話をする程度である市民の割合	62.6% (平成25年度)	80%
住民懇談会の開催数	地域(地区・自治区)単位での住民懇談会開催数	年27回 (平成25年度)	年30回

基本目標２　地域福祉活動の担い手を増やす

指標項目	考え方	現状値	目標値
企業等が実施する地域貢献活動への参加者数	地域貢献等を目的に独自プログラムを企画した企業・団体の数及び参加した社員等の数 （社協のボランティア活動保険・行事用保険加入状況調べ）	25社・団体 延べ3,816人 (平成26年度)	30社・団体 延べ5,000人
ＮＰＯ・ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査等において、ＮＰＯ・ボランティア活動に参加している市民の割合	12.8% (平成26年度)	30%

基本目標３　助け合いのできる地域をつくる

指標項目	考え方	現状値	目標値
隣近所で助け合い活動を行っている市民の割合	市民アンケートにおいて、隣近所での助け合いをしている市民の割合	47.2% (平成25年度)	60%
地域支援者の数	ひとり暮らし高齢者を始めとする支援を要する人に係る地域支援者の数	延べ1,650人 (平成26年11月末)	延べ10,000人

基本目標４　社会的孤立を防ぐ支援と仕組みをつくる

指標項目	考え方	現状値	目標値
生活困窮者のうち、自立につながった人の割合	生活困窮者に係る自立相談支援事業の利用者のうち、プランを終了して自立につながった件数の割合	―	30%
悩みがあるときに相談相手がいる、相談をする市民の割合	市民アンケートにおいて、生活上の悩みや不安について誰かに相談している市民の割合	80.4% (平成25年度)	85%

基本目標５　要配慮者対策を進める

指標項目	考え方	現状値	目標値
避難行動要支援者の情報提供に係る同意の割合	避難行動要支援者の避難支援等関係者への情報提供についての同意の割合	76.1% (平成26年11月末)	85%
個別支援台帳の作成の割合	情報提供に係る同意をした避難行動要支援者のうち、個別支援台帳を作成した割合（年度末）	―	60%

市民アンケート　…　本計画を策定するために平成25年度に市民、自治区長、民生・児童委員に実施したアンケートで、今後も計画の改定に合わせて実施する予定。

市民意識調査　…　まちづくりに対する市民のニーズや意識を統計的に把握し、市政運営の基礎資料とするために実施している総合的なアンケート調査。

第5章　地区別の取組方針

1 都市部と農山村部における地域福祉推進の方向性

本市は都市部と農山村部の両方の特性を合わせ持っており、それぞれで必要な取組も異なっています。そのため、本計画において、都市部と農山村部で特に充実・強化して進めるべき取組を、次に示します。

（１）都市部について

市民アンケートにおいて、「隣近所の人と生活上のちょっとした手助けや協力などの助け合いをしていますか」という問に対し、「している」割合が、都市部においては50%未満となっています。農山村部は、いずれの地域においてもこの割合が60%以上となっており、都市部において、地域の助け合い活動が希薄になっていることが分かります。

また、「あなたが住んでいる地域には、どのような課題・問題がありますか」という問に対し、都市部では「隣近所の関係が薄い」の割合が高くなっています。

都市部には、時間にゆとりのある企業退職者や、地域活動に関心を持つ人が多くいると思われます。このような人材は、人口が減少し、様々な活動の担い手が不足している農山村部でのボランティアや支援で活躍できる可能性があります。

このため、都市部においては、本計画の中でも次の取組を強化していきます。

■都市部において特に必要な取組

○基本目標１「顔の見える関係づくり」を進める、施策１　地域に関心を持つきっかけづくり
○基本目標２ 地域福祉活動の担い手を増やす、施策２　地域デビュー・活動デビューの推進

（２）農山村部について

市民アンケートにおいて、「隣近所に、周囲の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭がありますか。それはどのような家庭ですか」という問に対し、支援が必要と思われる家庭があると回答した人のうち、その対象として「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」をあげる割合が80%以上となっています。見守りが必要な高齢者が、都市部よりも多く存在することが分かります。

また、「あなたが住んでいる地域には、どのような課題・問題がありますか」という問に対し、農山村部では「生活環境の整備（道路や施設のバリアフリーなど）」の割合が比較的高く、生活の不便さが課題となっていることがうかがえます。

農山村部は都市部よりも人口減少率が高く、少子高齢化も進んでいます。様々な活動で人手が足りなくなっているため、山畑の手入れや子どもとの交流など、都市部からの支援等を受け入れる体制づくりを行うことも必要です。

このため、農山村部においては、本計画の中でも次の取組を強化していきます。

■農山村部において特に必要な取組

○基本目標２ 地域福祉活動の担い手を増やす、施策３　地域におけるリーダーなどの育成
○基本目標３ 助け合いのできる地域をつくる、施策１　支援をつなぐコーディネート機能の充実
○基本目標３ 助け合いのできる地域をつくる、施策２　見守り活動の活性化
○基本目標３ 助け合いのできる地域をつくる、施策３　多様な主体によるサービスの提供

2 第５章の表し方

第５章では、平成25年度及び26年度において実施した、概ね各地区３回ごとの住民懇談会からの意見をもとに、これから地区で取り組む地域福祉の方向性を示しています。

梅坪台地区

地区の概況

梅坪台地区は、地域全体の統計としては、高齢化率が低く子どもが多い平均年齢の若い地区ですが、地区を構成している自治区ごとに見ると、規模や地域性に特徴が表れています。

■地区の概況

人口 26,578人	高齢化率 14.2%	年少人口割合 18.6%

平成26年10月1日

■人口の推移

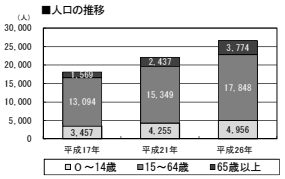

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○子どもや若い世代が多く、活気にあふれています。新たな転入者もあたたかく受け入れ、お互いに気軽にあいさつができる地区です。

○同世代の人が居住しており、親同士のつながりができています。

○ＰＴＡや子ども会、老人クラブ、ボランティアなどの地域団体・組織の活動が活発に行われています。

○医療機関、商業施設、公共交通機関なども充実しています。

○小中学校や高等学校、特別支援学校、こども発達センターなどがあり、教育、福祉施設が充実しています。

地区の困りごと

○一定の世代が固まって居住しているので、将来的に地域の高齢化が一気に進むことが心配です。

○共働きなどで日中留守にしている家庭やアパート、マンションが増え、交流が乏しくなっています。また、既存の住民と転入してきた住民との間でのつながりも希薄になっています。

○自治区や団体・組織のリーダーとなる人材や担い手が不足しています。若い世代では地域活動に参加しない人も増えています。

○空き巣被害や不審火など、地域の安全をおかす事案が増えています。

○高齢者のふれあいの場や機会がないことや、孤立した子育てをしている人が見られることなどが課題です。

地区ごとに、人口データ、地理的な特性や歴史的背景、住んでいる人の状況などの概況を掲載しています。

第１回の住民懇談会で出された地区の「自慢できるところ」「困りごと」を掲載しています。

みんなでつくる将来の梅坪台地区

自ら参加！自ら挨拶！ができる
健康でふれあい豊かなまち
～語り合え、育み合え、頑張り合えるまちづくり～

地域づくりの主役は地域に住む私たちであるとの思いから、“まず、住民が行動する”との視点にたち、いつまでも元気に楽しく暮らしていける梅坪台地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①「住民懇談会自治区版」を開催しよう！

地域の福祉課題を共有し、解決方法を検討するため、より身近な範囲で住民懇談会を開催しましょう。様々な世代の人への参加を呼びかけ、地域の気になることや自分が取組めるアイデアなどについて活発な意見交換を行い、方向性を共有しましょう。

② 誰もが参加できる集いの場をつくろう！

現在、地域活動として行われている行事・イベント等への積極的な参加を進め、年代に関わらず、様々な人が集まる機会にしていきましょう。また、子どもから高齢者まで、世代を超えて多くの人が交流できる場を、身近な範囲に設置していきましょう。

③ 地域内で必要とされる様々なサービスを提供しよう！

高齢者や障がい者世帯のちょっとした手助けや、子どもの預かり、通院・買い物などへの移動を支援する仕組みなど、地域内で必要とされている福祉的な支援を、地域内で提供できる仕組みをつくりましょう。担い手となるボランティアグループ等の組織化について支援し、活性化を図りましょう。

④ ルールやマナーを守り、美しく安全な街並みを維持しよう！

ごみ拾いの実施や、ごみ捨てに関するマナーの徹底、花壇などへの緑化活動等により、美しく清潔な街並みを維持していきましょう。

⑤ 地域内の団体・組織間の連携を強化しよう！

自治区同士の連携や、交流館と自治区の連携、その他地域の団体・組織間の連携などを強化し、より効果的な地域活動に取組める体制を整備しましょう。

第２回の住民懇談会で意見交換し、決定した「地区のキャッチフレーズ」を掲載しています。

第２回の住民懇談会で出された地区の「私たちができること・していきたいこと」を掲載しています。

崇化館地区

地区の概況

崇化館地区は、市の顔でもある豊田市駅を有し、市役所などの公共施設、デパートなどの商業施設が多数ある、活気あふれる地区です。

■地区の概況

人口　25,079 人	高齢化率	年少人口割合
	20.1%	13.2%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

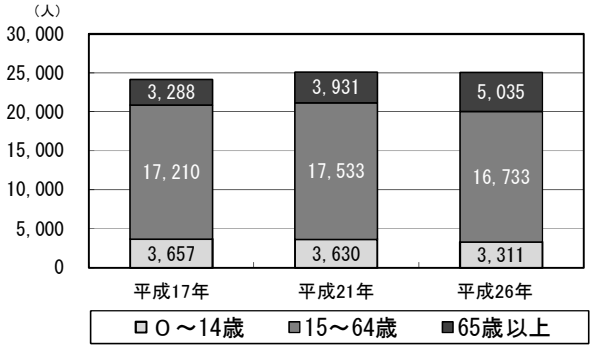

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○住民同士の仲が良く、顔の見える関係ができています。

○ひとり暮らしの高齢者への訪問活動などで見守りの体制ができています。また、子どもたちの登下校の見守り活動も行われています。

○街中でも、自然豊かな公園が多くあります。「くすのき募金」などの、住民の自然を守ろうとする活動が活発です。

○道路が整備されており、福祉施設、医療機関、商業施設、公共施設、交通機関などが身近にあり、住環境が整って便利な地区です。

○地域の祭りを縁としたつながりや、挙母神社などを始めとする歴史・文化が豊かな地区であり、住民が誇りを持っています。

地区の困りごと

○隣近所でも、お互いに遠慮がちになってしまう面があります。手助けを必要としていても、「世話になりたくない」という気持ちが残っています。

○マンションなどの集合住宅が増え、住民とのふれあいが減少しています。人の入れ替わりも多く、顔見知りになれていません。

○ひとり暮らし高齢者や、家を持たずに生活している人、障がい者のいる家庭など、支援を必要とする様々な人が地域に増えています。

○高齢者は増えているものの、老人クラブの加入が減少しており、運営が困難になってきています。

○交通量の増加による事故や騒音の問題、飲食店が多いことによるごみ問題、治安の悪化など、都市部ならではの地域課題が見られます。

みんなでつくる将来の崇化館地区

24時間“ありがとう”でつながり、近隣同士が支え合えるまち　崇化館

日々、近隣同士がお互いさまの気持ちでつながり合い、自分のできることで、ちょっとした“おすそ分け”がし合える崇化館地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① コミュニケーションから支援につなぐ仕組みをつくろう！

地域全体で、多くの人とコミュニケーションを図る機運を高めましょう。日常的なあいさつや行事での交流などを通じて、たくさんの地域の人とコミュニケーションをとることを促進しましょう。また、コミュニケーションを通じて、誰かの困りごと、悩みごとを把握し、支援につなげられるような体制をつくりましょう。

② 地域活動や福祉の情報をみんなに知らせよう！

自治区活動など、地域で行われている活動の目的や内容を、広く住民に伝え、参加を促しましょう。また、活動にあたって人々の福祉に関する知識が高まるよう、病気や障がいについての情報提供や啓発を進めましょう。

③ 生活マナーを高め、美しく安全な住環境を整えよう！

地域みんなでごみ拾いなどの環境美化活動に取り組みましょう。きれいな環境を保つことで、汚されない、ごみを捨てにくいまちづくりを進めましょう。また、交通事故防止に取り組み、人と車が安全に共存できるまちづくりを進めましょう。

④ 身近に集いの場をつくろう！

商店街の空き店舗や自宅の開放など、地域の資源を活用して、世代を越えて誰もが集える憩いの場をつくりましょう。そのような場を活用して、隣近所の人や、新たに地域に引っ越してきた人と交流できる機会を充実しましょう。

⑤ 活動の担い手づくりや、地域全体の協力体制づくりを進めよう！

地域や自治区ごとに、地域住民の意見を聴く機会を設け、住民ニーズの把握に努めましょう。また、把握した住民ニーズに応じた活動ができるよう、地域全体で活動に取り組む共通認識と担い手づくり、体制づくりを進めましょう。

梅坪台地区

地区の概況

梅坪台地区は、地域全体の統計としては、高齢化率が低く子どもが多い平均年齢の若い地区ですが、地区を構成している自治区ごとに見ると、規模や地域性に特徴が表れています。

■地区の概況

人口　26,578 人	高齢化率	年少人口割合
	14.2%	18.6%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

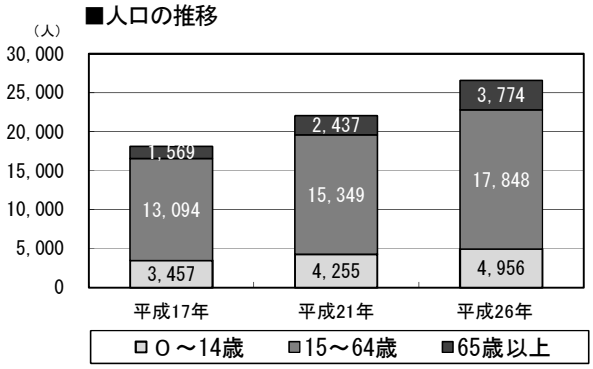

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○子どもや若い世代が多く、活気にあふれています。新たな転入者もあたたかく受け入れ、お互いに気軽にあいさつができる地区です。

○同世代の人が居住しており、親同士のつながりができています。

○ＰＴＡや子ども会、老人クラブ、ボランティアなどの地域団体・組織の活動が活発に行われています。

○医療機関、商業施設、公共交通機関なども充実しています。

○小中学校や高等学校、特別支援学校、こども発達センターなどがあり、教育、福祉施設が充実しています。

地区の困りごと

○一定の世代が固まって居住しているので、将来的に地域の高齢化が一気に進むことが心配です。

○共働きなどで日中留守にしている家庭やアパート、マンションが増え、交流が乏しくなっています。また、既存の住民と転入してきた住民との間でのつながりも希薄になっています。

○自治区や団体・組織のリーダーとなる人材や担い手が不足しています。若い世代では地域活動に参加しない人も増えています。

○空き巣被害や不審火など、地域の安全を脅かす事案が増えています。

○高齢者のふれあいの場や機会がないことや、孤立した子育てをしている人が見られることなどが課題です。

みんなでつくる将来の梅坪台地区

自ら参加！自ら挨拶！ができる
健康でふれあい豊かなまち
～語り合え、育み合え、頑張り合えるまちづくり～

地域づくりの主役は地域に住む私たちであるとの思いから、“まず、住民が行動する”との視点に立ち、いつまでも元気に楽しく暮らしていける梅坪台地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①「住民懇談会自治区版」を開催しよう！

地域の福祉課題を共有し、解決方法を検討するため、より身近な範囲で住民懇談会を開催しましょう。様々な世代の人への参加を呼びかけ、地域の気になることや自分が取り組めるアイデアなどについて活発な意見交換を行い、方向性を共有しましょう。

② 誰もが参加できる集いの場をつくろう！

現在、地域活動として行われている行事・イベント等への積極的な参加を進め、年代に関わらず、様々な人が集まる機会にしていきましょう。また、子どもから高齢者まで、世代を超えて多くの人が交流できる場を、身近な範囲に設置していきましょう。

③ 地域内で必要とされる様々なサービスを提供しよう！

高齢者や障がい者世帯のちょっとした手助けや、子どもの預かり、通院・買い物などへの移動を支援する仕組みなど、地域内で必要とされている福祉的な支援を、地域内で提供できる仕組みをつくりましょう。担い手となるボランティアグループ等の組織化について支援し、活性化を図りましょう。

④ ルールやマナーを守り、美しく安全な街並みを維持しよう！

ごみ拾いの実施や、ごみ捨てに関するマナーの徹底、花壇などへの緑化活動等により、美しく清潔な街並みを維持していきましょう。

⑤ 地域内の団体・組織間の連携を強化しよう！

自治区同士の連携や、交流館と自治区の連携、その他地域の団体・組織間の連携などを強化し、より効果的な地域活動に取り組める体制を整備しましょう。

朝日丘地区

地区の概況

朝日丘地区は、市街地に隣接しており、商業施設や公共施設が充実している地区です。地区内には住宅や工場があり、にぎわいのある地区となっています。

■地区の概況

人口　27,044 人	高齢化率	年少人口割合
	17.7%	15.1%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

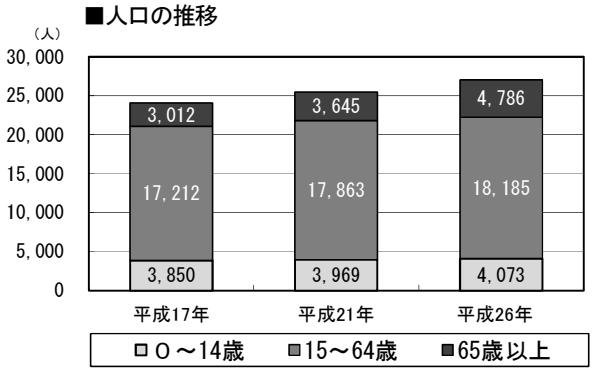

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○地域内での人とのつながりが強く、また、隣近所での支え合いができています。

○老人クラブの活動が活発です。地域を高齢者が守ってくれています。

○地区内の団体・組織同士の風通しが良く、コミュニケーションが良好で連携がとれています。

○盆踊りやお祭りなどの、昔ながらの行事も残っており、多くの人が参加し、活動しています。

○商業施設や公共施設が多く、交通の便も良いため､暮らしやすい地区となっています。また、子どもたちが遊べる広場も多くあります。

地区の困りごと

○子どもの声があまり聞こえず、外で子どもが遊ぶ姿を見かけません。また、子どもと高齢者とのつながりが、やや乏しくなっています。

○住民同士のつながりが希薄になりつつあり、また、転入してきた新たな住民が自治区活動に参加しない場合も見られます。

○サロンへの参加者の固定化が見られます。また、ボランティア活動への参加意識の低下や、地域団体・組織の役員のなり手がいないことなども課題であり、全般的に地域福祉活動の担い手が不足しています。

○高齢者のみの世帯や、日中、一人で過ごしている障がい者など、気になる対象は見られるものの、地域でどのような困り事があるのか、また、誰が困っているのかなど、情報を得る機会がありません。

みんなでつくる将来の朝日丘地区

助け合い、支え合い、地域を守り合える お得が実感できるまち！ ～知恵と人を活かし、つなぎ合える朝日丘～

地域住民一人ひとりが持っている知識や経験を発揮しながら、人や地域を支え守り合える、住んでいて良かったとお得感を実感できる朝日丘地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 地域行事や地域活動への参加を進めよう！

地域の盆踊りやお祭り、行事やイベントなどの地域活動に積極的に参加する機運を高めましょう。また、ボランティア活動や、子ども、高齢者の見守りなどの既存の活動にも積極的に参加するようにしましょう。

② 地域課題の情報を集めよう！

地域の福祉課題について、自治区における住民懇談会や、組単位で集まる機会を設け、地域の団体・組織や関係機関との連携により情報収集と整理を行いましょう。また、身近なところで困っている人がいる場合、すぐに支援機関等につなぐことができるような体制をつくりましょう。

③ 地域活動の担い手を育成しよう！

定年前の世代を対象とした働きかけや、事前学習のための講座等の開催、人材の登録制度の運用などについて検討を進め、地域活動のリーダーや担い手として活躍してもらえる人材を、地域で発掘・養成しましょう。

④ 生活しやすい環境づくりに向けて検討を進めよう！

高齢者になっても地域で暮らし続けることができるよう、買い物や医療機関への通院、日常的な困りごとなどへの支援体制について、関係者間で検討を進めましょう。医療機関関係者や地域の商店主なども含めて、地域内での総合的な支援体制づくりを進めましょう。

逢妻地区

地区の概況

逢妻地区は、みよし市に隣接しており、国道 153 号、東名高速道路豊田インターチェンジを有しています。工場や住宅地が多い地区です。

■地区の概況

人口　28,787 人	高齢化率	年少人口割合
	19.2%	14.3%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

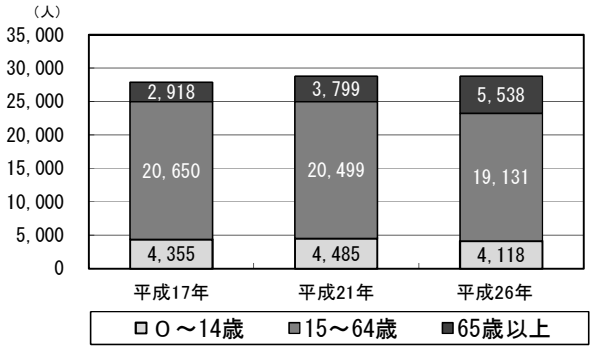

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○住民同士のつながりができており、日常的なコミュニケーションがとれています。地域行事などへの住民の参加も活発です。

○ボランティア活動や地域の見守り隊活動に参加する住民が多く見られます。

○子どもはあいさつもしっかりできており、元気に活動しています。

○地区内にある企業や大学等との交流や、連携した活動に取り組めています。

○豊かな田園風景が残り、緑の丘陵地があります。逢妻女川のクリーン活動なども行われており、地域の中に自然を守る機運ができています。

○大型スーパーや高速道路のインターチェンジもあるので、利便性が高い地区です。

地区の困りごと

○アパートやマンションなどの集合住宅が多く、どのような人が住んでいるか把握できにくくなっています。戸建住宅でも表札を出さない人が見られます。

○自治区に加入しない人や、地域活動に参加しない人がいます。また、住民の高齢化により、活動の後継者が不足するなど地域の担い手が不足しています。

○ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加しています。また、外国人住民も多く住んでいます。

○バリアフリーになっていないところが見られ、障がいのある人が生活するには不便な状況です。

○地区内の道路を通過する交通量が多いため、交通事故の心配があります。

○子どもたちの下校時間に大人の目が届いていないことが心配です。また、地区によってあいさつをしない子どもがいます。

みんなでつくる将来の逢妻地区

笑顔とふれあいに満ちた世代間のつながりを感じる逢妻

～みんなで集まり、みんなが元気な心の通い合うまちづくり～

子どもから高齢者までの全ての住民が、日頃から交流でき、支え合い見守り合えるような、人も地域も元気な逢妻地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 子どもたちへの地域教育を進めよう！

地域と学校が連携し、地域教育や、逢妻地区の特色を活かした福祉教育を進めましょう。その際には、住民が持っている特技や技能を活かした教育活動を心がけましょう。また、高齢者と子どもとの交流機会の創出や、共働き世帯の子どもの居場所づくり、子どもの見守りなどにも取り組みましょう。

② 多くの人が地域行事に参加できる工夫をしよう！

子どもから高齢者まで、様々な世代の住民が参加できる行事・イベントの開催に向けて、内容や場所、開催時間などを工夫しましょう。

③ 地域みんなで福祉の知識を深めよう！

地域住民が様々な福祉活動に取り組むために、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども福祉などの様々な分野の情報発信や、学習機会の提供を行いましょう。

④ 生活マナーやルールを守れる地域づくりを進めよう！

決められたごみの捨て方、出し方が徹底されるよう、地域内での啓発や情報提供を進めましょう。また、誰もが内容を理解できるように、よりわかりやすい周知方法を工夫しましょう。

⑤ 地域で高齢者などを見守る仕組みをつくろう！

隣近所の日常的な見守り、声かけを促進するとともに、地域の団体・組織と民生委員・児童委員などとの連携を強化し、ひとり暮らし高齢者や、支援が必要な人の情報を共有し、支援につなげましょう。

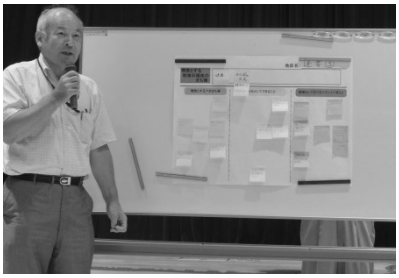

高橋地区

地区の概況

高橋地区は、東西に長い地形で、住宅地と自然が残る山間部があります。地区内には鞍ケ池公園などがあり、地区外から訪れる人も多く見られます。

■地区の概況

人口　21,305 人	高齢化率	年少人口割合
	21.2%	16.2%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

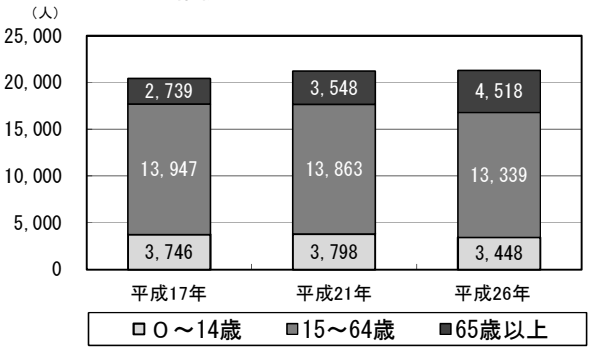

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○自治区活動が活発で、子どもから高齢者まで、多くの人が行事等に参加しています。

○隣組同士の仲が良く、声をかけやすい、助け合える関係ができています。地区内でのあいさつ運動なども活発に行われています。

○子どもたちが元気で、中学校のボランティア活動などが盛んです。民生委員と学校との連携した取組も進んでいます。

○地区内でボランティアグループ、ＮＰＯ法人が活躍しています。それらの活動により、高齢者への見守り、仲間づくりなどが進んでいます。

○中心市街地に近く、交通の便も良い、暮らしやすい地区です。地区内には豊かな自然も残っています。

○伝統芸能、山車、寺部城址、守綱寺などの、地区の歴史、文化、伝統が大切に守られ、継承されています。

地区の困りごと

○高齢化が進みつつあり、認知症高齢者への対策、定年後の人の地域参加、車の運転ができなくなった人への支援などについて検討が必要です。

○地区内に外国人住民が多く住んでおり、交流が難しくなっています。

○自治区の役員など、地域活動の担い手が高齢化しています。また、若い世代も少なく、後継者が不足しています。自治区の在り方や、住民の考え方が変化しつつあります。

○集合住宅に住む人や、転入してきた人などとの交流が十分にできていません。地域に住む住民の顔がわからなくなっています。

○歩道が狭いところや、子どもの通学路になっているところでは、交通事故の心配があります。

○地震などの大規模災害に対する備えが不十分であり、対応が必要です。

みんなでつくる将来の高橋地区

高齢者から子どもに心がつながり コミュニケーションのとれた 晴れ晴れ高橋

地域の歴史や文化、風土や風習、知恵や経験がしっかり次代に受け継がれ、地区に住むみんなが同じ思いを抱きながら、気持ちよく住んでいける高橋地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① あいさつ運動を通じて顔の見える関係をつくろう！

現在、取り組んでいるあいさつ運動や、日常的な隣近所とのあいさつを継続しましょう。自分からあいさつしていくことを通じて、交流の良いきっかけにしましょう。

② 高齢者を支援する地区内の仕組みをつくろう！

ひとり暮らし高齢者への訪問や、高齢者が集まることができる場所づくり、名簿の作成による体系立った見守り活動などを、地区内の様々な団体・組織間の連携を強化しながら進めましょう。また、高齢者自身も生きがいを持って、担い手として活動できるような支援の仕組みをつくりましょう。

③ 様々な世代の人が参加する地域組織をつくろう！

働き盛りの世代や、子育て中の世代への働きかけや、子ども会と老人クラブとの共同事業の実施などを行い、様々な世代の人が参加できる地域組織づくりを進めましょう。自治区などの地域活動には、隣近所の人に声を掛けあって参加し、より多くの人が参加できるようにしましょう。また、行事やイベントについて、地区内の誰もが参加できる内容のものを企画してみましょう。

④ 災害に備えて安全・安心な地域づくりを進めよう！

地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。また、備蓄や避難経路の確認など、日頃からできる対策を各家庭でとりましょう。地区内では、より多くの人が防災に関心を持ってもらえるような啓発、情報提供を行いましょう。

美里地区

地区の概況

美里地区は、中心市街地に隣接しています。宅地開発が進んでおり、商業施設も増加しているにぎわいのある地区です。

■地区の概況

人口　20,892 人	高齢化率 24.6%	年少人口割合 15.2%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

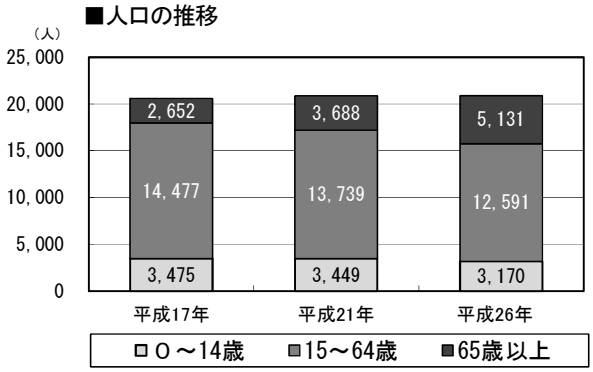

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○住民同士のふれあいの機会が多く、組単位で懇親会が行われているところもあります。

○自治区の行事への参加率も高く、また老人クラブの活動も活発です。

○高齢者の集いの場やふれあいサロン、「ふれあい会食会」での交流など、高齢者が人と関わる機会が多くあります。

○中学生のボランティア活動が盛んに行われています。また、登下校時のあいさつがしっかりできている子どもが多くいます。

○夜間パトロールが住民参加で行われており、また、防犯灯も整備されているため安全、安心が感じられる地区です。

地区の困りごと

○子どもと高齢者などとの世代間交流の機会が少なく、コミュニケーションがとれていません。身近なところで支え合う機運にかけています。

○ごみの分別ができていなかったり、ごみのポイ捨てがあったり、ペットのフンが放置されていたりするなど、ルールやマナーが守られていないことが多く見られます。

○地域の団体・組織の役員のなり手が不足しています。ボランティア活動などにも参加する人が減っています。

○高齢化が進むことが予想され、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増えています。しかし、住民の危機意識もまだ薄く、十分な対応がとれていません。

○外国人住民が増加し、コミュニケーションをとることが難しくなっています。

みんなでつくる将来の美里地区

♨“ふれあい”“支え合い”“助け合い”たくさんの笑顔と誇りあふれるまち「み・さ・と」♨

温かみに包まれて暮らしたいとの思いで「♨」を用いました。みんなが“住んでいて良かった！”と思えるような笑顔あふれる美里地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 地域に関心を持つ機会を増やそう！

福祉に関する勉強会などを開催し、住民が地域や地域福祉に関心を持つ機会を増やしましょう。また、地域で活動している団体・組織の人や、様々な世代の人の参加で情報を持ち寄り、地域課題の共有を行いましょう。そして、それらの情報が、地域に住むより多くの人に行き渡るような工夫をしましょう。

② ボランティア活動を活発にしよう！

一人ひとりが、自分のできる範囲で地域のボランティア活動に参加しましょう。また、様々な規模や分野でボランティアや趣味の活動を行うグループを組織し、誰もが居場所や仲間を持てる地域づくりを進めましょう。

③ 子どもと高齢者との世代間交流を活発にしよう！

子ども会、老人クラブなどの地域団体や学校との連携を強化し、世代間交流の機会を増やしましょう。高齢者による子どもの登下校のあいさつ・見守り活動や、地域の伝統文化の継承活動などを通じ、地域教育と世代間交流を活性化しましょう。

④ 誰もが集える場づくりを進めよう！

人と出会い、話をしたりできる場として、身近な地域で、誰もが気軽に立ち寄って交流できる場をつくりましょう。より多くの人に来てもらえるよう、地域に応じた場の在り方などを検討しましょう。

益富地区

地区の概況

益富地区は、住宅開発により発展してきた地区であり、住宅団地やニュータウンなどが多くあります。地区の東側は山間部となっており、緑も多い地区です。

■地区の概況

人口　13,399 人	高齢化率	年少人口割合
	22.5%	10.4%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

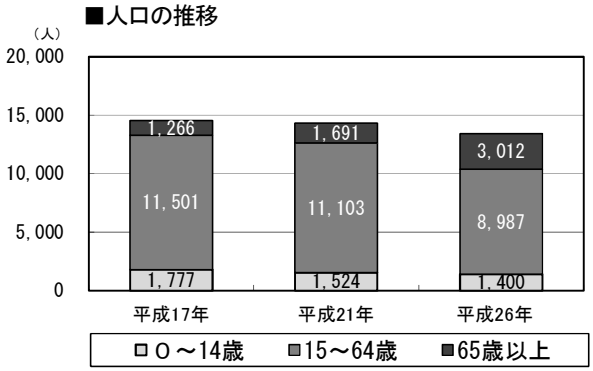

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○同年代の人が住んでいることが多く、住民同士の交流ができています。多くの住民が地域への愛着を持って暮らしています。

○地区内で伝統文化の継承活動が行われています。

○公園や遊歩道が整備されており、潤いある住環境となっています。里山が近く、ホタルも飛び交う自然豊かな地区です。

○おいでんバスや高速バスが乗り入れており移動が便利です。地区内で買い物ができる施設も充実し、生活環境が良好です。

○ごみ出しなどの生活マナーもよく、美しい町並みが維持されています。

○防犯灯が整備されており、犯罪がない、安全・安心な地域です。

地区の困りごと

○今後、地区内の高齢化が急速に進むことが見込まれていますが、ひとり暮らし高齢者の孤立の問題や、閉じこもりがちな人への対応、居場所づくりなどが課題となっています。

○困りごとがある場合の相談先が分かりません。隣近所の人に手伝ってほしくても、必要以上に入り込まれたくない場合があります。

○自治区の運営について、担い手不足などの課題があります。また、老人クラブについても、加入者は増えていても活動者が減少しています。

○災害時の要援護者への支援や、子どもたちの登下校の安全確保などに取り組む必要があります。

○高齢者の健康の問題や、医療機関への通院の問題、介護サービス事業者の不足など、高齢化に伴う不安があります。

みんなでつくる将来の益富地区

子どもから高齢者まで
笑顔でつながり輝く益富!!

いろいろな年代層が、普段からつながり合え、支え合うことができるとともに、人や地域がホタルのように輝き合える益富地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 様々な世代の集いの場をつくろう！

子どもと高齢者を対象とした居場所づくり、若い世代を対象としたサロン、自宅を開放したオープンカフェ風サロンなど、地域の様々な人を対象にした交流の場づくりを進めましょう。区民会館や集会所、喫茶店や自宅など、地域内の様々な資源を活用して、顔の見える関係づくりのきっかけにしていきましょう。

② ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等への支援体制をつくろう！

ひとり暮らし高齢者への声掛け、訪問や、散歩の時などを活用した見回りなどにより、高齢者が孤立しない地域づくりを進めましょう。また、買い物の代行や、通院の送迎など、地域内で高齢者を支援するボランティア活動の体制づくりを進めましょう。

③ 誰もが安全・安心に暮らせる地域をつくろう！

子どもの登下校の見守りや、消費者被害防止のための啓発などの防犯活動を、より多くの人の参加で実施しましょう。また、避難訓練の実施や、隣近所での情報共有等により、いざという時に災害時要援護者の支援ができる地域体制をつくりましょう。

④ 交流を促進する行事・イベントを企画しよう！

老若男女が参加できる地域ぐるみの交流行事・イベントを企画し、実施しましょう。組単位などの身近なところで開催し、子どもから高齢者まで、楽しんで参加できる機会にしましょう。また、そこから自治区活動や地域団体・組織への参加を促進するなど、地域活動活性化のきっかけとしていきましょう。

豊南地区

地区の概況

豊南地区には、トヨタ自動車本社、関連工場があります。地区内には住宅地の他、田畑や、桜の名所である水源公園などがあり、豊かな自然が残る地区です。

■地区の概況

人口　26,869 人	高齢化率 20.4%	年少人口割合 13.6%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

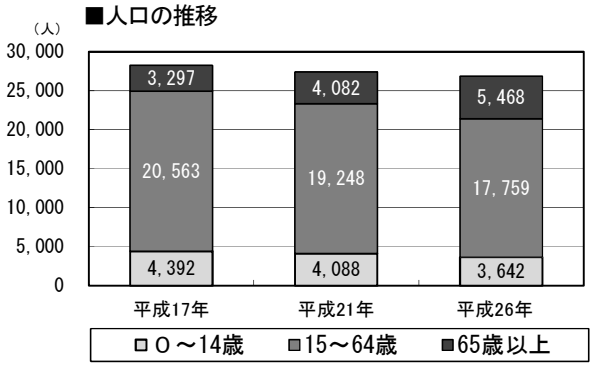

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○地域内でのあいさつや見守り、声の掛け合いなどがしっかりできており、住民同士のまとまりが良い地区です。

○地域内の団体・組織活動やボランティア活動が活発であり、特に盆踊りのやぐら立ては住民総出で実施しています。

○水源公園の桜や、様々な植物、生物がみられ、自然が豊かな地区です。

○商業施設や医療機関、公共交通機関が身近な地域にあり、便利な環境となっています。

○地域全体で「夜の玄関灯点滅活動」やパトロールを実施するなど、防犯意識が高く、住民相互の見守り体制が整備されています。

○地域内の企業が地域活動に協力してくれており、連携できています。

地区の困りごと

○地域内にどのような人が住んでいるのかが把握できておらず、交流につながっていません。

○地域活動への住民の参加意識が低下しています。特にアパート、マンションなどの集合住宅に住む人の参加が少ない状況です。

○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、災害の時など不安があります。また、ひきこもりや不登校の子どもがいる世帯もあり、どのように支援していけばいいのか明確になっていません。

○障がい者への理解が進んでいません。ハード面、ソフト面、両方からの配慮が必要です。

○車の往来が激しく、交通事故の心配があります。交通ルールが守られていない場合も見られ、ルールの徹底が求められます。

○公共交通機関がない地区があり、高齢化が更に進んだ場合の移動手段が心配です。

みんなでつくる将来の豊南地区

“私発”心豊かでつながり合え、笑いのたえない豊南
～Safe・Super・SUGOI まちを目指して～

自らが積極的に行動することを目的に“私発”とし、笑顔の絶えない、そして、みんなで支え合うことができ、いつまでも住み続けたくなるスゴイ豊南地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 自分から積極的にあいさつをしよう！

地域の人に、自分から積極的にあいさつをしていきましょう。また、地域内で「あいさつ運動週間」を設定するなど、みんながあいさつを通じて顔の見える関係をつくれるよう、機運を高めましょう。

② 障がい者や障がいに関する理解を進めよう！

障がいのある人が、日常でどのような事に困っているのか、また、障がいの特性によって、どのような支援を求めているのか、知識を深めましょう。地域の中で、障がいや障がい特性について理解するための学習の機会をつくりましょう。そして、地域の中で困っている障がい者を見かけたら、積極的に手助けをしましょう。

③ 地域の活動に積極的に参加しよう！

自治区や地域団体・組織が行う行事やイベントに、隣近所の人を誘って参加しましょう。また、地域内の多くの人が交流し、ふれあうことができる、新たな集いの場の開催についても検討を進めましょう。

④ 地域の中で助け合い、支え合い活動を行うための組織化を進めよう！

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人など、地域の中で何らかの手助けが必要な人への支援を行うため、ボランティア等の組織化を進めましょう。また、高齢者の世帯や障がい者の世帯同士でもネットワークをつくり、必要な情報を地域に提示していきましょう。

⑤ 住民懇談会などを定期的に開催し、地域の課題を見つけよう！

自治区単位で住民懇談会を開催するなどし、地域の課題をみんなで共有しましょう。また、地域の声が直接、取組に反映されるよう、地域の団体・組織間の連携を強化するとともに、課題を解決するための仕組みをつくりましょう。

末野原地区

地区の概況

末野原地区は、豊田市で最も人口の多い地区です。東名高速道路上郷サービスエリア、伊勢湾岸道豊田東インターチェンジを有し、主要道路が交わっています。住宅が密集する地域と、田畑が広がる地域があります。

■地区の概況

人口　29,031 人	高齢化率	年少人口割合
	16.8%	13.0%

平成26年10月1日現在

■人口の推移

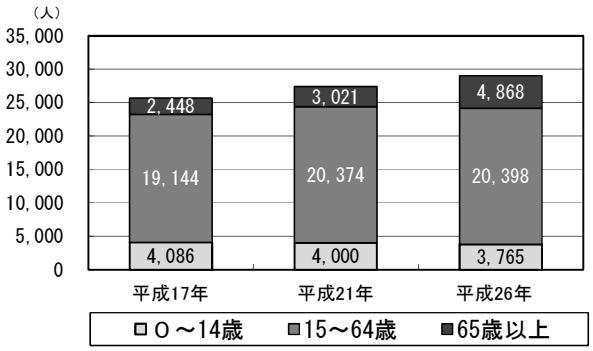

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○自治区の活動がしっかりと実施されており、活発です。

○人とのつながりがあり、隣近所での交流ができています。人が多いので、たくさんの人と関わり、知り合うことができます。

○医療機関もあり、買い物をする場所もあるので、高齢者になっても暮らしやすい環境です。

○子どもたちを見守る体制ができており、登下校が安心です。

○世代間交流や女性会の活動、ボランティア活動などが活発です。高齢者が活躍できる機会も充実しています。

○豊田東インターチェンジや、鉄道の駅があり、遠方への移動にはとても便利な環境です。

地区の困りごと

○若い世代が地域活動に無関心なことが多く、活動の継続が心配です。

○自治区や老人クラブなどの団体・組織活動がより活性化するように、体制や活動内容を見直す必要があります。

○老々介護や高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者などが増えています。虐待なども見逃さないようにする地域をつくっていく必要があります。

○事故や空き巣の被害も増えており、安全な地域づくりに取り組む必要があります。

○ごみ出しや公園の利用などにおいて、ルールやマナーを守らない人が見られます。

○不審者、空き巣被害が多発しています。

○地域によっては、歩いて行けるスーパー、商店がないため、車に乗れなくなった時のことが心配です。

みんなでつくる将来の末野原地区

自分のまちに誇りが持て、
助け合え、支え合え、見守り合える末野原！
～まちを歩き　地域力を創る～

私たちのまちに愛着と誇りを感じ、住んで良かったと思える地域となるよう、日頃から地域に関心を持ちながら、住民相互が協力し合える末野原地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①　高齢化に対応した地域づくりに取り組もう！

高齢化に伴い増加することが見込まれる認知症高齢者、徘徊高齢者などを地域で支援する体制づくりに向け、認知症に関する学習会や、徘徊高齢者の捜索訓練等を実施しましょう。また、何よりも自分たち一人ひとりが自立できるようにするため、積極的な健康づくりや介護予防に取り組むとともに、あわせて生きがいづくり、仲間づくりも進めましょう。

②　できることから、地域の見守り・見回りを進めよう！

散歩やウォーキングなどの、日常的・定期的で気軽に取り組める活動を通じて、地域の見回り、見守りを進めましょう。道行く人へのあいさつやコミュニケーションを通じて、防犯や生活マナーの向上、子どもの登下校の安全確保などにつながるように取り組みましょう。

③　地区内のインフォーマルな支援活動を活発にしよう！

地区内で助け合いや支え合い活動を組織的に進めることができるグループづくりを促進しましょう。花壇の草取りや水やりなど、ちょっとした手助けができるようなボランティア等を育成しましょう。

④　世代を超えた交流を進めよう！

子どもと高齢者など、世代を超えて住民同士が交流を持てる機会をつくりましょう。お祭りなどの地域行事や文化活動、環境美化活動やスポーツ、教育・学習など、様々な分野・テーマに沿って、幅広い人の参加を促進しましょう。

⑤　地域の団体・組織が活動しやすくなるよう、組織体制を見直そう！

地域の団体・組織に様々な人が参加しやすくなるような体制づくりを進めましょう。そのために、団体・組織内において、多くの人の意見を聞きながら運営方法や体制を見直し、団体・組織の役割や目的、理念等の統一と共有を図りましょう。

上郷地区

地区の概況

上郷地区は、豊田市の南端にあり、安城市、岡崎市と隣接しています。家下川の清掃活動などが活発な、田畑が広がり、工場が多くある地区です。

■地区の概況

人口　17,193 人	高齢化率 23.1%	年少人口割合 15.4%

平成26年10月1日現在

■人口の推移

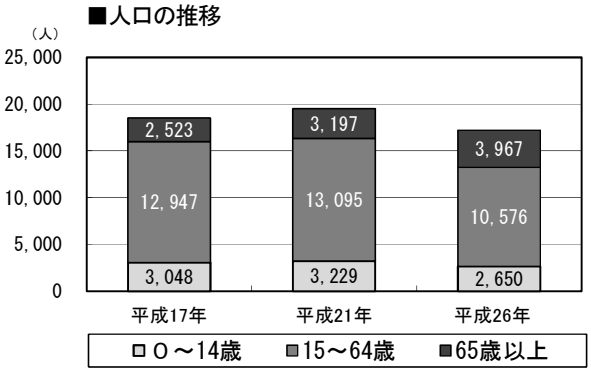

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣人同士でのあいさつや、世代間を超えたコミュニケーションができています。

○子どもが素直で元気です。あいさつもしっかりできており、部活動もがんばっています。また、子ども同士の仲がよく、中学生と高校生の交流が地域で実践されています。

○日常的な高齢者の見守りができています。老人クラブの加入率も高く、また、ふれあいサロン、縁友会などの活動が活発なので、高齢者がいきいきと活躍しています。

○住民有志で防犯パトロールを行っています。防災訓練にも多くの住民が参加し、安全・安心な地域づくりを進めています。

○家下川の清掃活動を住民主体で取り組んでいます。また、柳川瀬公園は住民の憩いの場となっています。良好な住環境に恵まれています。

地区の困りごと

○現在は、比較的核家族も少ないようですが、高齢者ばかりの地区になった時や、ひとり暮らしになってしまった時の不安があります。

○自治区の役員や、団体・組織の担い手が不足しています。活動が活発になっていません。活動が一部の人だけにとどまってしまっているところもあります。

○組織・団体の役員も負担が多く、活動を活性化するための新たな仕組みが求められています。

○公共交通機関がなく、車の運転ができないと、通院、買い物ができません。

○障がいのある子どもやひきこもりなど、何らかの手助けが必要な人が見られます。

○障がいのある人でも気軽に立ち寄ることができる場所が少ない状況です。

○道路が狭いところや、木造住宅が密集しているところでは、交通事故や火災の不安があります。

みんなでつくる将来の上郷地区

ふれあい　支え合い　活かし合い
笑顔と元気でつながる上郷！

日頃から、住民相互が交流し合うことができ、それぞれの住民の力を発揮しながら、笑顔と活気に満ちた地域となる上郷地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 子どもたちとの交流を促進しよう！

子どもたちが地域で元気に成長することができるよう、登下校や遊び場での見守りを行いましょう。また、地域内の行事やイベントにも積極的に子どもとその親世代の参加を促進し、世代間交流を図りましょう。さらに、子どもたちが放課後に安心して遊べる場所、集まることができる場所を、地域の力でつくっていきましょう。

② 地域の様々な情報を集め、整理し、発信しよう！

施設等の地域資源マップづくりや、要援護者の名簿作成と地図への落とし込みなどを行い、地域のことを知る機会を増やしましょう。また、収集した情報は、地域内のみんなで共有し、地域福祉活動に活かしていきましょう。

③ 地域内の様々な団体活動を活性化しよう！

自治区長と民生委員・児童委員、老人クラブなどの組織・団体同士で意見交換会を開催し、より良い活動に向けて地域の方向性を検討しましょう。また、組織・団体間で連携を図り、地域活動の後継者づくりやリーダー養成に取り組みましょう。その他、趣味の会や、30 歳代、40 歳代の男性を対象とした「おやじの会」など、多様なクラブ・組織づくりを支援しましょう。

④ 地域の安全を守る取組を進めよう！

昼・夜の防犯パトロールなどを行い、犯罪の起こらない、安全な地域をつくりましょう。また、防災についても、避難場所の確認や、避難訓練への参加などを行い、いざという時に備えましょう。

⑤ 人が集まる機会をたくさんつくろう！

現在行っている地域行事やイベント、サロン等に積極的に参加しましょう。また、新たに引っ越してきた人、これまで地域活動に参加していなかった人でも気軽に参加できるような行事を企画し、ふれあいの機会をつくりましょう。

竜神地区

地区の概況

竜神地区は、地区内に名鉄三河線が走り、住宅や工場が多く見られる地区です。商業施設や病院などもあり、生活に便利な地区です。

■地区の概況

人口　25,176 人	高齢化率	年少人口割合
	19.5%	13.9%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

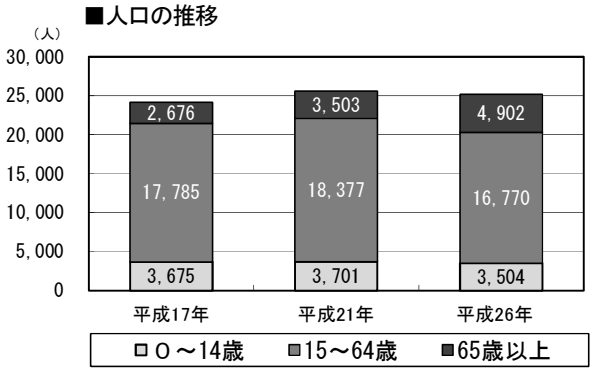

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○環境美化などの組単位での活動が活発で、連携がとれています。近所付き合いや自治区活動も活発に行われています。

○自治区と企業との連携や、子ども会、小学校と老人クラブとの連携など、団体・組織同士でつながりを持ちながら活動できています。

○世代間交流やまちづくり活動が盛んに行われており、活気があります。

○学校や商店、銀行、病院などの施設が多く、生活に便利で、暮らしやすい地区です。

○大きな川や高い山がないため、水害や土砂崩れなど災害の心配がありません。また、犯罪も比較的少なく、安心できる地区です。

地区の困りごと

○老々介護や、ひとり暮らし高齢者、不登校の子どもやひきこもりの人がいる家庭など、見守りや支援が必要な世帯が増加しています。

○近所付き合いが希薄になっていたり、アパートの住人との交流ができにくかったりと、住民同士の交流やつながりが乏しくなっているところも見られます。

○結婚しない男女がみられ、世帯機能の存続に不安があります。

○子どもの遊ぶ場所や、高齢者の集う場所が少ない、または不便です。

○ごみ出しなどの生活ルールが守られていないところがあります。

○空き家や、人が住んでいても日中は不在にしている家が多く、防犯面が心配です。高齢者などをねらった消費者被害が発生するおそれがあります。

みんなでつくる将来の竜神地区

ふれあいで　しあわせサポート いきいき竜神

普段の生活の中で、人と人が、隣近所同士が、心配りをし合いながら支えあって暮らしていけることにより、安心してイキイキと暮らしていける竜神地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 助け合い活動を支える仕組みをつくろう！

清水団地では「お助け隊」として、日常のちょっとしたお手伝いを行う組織ができています。このような取組を全地区に広げられるよう、一人ひとりのできることや得意なことと、地域からあがっている福祉的な要望を結びつけ、対応できる仕組みづくりやボランティアの立ち上げを行いましょう。

② 多くの住民が参加できるイベントや居場所をつくろう！

多くの住民が楽しんで、気持よく参加できる行事やイベントを企画し、実施しましょう。また、日常的に寄ることができる居場所・集いの場づくりを進めましょう。そのような場・機会に参加する際には、隣同士での声の掛け合いや送迎などを行い、より多くの人が参加できるように工夫しましょう。

③ ごみ出しなどの生活ルールやマナーを徹底しよう！

ごみ出しなどの生活マナーがしっかりと守られるように、転入者への説明や、子どもへの説明、子どもを通じた親世代への説明を進めましょう。ごみ出しをコミュニケーションの機会ととらえ、積極的にあいさつや会話をすることで、良好な環境をつくりましょう。

④ ひとり暮らしの高齢者を見守る仕組みをつくろう！

地区内で増加しつつあるひとり暮らし高齢者が孤立しないよう、定期的な訪問や声かけを行う仕組みをつくりましょう。プライバシーを守りつつ、ひとり暮らし高齢者の情報を共有し、地域みんなで見守りができるようにしましょう。

若林地区

地区の概況

若林地区は、名鉄三河線沿線に住宅が建ち並んでおり、地区の周辺部には田畑が広がっています。

■地区の概況

人口　15,346 人	高齢化率 21.7%	年少人口割合 15.2%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

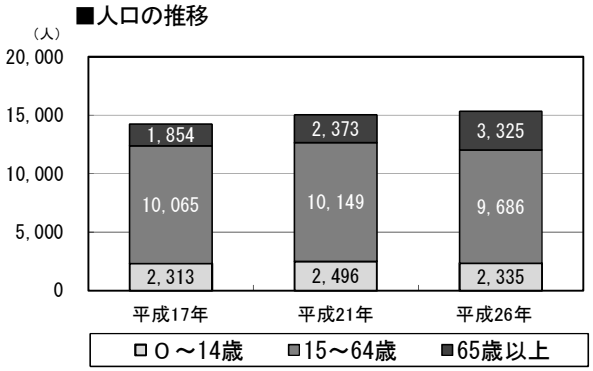

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○サロンやボランティアなどの、住民主体の活動が活発です。また、老人クラブ、ジュニアクラブ、消防団などの地域組織もしっかりと活動を進めています。

○転入者をあたたかく迎え入れ、住民同士のまとまりも良い地区です。

○子どもたちが地域の人にしっかりあいさつし、元気に登下校しています。高齢者から子どもたちへの伝統文化の継承や、老人クラブによる子どもたちの見守り活動なども行われています。

○公園や広場、鉄道などがあり、快適で利便性の高い住環境です。

○桜並木やタンポポロード、遊歩道などが整備されており、気持よく散歩などができる環境になっています。

地区の困りごと

○隣近所の関係が希薄になっており、地域行事などへ参加しない人も見られます。

○日中、仕事を持っている若い世代は地域活動に目が向いていないことが多く、活動の後継者がいません。

○高齢化が進んでおり、ひとり暮らし高齢者も増えています。空き家や耕作放棄地も見られ、景観や、地域の安全確保などが心配です。

○ごみの不法投棄や、ごみ出しのマナーが守られていないところがあります。

○商店や病院などの施設がある所は一部であるため、車が運転できないと生活に困る高齢者も出てくることが予想されます。

○空き巣の被害が増えたことや、災害に対する備えが十分でないことなど、もしもの時の安全に不安があります。

みんなでつくる将来の若林地区

地域のキズナが培われ　子どもから“幸齢者”までがいつまでも安心して暮らせるふれあい豊かなまち

高齢者を“幸齢者”としました。地域に住む全ての住民の“ふれあい”と“絆”を実感しながら、いつまでもこの地域に住み続け、幸せな年を重ねていける若林地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①　日頃のあいさつや子どもの見守りをみんなで推進しよう！

地区内を行き交う人へのあいさつ、声かけを行い、コミュニケーションを図りましょう。「あいさつ運動」などの展開により、地域内の誰もがあいさつし合う環境をつくりましょう。また、子どもたちの登下校時の見守り、あいさつも引き続き進めていきましょう。

②　地域活動に積極的に参加しよう！

高齢者のサロンや、ボランティア活動、地域の団体・組織が開催する行事やイベント等に、周りの人と誘い合って積極的に参加しましょう。活動にあたっては、自分が持っている得意分野を活かしたり、リーダー的な役割にチャレンジしたりしてみましょう。

③　高齢者を支援するための組織づくりを進めよう

高齢者の生活を支えるための、買い物の支援、病院などへの送迎、日常的な声かけ、見守り、訪問活動などを、地域全体で行えるような仕組みづくり・組織づくりを進めましょう。

④　団体・組織間で連携するための仕組みをつくろう！

地域内で活動している様々な団体・組織が、連携した活動を行うことができるよう、イメージの共有と計画化、実行のための合意形成などを図りましょう。地域ぐるみで福祉課題・生活課題の解決に向けて力を合わせられる体制をつくりましょう。

前林地区

地区の概況

前林地区は、市の南西部に位置し、刈谷市、知立市、みよし市と隣接しています。逢妻女川、男川が合流する水が豊かな土地であり、田畑、果樹園などが広がっています。

■地区の概況

人口　23,008 人	高齢化率	年少人口割合
	18.8%	14.9%

平成 26 年 10 月 1 日現在

■人口の推移

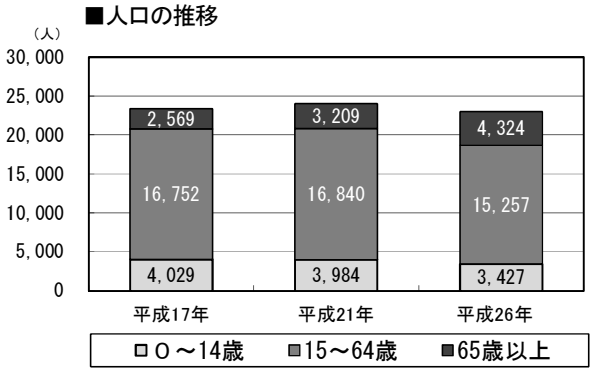

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所の人たちとあいさつ、交流ができています。地域の行事には子ども、若者もともに参加する機運があり、ふれあいの機会が充実しています。

○野菜づくりや朝市の開催など、食や農業を通じたコミュニケーションの機会があります。

○地域住民、老人クラブなどにより、子どもへの見守りにしっかりと取り組んでいます。

○老人クラブの加入率が高く、活動も活発に行われています。民生委員によるひとり暮らし高齢者の見守りも行われています。

○逢妻女川を中心に、自然が豊かで住環境が良い地区です。

○交通事故の心配が少なく、また、地域内で子どもが安心して遊べる、安全な環境があります。

地区の困りごと

○子どもと高齢者、既存の住民と転入してきた住民など、それぞれの交流をもっと活発にする必要があります。

○アパート、マンションなどの集合住宅の入居者の情報は把握できにくくなっています。

○買い物できる場所、病院、公共交通機関など、生活するための施設・機関が乏しくなっています。

○地区内の通過交通が多く、騒音や事故の危険性があります。

○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯については、増加しているものの、地域内で情報が共有されていません。

○高齢化が進むことで、地域活動の担い手の高齢化、老人クラブの加入者の減少などの課題が見られます。

みんなでつくる将来の前林地区

支え合い　助け合い
安心して定住できる最高のまち

地域住民の全員が顔なじみとなり、一人の住民が困っていたらみんなで助け合え、ずっと安心して住み続けられるような前林地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 多くの人とふれあい、交流できる機会をつくろう！

誰もが参加できる行事・イベントを企画、開催しましょう。組単位など、より身近な範囲で開催していくことで、既存の住民と転入してきた住民との交流を深める視点も持って進めましょう。また、実施にあたっては、子ども、若者、青壮年、高齢者など、多くの人に魅力を感じてもらえるような企画に努めましょう。

② 高齢者の生きがいづくりや見守り・支援を充実しよう！

高齢者ができる限り自立した生活を営めるよう、地域みんなで介護予防活動に取り組みましょう。また、農業などを活用した生きがいづくりや仲間づくりなど、地区の特色や資源を活かした活動を進めましょう。さらに、高齢者マップなどの作成・活用により、ひとり暮らし高齢者を地域で把握し、日常的な見守りを進め、支援につなげやすい体制をつくりましょう。

③ 誰もが集える居場所をつくろう！

人々が交流を行うとともに、ひとり暮らし高齢者の安否確認などを行う機会としてサロンを活用しましょう。また、地域の喫茶店や、住民の自宅など、様々な地域資源を活用して、より多くの居場所づくりを進めましょう。

④ 地域の団体・組織間で連携を強めるとともに、後継者を育成しよう！

地域内の様々な団体・組織において、連携し合いながら、地域の身近な課題の解決策を協議しましょう。また、団体・組織で協力し合って、人材の発掘やリーダーの育成を進め、活動の担い手増加を図りましょう。さらに、広く地域住民に対し、自治区や地域団体・組織などの役割等を周知し、理解を促進しましょう。

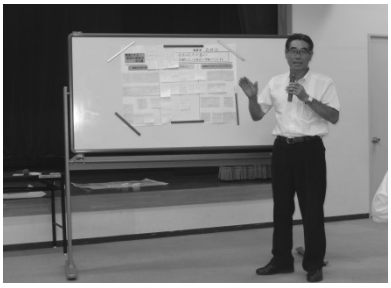

若園地区

地区の概況

若園地区は、知立市、安城市に隣接しています。名鉄三河線沿線を中心に住宅密集地があり、その他、田畑が広がる地域があります。

■地区の概況

人口　14,317 人	高齢化率 23.5%	年少人口割合 14.0%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

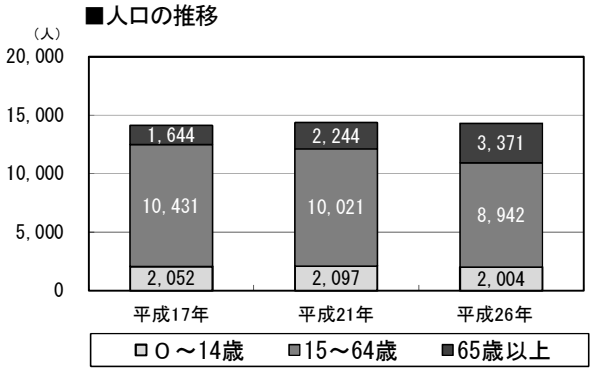

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所でつながりができており、旅行などで家を空ける際の声かけなども気軽にできています。

○自治区の活動が活発で、「そうじの日」などへの参加者も多くいます。組、班の協力体制ができています。

○多世代の交流サロンができ、多くの人が参加しています。ふれあいサロンの活動も充実しています。

○ボランティア活動が活発で、各地区で様々なグループが活躍しています。

○防犯活動や防災活動を活発に行っており、地域に定着してきています。

地区の困りごと

○ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。閉じこもりがちな人も見られますが、一方で老人クラブの加入者が減少していることなどの課題があります。

○地域活動組織の役員のなり手がいません。若い世代が地域活動に参加しなくなっています。活動の存続のためにも、より多くの人の参加を促進する必要があります。

○子どもが少なくなってきて、地域の活力が低下するおそれがあります。未婚の若い男女も増えており、地域の将来が心配です。

○将来的に車が運転できなくなった場合に、通院、買い物ができなくなるのではないかという不安があります。

○不法投棄や、ごみステーションでのマナーの悪さ、公園のトイレへのいたずらなどの問題が見られます。

みんなでつくる将来の若園地区

★ふれ愛とつながり
健康で交流のあるまち　キラリ若園★

常日頃から人と人がふれあうことができ、いつまでも健康で心と心が通い合うことができるような光輝ける若園地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① より多くの人の参加による防犯活動を進めよう！

登下校時の子どもたちへの声かけ、あいさつや、日常的な見回りなどを通じて、不審者の発見や生活マナーの向上、安全な地域づくりにつなげましょう。また、旅行などで長期的に家を空ける場合は隣近所の人に声かけを行い、見守り、見回りをお願いするなど、より多くの人が参加して安全・安心なまちづくりを進めましょう。

② 誰もが参加できる場所と機会をつくろう！

サロンなどのふれあいの場所づくりを継続するとともに、誰もが参加できるイベントを開催しましょう。実施にあたっては、体の不自由な人でも参加できるよう配慮しましょう。また、閉じこもりがちな人への声かけや、車に同乗して一緒に参加することなどで、たくさんの人の参加を促進しましょう。

③ スポーツ、運動などで健康づくりを進めよう！

地域において、スポーツの機会づくりや、体力向上のための健康づくりイベント等を開催し、高齢者の体力の維持・向上を進めましょう。

④ 得意なことを地域活動に活かそう！

地域内で、特技や技術を持つ人を登録するなどし、地域活動で活躍できる仕組みをつくりましょう。「できること・得意なこと」と、「手助けしてほしいこと」を結びつけることで、一人ひとりの生きがいづくりと地域の福祉課題の解決につなげましょう。

⑤ 地域の団体・組織を魅力的なものにしよう！

地域住民へのアンケートの実施や、意向・ニーズの聞き取りなどを行い、住民の意向に合わせた地域団体・組織づくりを進め、より魅力的にしましょう。また、団体・組織内の体制においても、年代別の相談員の配置や、活動の優良事例の紹介などを試みることで、住民のニーズに応じた活動ができる仕組みを構築しましょう。

猿投台地区

地区の概況

猿投台地区は、豊田市の中でも住民にとって子育てしやすい地区、住みやすい地区です。工業団地、駅、スーパーなどもあり、活気ある地区となっていますが、矢作川沿いの水と緑が豊かな環境もあります。

■地区の概況

人口　14,240 人	高齢化率 23.3%	年少人口割合 14.7%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

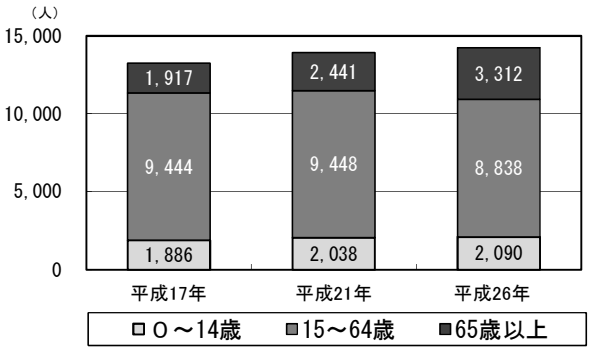

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○近所付き合いが気軽にできる範囲でまとまりがあるため、地域の活動に住民が協力的で、多くの人が地域行事に参加しています。

○老人クラブの活動が活発に行われており、高齢者が元気なまちです。高齢者の居場所づくりも進んでいます。

○中学生や高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽にあいさつできる地区です。

○子どもの見守りに力を入れており、また、住民による防犯パトロールも行っています。

○スーパーや駅があり、交通アクセスも良く、便利な地区です。

○自然が豊かで緑も多く、高台からの眺望などの景観が美しい地区もあります。

地区の困りごと

○近所付き合いが希薄になってきています。以前より人口が増えたことで、地域の課題なども見えにくくなってきています。

○アパートなどの単身世帯用の住居が増え、誰が住んでいるのか、地域の人も把握できなくなっています。

○若者が自治区に加入しなかったり、自治区の役員の選出に苦慮したりしています。

○坂が多く、高齢者は外出が大変になってきています。道幅が狭いところでは交通事故の危険もあります。

○ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が急激に増えています。また、身寄りのない人や、ひとり親家庭なども見られるようになっています。

○不審者や消費者被害が増加しているため、犯罪に巻き込まれるなど、万一の時のことが心配です。

みんなでつくる将来の猿投台地区

笑顔とあいさつがあふれ、みんなが家族　猿投台
～ご近所の顔が見える仕掛けづくり～

地域に住む一人ひとりが笑顔で過ごしながら、お互いに支え合える大きな家族となれるよう、向こう三軒両隣りの絆のある猿投台地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①　人が集まる仕掛けをつくろう！

井戸端会議や、隣近所の人を招いたお茶会など、身近ですぐにできることから始めてみましょう。月１回行われている、全世帯が組長宅に集まるような機会を活用して、どんどん人を集めましょう。また、行事やイベントは、地域の人が一同に会して交流できる絶好の機会です。自治区の活動に誰もが積極的に参加する機運を高めるとともに、多世代が交流でき、参加したくなる企画を工夫しましょう。

②　高齢者を見守る仕掛けをつくろう！

隣近所に住むひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、見守りや声かけをしましょう。身近な地域で、高齢者への災害時の連絡や、日頃からの高齢者の見守りを行う組織づくりについても検討を進めましょう。また、高齢者自身も見守りの担い手となれるよう、健康づくりや老人クラブなどの団体活動を活発にしていきましょう。

③　誰もが地域の情報を受け取ることができる仕掛けをつくろう！

様々な地域の情報を、住民に発信できる仕組みをつくりましょう。情報の配布の際を活用してコミュニケーションを図ったり、また、外国人住民も地域の情報をきちんと受け取れるような仕組みをつくったりし、誰もが情報を取得できる環境づくりについて検討しましょう。そうすることで、困っている人を見逃さない地域づくりを進めましょう。

井郷地区

地区の概況

井郷地区は、旧猿投町の中心エリアとして発展してきた歴史があります。人の集まる施設等が存在する賑わい豊かな地区と、水無瀬川緑道などの緑豊かな地域資源がある地区です。

■地区の概況

人口　14,225 人	高齢化率	年少人口割合
	22.8%	14.6%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

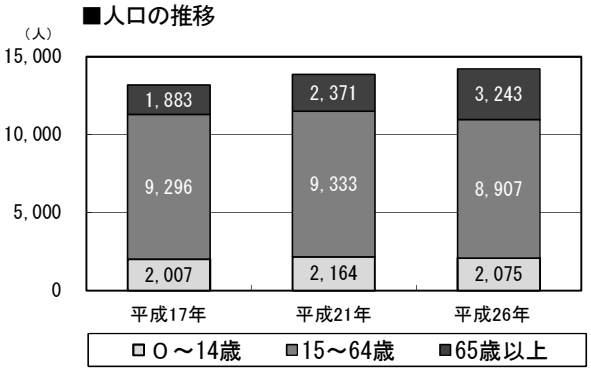

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○自治区の活動に多くの人が関わって、助け合いながら取組を進めています。地域単位で運動会や盆踊りなどの行事も継続しています。

○農村気質が残り、隣近所とのつながりが強い地区です。また、新たな住民もあたたかく受け入れています。

○高齢者が活躍する場や機会があるので、高齢者が元気です。

○子どもたちが地域の人に元気にあいさつしています。子どもの声が聞こえる活気あふれる地区です。

○水無瀬川周辺が整備されるなど、緑が豊富で住環境が整っています。水害や土砂災害の危険も少なく安心して暮らせる地区です。

○交通網や公共施設が充実しており、便利な環境です。街路灯の整備や、「ゾーン 30」(時速 30 km制限のある区域設定)の展開などにより、安全面でも取組が進んでいます。

地区の困りごと

○ひとり暮らし高齢者や、認知症の高齢者、高齢者のみの世帯が増加しており、見守りなどの対策が必要です。

○若者が地域活動にあまり参加していません。地域組織の役員や担い手が不足しています。

○空き家や耕作放棄地の増加などがみられます。一方、宅地化が進む地域では、緑地の減少や、アパートの増加などで地域交流をしない人の増加が課題です。

○若者が、ゲームやスマートフォンばかりで遊んでいる姿がよく見られます。

○不審者の増加や、通過交通の増加による騒音、ごみ捨てのマナーが守られていないことなど、安全で快適な生活を脅かす問題が見られます。

○車の運転ができないと買物に行けません。高齢になって、運転できなくなった時が不安です。

みんなでつくる将来の井郷地区

笑顔で声かけ、見守り、生きがいをもって棲み続けられる　い～さと

地域の全ての宝（人・物・自然）が、互いに共存共栄し、いつまでも、イキイキと棲(す)み続けられるような井郷地区。そんな良い里（い～さと）を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 様々な世代が参加しやすい行事・活動に取り組もう！

組単位での交流会や、お祭り、運動会、盆踊りなどの様々な人が参加しやすい行事を開催し、世代交流を図りましょう。より幅広い世代に参加してもらうために、機会をとらえた若者への働きかけや参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

② 小さなグループをたくさんつくり、ボランティア活動を活発にしよう！

地域内でボランティアグループをたくさんつくり、活動を活発にしましょう。その際には、一人ひとりの特技や技術などが活かされるよう、様々な分野での組織化を検討しましょう。

③ 高齢者への声かけや見守りを活発にしよう！

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して声かけ、見守りを行うとともに話し相手や相談相手になり、高齢者が孤立しない地域づくりを進めましょう。手助けが必要な高齢者に対しては、日常生活の買い物や家の修理などを支援しましょう。

④ 子どもが元気に遊べる地域にしよう！

子ども会、ジュニアクラブの活動や、世代交流のイベント、子どもとその保護者を対象にした地域活動などを活発にし、地域全体で子どもを守り、育てる機運を醸成しましょう。

⑤ 安全・安心、快適な住環境をつくろう！

ごみ拾いなどの環境美化活動や防犯パトロール、事故防止のための周囲への働きかけなどにより、安全・安心で快適な地域づくりを進めましょう。

⑥ 地域の課題をみんなで共有しよう！

地域の課題を見つけた時は、小さなことでもみんなで共有しましょう。地域内で話し合いを持ち、地域課題を解決するための組織づくりに取り組みましょう。また、一人ひとりが地域住民としての責任と義務を果たせるよう、地域活動の重要性・必要性の啓発などに取り組みましょう。

猿投地区

地区の概況

猿投地区は、霊峰・猿投山の山麓に広がる地区で、豊かな自然と多くの史跡があります。登山などで訪れる人も多く、観光資源なども豊富な地区です。

■地区の概況

人口　9,695 人	高齢化率	年少人口割合
	16.3%	19.3%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

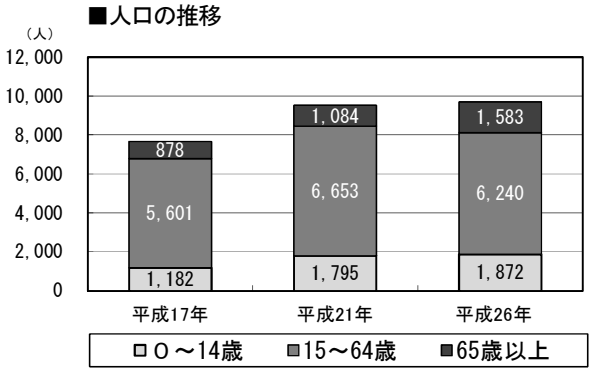

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○地域の中で助け合いや近所付き合いができており、新旧の住人が互いに交流する、人と人とのつながりがある地区です。

○老人クラブや憩いの家での活動など、高齢者がいきいきと活躍しています。

○高齢者による清掃活動や地域のサークル活動など、様々な団体の活動が盛んに行われています。

○子どもたちが素直で元気です。子どもたちのボランティア活動なども活発に行われています。

○自然が豊かであり、のどかな田園風景が広がる静かな環境があります。桃などの農産物も豊富です。

○周りに知り合いが多く、夜間でも一人で外出できるほど安全・安心な地区です。

地区の困りごと

○地域行事に参加する人が減り、また、参加も義務的であったりするので、コミュニケーションの機会が乏しくなっています。全般的に、地域活動への参加意識が低下しています。

○農業の後継者や、家の跡継ぎがいない家庭が見られます。少子高齢化が進むことで地域の活気がなくなるのではないかと心配です。

○公共交通機関が少なく、車がないと生活できません。近くに病院や商店がない地域では、将来の生活に不安があります。

○悩みごとがあっても世間体を気にして相談をしない人や、そもそも相談することを諦めてしまう人がいます。

○道幅が狭い道路での交通事故や、空き巣被害の増加など、地域の安全を脅かす問題が見られます。

みんなでつくる将来の猿投地区

さそい出会い支え合え
なか良く声がかけ合える
げんきにみんなが暮らし続けられるまち

道で会っても気軽に声をかけ合えることができ、出かける時には誘い合えるような、いつまでも仲良く、元気に暮らしていくことができる猿投地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 様々な活動を通じて仲間づくりを進めよう！

元気に暮らし続けられるまちづくりのためには、自分自身がいきいきと活動することが大切です。年齢や、好きなこと、得意な分野などに応じて、一人ひとりが生きがいを持って取り組める地域の活動を見つけ、その中で仲間をたくさんつくりましょう。

② 子どもと高齢者の相互で交流を図り、見守り、支え合う関係をつくろう！

子ども会、老人クラブ合同での行事開催や、学童保育への高齢者ボランティアの参加、学校での給食時間を使った子どもと高齢者の交流などを行い、地域内の子どもと高齢者間で、顔の見える関係をつくりましょう。そして、地域での子どもの見守り、高齢者への手助けなどが、自然にできる地域にしましょう。

③ 地域全体で仲良くなろう！

住民同士が知り合い、信頼関係を深めるきっかけとして、バーベキューや茶話会などで一緒に食事やお茶をする機会を増やしましょう。また、既存の行事や、防災関係の取組など、地域の人が多く参加する機会をとらえて、子どもから大人まで、地域に住む誰もがふれあうことができる交流の機会をつくりましょう。

④ 地域活動を動かす担い手をつくり、みんなで支える仕組みをつくろう！

地域活動を活発にするために、地域内でのリーダーの発掘・育成に取り組みましょう。若い世代でも活動を担えるような仕組みづくりや、リーダーを支える地域活動の組織体制づくりを進めましょう。

保見地区

地区の概況

保見地区は、豊田市でも最も外国人住民の割合が高く、国際色が豊かな地区となっています。自然が豊かで、大学生も多く生活しています。

■地区の概況

人口　13,665 人	高齢化率	年少人口割合
	22.6%	12.0%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

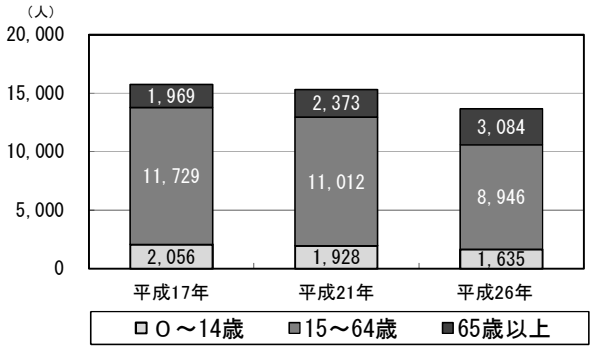

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○近所との関係が良好で、顔の見える関係ができています。

○伝統行事の継承や、ボランティア活動、地域での防犯パトロールなど、地域活動が活発に行われています。

○老人クラブによるあいさつを通じた見守り活動が行われており、子どもが安心して登下校できています。

○地域内でひとり暮らし高齢者への見守りや声かけなどが行われています。「ふれあい会食会」などのボランティア活動も活発です。

○学校や医療機関、公共施設が身近にあり、暮らしやすい地区です。

○外国人住民とのあいさつが自然にできており、学校行事等も２か国語が用いられています。外国人住民にとっても住みやすい地区です。

地区の困りごと

○少子高齢化が進み、高齢者世帯の増加、空き家の増加といった課題が見られるようになっています。しかし、地域関係の希薄化などを背景に、地区内のひとり暮らし高齢者は把握が困難になっています。

○ごみ出しのマナーや交通ルールなどが守られていないことがあります。

○高齢化によって車の運転ができなくなった場合の買い物などに不安があります。特に団地内は坂道が多いため、外出が大変になることが予想されます。

○生活習慣の違いや言葉の壁により、外国人住民とのコミュニケーションが難しい場合があります。

みんなでつくる将来の保見地区

みんなが助け合い、語り合える保見
～気軽に元気で出かけよう～

地域住民の助け合いや語り合いが更に進み、国際色豊かなこの地域が、今以上に元気で、住み心地の良い保見地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 地域みんなで高齢者の健康づくりや介護予防に取り組もう！

定年退職後の地域活動の仲間づくりや、自ら取り組むことができる体操などの健康づくり、介護予防活動などを促進し、高齢者ができる限り自立した生活を送ることができる地域にしましょう。また、認知症サポーターの増加や、徘徊高齢者を早期発見するための地域での体制づくり、消費者被害の防止などに、地域ぐるみで取り組みましょう。

② 外国人住民との交流を活発にしよう！

外国人住民が、地域の一員として日本人住民とともに地域活動に参加することができるよう、日頃からの交流を活発にしましょう。組織・団体の役員への登用や、外国人住民の意見を聴く機会を設けるなど、相互の理解を進めましょう。

③ あいさつを通じて子どもたちのつながりを強めよう！

老人クラブで実施しているあいさつ運動や、日頃からの子どもの見守り活動などを通じて、地域の子どもと自然に交流できる地域づくりを進めましょう。

④ 地域福祉活動を活発にする土壌をつくろう！

地域の活動を進めるリーダーの育成や、地域福祉活動の担い手づくり、ネットワークの強化を進めましょう。また、活動に当たっては、集会所を有効に活用しましょう。

⑤ 誰もが参加できる楽しい行事・イベントを開催しよう！

地域の子どもも、高齢者も、障がい者も、そして外国人住民も、誰もが別け隔てなく参加し、楽しむことができるパーティーなどの機会をつくりましょう。そのような機会は、できるだけ身近な単位で実施し、人とつながる良いきっかけにしていきましょう。

石野地区

地区の概況

石野地区は、全体的に自然豊かな地域です。矢作川の水辺と緑などの豊かな自然があり、万燈まつりや竹細工、石野歌舞伎などの伝統が受け継がれています。

■地区の概況

人口　3,518 人	高齢化率	年少人口割合
	32.9%	9.9%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

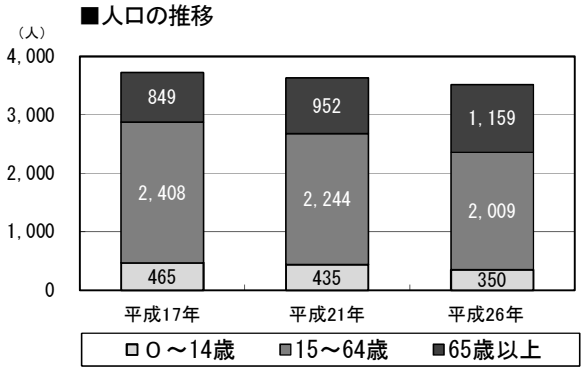

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○近所付き合いができており、月に１度は必ず全世帯が集まる機会があるなど、住民同士の連帯感がある地区です。

○家を建て、石野地区に引っ越してくる若い世代が増えています。若い世代が地域活動に参加し始めており、活動に活気が出ています。

○子どもたちが元気にのびのびと育っており、元気にあいさつもできています。

○自然が豊かで景色が良く、騒音、犯罪が少ない、暮らしやすい地区です。消防署、郵便局、交流館などの公共的施設もかたまっており、比較的利便性が良い地区です。

○農業に携わる元気な高齢者が多く、健康的な生活を送ることができています。

地区の困りごと

○未婚の若者が増え、跡継ぎがいない世帯もあります。また、地域の若者自体も減少しており、高齢化が心配です。

○地域組織の役員のなり手が不足しています。また、地域の人数が少ないところでは役員がまわってくる機会が多く、一人ひとりにかかる負担も大きくなっています。

○ひとり暮らし高齢者が増加しており、車の運転ができない人も多くいます。地区内に病院や介護事業所等が少ないため、将来、介護や医療が必要になった場合の不安が残ります。

○子どもたちの通学路での交通安全対策や、災害時の支援体制について取り組む必要があります。

○耕作放棄地が増えています。また、イノシシなどによる農作物への獣害も見られます。

みんなでつくる将来の石野地区

みんなが安心を感じ　健康で　気軽に
住みやすい山里　石野
～人とものが流れる　豊かなふるさとづくり～

山里らしいゆったりとした気持ちや地域性を大切にしながら、人と人が交流し合うことによって文化や歴史、知識や経験がつながり合える石野地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①　次世代の地域を担う、若者の活躍を促進しよう！

現在、取組が始まっている若い世代の地域活動をより活発にしましょう。新しく地域に引っ越してきた人や、30 歳代、40 歳代などの新しい風を地域活動に取り入れるとともに、若い世代のパワーを活かし、支援する環境を整えましょう。

②　地域の暮らしやすさをPRし、住民を増やそう！

地域の人口減少や少子化への対策として、地区の住みよさや便利さ、快適さをＰＲし、転入者の増加を目指しましょう。また、地域の独身者を対象とした婚活などにも取り組み、地区を担う若い世代を増やしましょう。

③　地域ぐるみで防災対策に取り組もう！

年１回の防災訓練に住民ができるだけ参加するとともに、日頃から危険か所の確認・把握を行いましょう。災害発生危険か所やその周辺は、災害時に被害が拡大しないように、日頃からみんなで整備を進めましょう。

④　隣近所や地域で集まり、コミュニケーションをとろう！

地域行事への参加や、隣近所、地域の人が集まる機会を活用し、多くの人とコミュニケーションを図りましょう。その際は、子どもや若者、高齢者や障がい者など、様々な人と交流をし、理解し合いましょう。

⑤　たくさんの人の目で、地域の安全をつくろう！

周囲の人と常日頃から交流し、出かける際には声かけをしておくなど、不審者や犯罪者が入りにくい地域をつくりましょう。また、地域内の危険な所や、高齢者や障がい者にとって不便だと思われるところは、積極的に情報を共有し合って、目配り、気配りをしましょう。

松平地区

地区の概況

松平地区は、岡崎市に隣接しており、歴史、文化の残る地区です。地区の東側は山間部で自然が多く残っています。

■地区の概況

人口　10,290 人	高齢化率 21.3%	年少人口割合 13.8%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

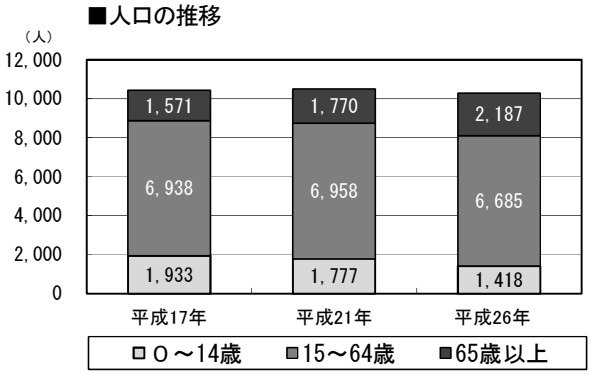

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所とのコミュニケーションがとれており、あいさつ、声掛け、見守りができている地区です。

○新規転入者を快く受け入れており、子育て世代同士の交流も盛んです。若い世代もコミュニティの役員として活躍しています。

○自治区の規模が適切でまとまりがよく、地域行事への参加率も高くなっています。

○子どもたちが素直であいさつがしっかりとできています。

○緑が多く空気がきれいです。巴川が流れ、自然も多く、気持ちが癒される快適な環境があります。

○松平東照宮、松平太鼓、手筒花火などの名所・史跡や伝統文化がたくさんある地区です。伝統もしっかりと継承されています。

地区の困りごと

○地域活動に無関心な人も増えています。人との関わりを避ける傾向が見られるなど、人間関係が希薄になっているところがあります。

○結婚しない若者の増加や、子どもの減少、後継者の不足などがあり、地域の活力が低下する不安があります。

○地区内に医療機関、商店、介護サービス事業所などが不足しています。公共交通機関も限られるため、将来の生活が心配です。

○農作物への獣害や、後継者不足による耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く課題があります。

みんなでつくる将来の松平地区

挨拶と笑顔にあふれ
いつまでも住み続けられる松平

～コミュニケーションが豊かで　イキイキとした地域力を感じるまち～

歴史と文化が受け継がれているこの地域が、人と人とのつながりを基盤に更に充実し、みんなの力と思いを結集しながら安心して暮らしていける松平地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① コミュニケーションの機運をつくろう！

地域の人へのあいさつから始め、人と人とがコミュニケーションを図る機運をつくりましょう。外に出て地域の人と関わる時間を持ち、ひとり暮らしなど、隣近所に気になる家庭がある場合は、積極的に声掛けをしていきましょう。

② 地区内で「助け合いの制度」をつくろう！

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、手助けを必要とする人に対し、買い物の支援や、自宅周辺の環境整備、通院などの移動の支援を行う「助け合いの制度」をつくりましょう。制度が、定年した人などの生きがいづくりとしても機能するよう、組織づくりを進めましょう。

③ 松平地区の良好な環境を守る取組を進めよう！

ホタルが住めるように環境美化活動を進めるなど、松平地区の良好な環境を守る取組を活性化させ、それらの活動を通じた世代間交流や子どもたちへの地域教育を進めましょう。その他、伝統文化の継承活動など、地域の資源を有効に活かし、世代間交流に取り組みましょう。

④ 多くの人が参加する、魅力的な行事・イベントを実施しよう！

子どもや若者、高齢者など、地域の多くの人が参加でき、一緒に楽しめるような行事を企画・実施しましょう。実施に当たっては、スポーツ大会、健康づくりの機会、転入者の紹介の場など、様々な切り口で実施し、ふれあいの機会を拡大していきましょう。

藤岡地区

地区の概況

藤岡地区は、豊かな自然に囲まれた地域です。地区内には、ふじの回廊を始め、季節に応じた見所がたくさんあり、また、石畳ふれあい広場の足湯など、ゆったりと過ごせ、交流できる場所や、自然にふれあえる場所もたくさんあります。

■地区の概況

人口　9,595 人	高齢化率 18.6%	年少人口割合 12.8%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

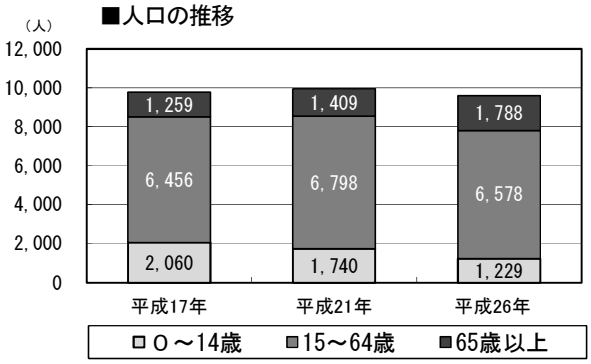

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所で交流があり、日頃のおすそわけや、組単位での親睦会などをしている地域があります。

○自治区の行事に多くの人が参加しており、また、地域活動が盛んに行われています。

○車の通りがやや多いものの、自然環境が良く、犯罪も少ない、住んでいて心地良い地域です。

○ボランティア活動が活発に行われています。また、子どもへの登下校の見守りも行っており、子どもと大人が気軽にあいさつできる関係ができています。

○同世代の人が近所に住んでいて話ができ、また２世帯、３世帯同居の家庭も多くあり、家庭内のつながりも深いです。

地区の困りごと

○住民が増えてきた地域もあり、地元の人と転入者との間で、理解し合うための交流が必要になっています。

○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していますが、老人クラブや、地区内の高齢者の集いへの参加が減少しています。高齢者の閉じこもりも心配です。

○公共交通機関の不便さや、道路の渋滞、商店が遠いこと、子どもが安全に遊べる場所がないことなど、住環境の課題があります。

みんなでつくる将来の藤岡地区

藤の根のようにみんなが集い
つながり支え合う　笑顔あふれるまち藤岡！！

人と人とのつながりや地域での支え合いの想いが藤の根のように広がっていくことで、多くの人が集い笑顔で住み続けられる藤岡地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①　できるところから、地域の人と交流してみよう！

隣近所の人への野菜のおすそわけや、ひとり暮らしの高齢者との世間話、通学路で子どもを見守ること、笑顔でいろんな人にあいさつしてみることなど、自分でできることから、身近な人との交流を始めてみましょう。

②　様々な範囲で集まる機会をつくろう！

自治区、組単位での親睦会、世代を問わないお楽しみ会や井戸端会議など、様々な人と出会い、交流する機会として、身近な単位から組織・団体単位などで集まる機会をつくりましょう。また、コミュニティの様々な行事や活動には、積極的に参加しましょう。

③　高齢者や障がいのある人について理解しよう！

地域で暮らす高齢者や障がいのある人について、生活の中で不便を感じていること、不安に思っていることなどを理解し、支援や見守りをしながら、いつでも助け合えるようにしましょう。

④　組織間の連携を強化しよう！

地域内で活動する組織・団体間の横のつながりを強め、連携して様々な活動に一緒に取り組んだり、それぞれの分野の活動を把握し合ったりすることで、より効果的な活動につなげましょう。また、より多くの人が地域の組織・団体に加入するように促しましょう。

藤岡南地区

地区の概況

藤岡南地区は、東海環状自動車道豊田藤岡インターチェンジを有し、車での広域交通の利便性が高い地域です。人口も増加傾向で、高齢者の人口よりも年少人口の方が多く、比較的若い年齢層の、活力あふれる地区となっています。

■地区の概況

人口　10,139 人	高齢化率	年少人口割合
	13.8%	15.4%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

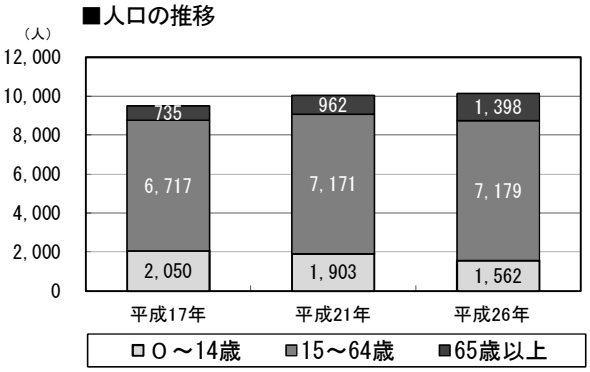

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○住民の協力体制があり、助け合える機運ができています。

○子どもたちが素直で礼儀正しく、しっかりあいさつを返してくれます。

○インターチェンジが近く、またおいでんバス等の交通の便も良いです。

○自然に恵まれ、快適な環境です。

○住民間の交流も良好で、地域活動も活発です。地域の活動に対して住民がとても協力的です。

地区の困りごと

○高齢者の交流の機会が少なくなっています。また、高齢になって車の運転ができなくなった時に、交流の場や様々な場所に出かけられなくなることが心配です。

○新しい住民も増え、近所の住民間でのコミュニケーションが、やや不足しているところもみられます。

○車の交通量が増え、道路や歩道が未整備のところなどでは事故が心配です。

○外で子どもたちが遊ぶ姿を見かけなくなり、安心して遊べる場所が少なくなっています。

みんなでつくる将来の藤岡南地区

みんなの力とみんなの声を感じながら ふれあい豊かに住み続けられるまち

お互いが自然に挨拶でき、助け合える力を育て、ふれあいを大切にしながら心豊かに住み続けられる藤岡南地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

①「あいさつ」から交流を始めよう！

あいさつは、人とつながる第一歩です。まず、自分からまわりの人にあいさつをしてみること、そしてあいさつをされたらきちんと返すことを心がけ、あいさつから始まる地域づくりを始めましょう。

② 学校とともに地域の子どもを見守り、育てよう！

地域の子どもへの声かけや見守りを行うとともに、小中学校との交流を深め、地域の学習などを支援し、地域でも子どもたちを育てましょう。また、子どもが参加しやすい地域の行事やイベントを考えるなど、子どもを含めた多世代で一緒に参加できる機会を増やしましょう。

③ 地域の行事やイベントに積極的に参加しよう！

藤岡南地区の自慢できるところとして、人々の協力関係ができていることがあげられています。地域の行事や、イベント、活動に積極的に参加するとともに、自分の意欲や得意分野を活かして地域活動を活発にしましょう。

④ 高齢者の元気づくりや見守りに取り組もう！

高齢者が健康で過ごせるよう、一緒に取り組める健康づくり活動や集える場づくりを進めましょう。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への見守りなどについて、多くの人の参加の下で仕組みをつくり、住みやすいまちにしましょう。

⑤ 住民懇談会などを通じて、みんなで地域課題を共有しよう！

活動に当たって、区の代表者だけでなく、区民全員が参加し決定できるような仕組みをつくりましょう。そのために、住民懇談会などの、多くの人が参加でき、様々な地域課題やその解決策を共有できる機会を充実しましょう。

小原地区

地区の概況

小原地区は、秋にも咲く四季桜で有名な、様々な花や美しい自然に囲まれた地区です。和紙づくりや陶芸などの、伝統的な文化が息づいています。

■地区の概況

人口　3,949 人	高齢化率	年少人口割合
	36.1%	8.8%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

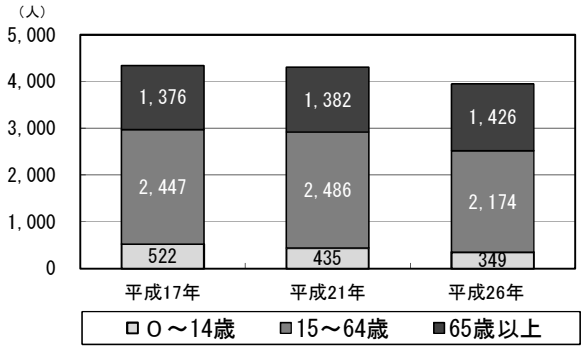

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所みんなが顔見知りで、地域のつながりが強い地区です。

○家のカーテンの開け閉めや、地域内の配布物の確認、日頃の声かけなど、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認の工夫をしています。

○高齢者が元気で、地域の様々な場面で活躍しています。

○雪かきや草刈後の親睦会などを通じて、地域でコミュニケーションを図っています。

○空気がおいしく、四季桜やホタルが見られ、騒音もなく静かで、自然豊かな住み良い地区です。

○地区内に福祉施設や往診をしてくれる診療所もあり、安心して暮らせる環境が整っています。

地区の困りごと

○子どもや若者が少なく、ひとり暮らし高齢者の家庭が増えています。将来的な、更なる少子高齢化が心配です。

○気軽に利用できる公共交通機関が少なく、車の運転ができないと医療機関などまで行けないため、生活が不便です。

○地区内には、総合病院、薬局、本屋、レストランなどの施設がありません。働く場所も少ないため、若者の更なる流出が心配です。

○農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者不足のため農地の管理ができにくくなっています。

○災害時の緊急支援体制や、土砂災害などの不安があります。

みんなでつくる将来の小原地区

小原はひとつ！互いに助け合う“活気”に満ちたまち

みんなの和で、お互いが助け合うことができる地域社会づくりを進めることで、この地区で暮らし続けたいと思えるような、活気ある小原地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 小原地区に子どもや若者を増やそう！

少子高齢化が進んでいる小原地区では、特に子ども、若者に定住してもらうための工夫や人を呼びこむ魅力ある地域づくりが必要です。日頃の交流を通じて、子どもたちのふるさと意識を育むことや、地区の魅力のＰＲ活動、地区外の若者を呼んでの婚活など、小原の自然や環境を活かした居住誘導・定住促進に向けた取組を進めましょう。

② 高齢者が安心して暮らせる環境をつくろう！

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、周囲の見守り、気配り、声かけを促進しましょう。回覧板を手渡しにしたり、地域行事へ誘い合って参加したりするなど、様々な日頃の工夫に取り組みましょう。また、地区内での送迎サービスや、買い物、灯油入れ等のちょっとした手伝いができるようなボランティアの仕組みをつくりましょう。

③ みんなの力で地域農業の存続を目指そう！

地区内の耕作放棄地を解消するため、既存の農地を活用した貸農園や、都市部の人が農業について学べる場づくり、地区内の農家が協力し合って、農地を活用できる仕組みづくりなど、様々な取組によって、地域農業の存続を目指しましょう。

④ 地区内の福祉施設・企業とともに活動を進めよう！

地区内の福祉施設や企業は、大切な財産です。一緒に活動を行ったり、施設の行事に地域の人が参加したりすることで、お互いに活動を理解し、共働の取組ができる環境をつくりましょう。

⑤ 地域活動をより活発にするための組織を強化しよう！

様々な地区活動を活発にするため、組、町内会単位の活動を基本として活動内容を充実するとともに、地区全体で活気に満ちたまちづくりを進めるための地域リーダーの育成や検討の場づくりを進めましょう。また、活動の中では、若者との意見交換を行うなど、多様な意見の取り入れと、担い手の増加を目指しましょう。

足助地区

地区の概況

足助地区は、全国的に紅葉の名所「香嵐渓」で有名な地区です。また、塩を山間部へ運ぶための「塩の道」である中馬街道の重要な中継地として栄えた歴史があり、現在も古い町並みの景観を見ることができます。

■地区の概況

人口	高齢化率	年少人口割合
8,478 人	36.7%	9.4%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

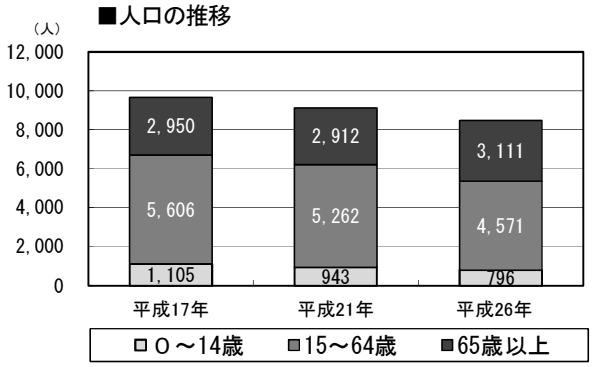

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○「地区名と名前」でどこの人かがわかるような、密接に人と人とがつながっている地区です。

○雪かきなどを隣近所で協力し合ったり、隣の人の顔が見えないと訪ねて聞いたり、身近なところでの助け合いができています。

○美しい町並みが残るとともに、歴史文化が豊かで、地区の伝統的な祭りや、「棒の手」などがしっかりと継承されています。

○各地域にサロンが増えてきて、高齢者の集いの場が充実してきました。

○子どもたちが素直で、また、あいさつもきちんとできています。遅い時間になると、住民による子どもたちへの声かけを行っています。

○おいでんバスが利用でき、交流の場までの移動が容易になりました。

地区の困りごと

○若者が地区外に転出し、高齢者が多い地区となっています。更に高齢化が進み、認知症の人が増えることなども心配です。

○若い世代がおらず、担い手も減ってきました。世代交替ができていないので、地区の様々な組織が縮小しつつあります。

○子どもが少なくなって、小学校の統廃合が進んでいます。また、空き家の増加や田畑の荒廃など、住民が減少することで生じる問題が増えています。

○道路が狭い、坂が多いなど交通の便が悪いところがみられます。災害時、逃げ道がなくならないか、陸の孤島になってしまうのではないか心配です。

○車中心の生活となっているため、車の運転ができなくなった時の買い物などの不安があります。

みんなでつくる将来の足助地区

自然と子どもを育て支えあうまち

地域の宝である子どもを地域で育んでいくこと、自然豊かな足助の魅力を大切にすること、過疎化が進む山間地で支え合うことの必要性を、地域全体で考え取り組みます。

私たちができること・していきたいこと

① 足助地区の良さ、魅力を地区内外に発信しよう！

地区の良いところを写真に撮って発信したり、足助地区の魅力を紹介するパンフレットを作成したりし、魅力を積極的にＰＲすることで地区内に人を呼びこみましょう。また、足助地区で生まれ育った子どもたちがもっと地区のことを好きになるように、楽しい行事やイベント、ふれあいの機会を充実しましょう。

② 子どもと高齢者の交流を活発にしよう！

小中学生が認知症サポーターになったり、介護について学んだりするなど、子どもや若い世代が高齢者のことを知る機会をつくりましょう。さらに、小中学生が高齢者から伝統文化等を学ぶ機会を持つなど、相互に理解し合い、支え合える関係をつくりましょう。

③ 思いやる人間関係をつくろう！

足助地区は地域の絆が強く、人と人とのコミュニケーションがしっかりととれている地区となっています。このような良い取組をこれからも継続していくとともに、あいさつ、声かけ、見守りなどの日常的な交流を中心に、思いやりを持って人と接することができる機運を高めましょう。

④ 集える場所を増やそう！

地区内で、誰もが気軽に寄ることができる場をつくるとともに、多くの人が語り合える機会をつくりましょう。また、子育てを支援する場や、子育てをする親同士の集いの場をつくることで、子育てしやすい足助地区をつくっていきましょう。

下山地区

地区の概況

下山地区は、森林が多い自然豊かな地区で、一部が愛知高原国定公園に指定されています。地区内には高原や湖などもあり、四季折々の美しい風景が残る豊かな環境が広がっています。また、古くから住んでいる住民がいる一方、市内大手企業のベッドタウンとして新興住宅地も広がっています。地区面積の４分の１（花山自治区・大沼自治区）に約７割の人が暮らしています。

■地区の概況

人口	高齢化率	年少人口割合
4,897 人	27.4%	9.3%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

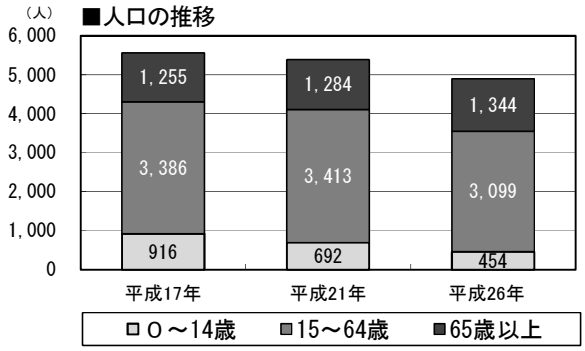

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○家を留守にしても近所の人が見ていてくれるといった安心感がある地区です。人と人とのつながりが深く、相談など、身近な人同士で助け合える雰囲気があります。

○地域の行事に多くの人の参加協力があり、伝統芸能も盛んに行われています。また、三河湖等の観光名所もたくさんあり多くの人が訪れます。

○料理のお裾分けがあったり、野菜づくりを教えてもらったりと、近所付き合いも良好で、犯罪などの事件が少ない安全な地区です。

○静かで落ち着きがあり、自然が豊かで空気がおいしく、五平餅や米、野菜などのおいしい特産品もたくさんあり、地区の魅力となっています。また、身近に田畑や山もあり、退職後にも農作業などで働きながら、生きがいを持って暮らせます。

○比較的市街地に近いことから、通院や買い物などにも便利です。

○子ども達が地域の人に積極的にあいさつできています。交流を通じて大人が近所の子どもの事を知っているため、子どもも安心して生活できています。また、地域や保護者が学校に積極的に協力しています。

地区の困りごと

○高齢化率が高まり、子どもが少なくなっており、地域組織の後継者や、自治区や組の役員、農業後継者などが不足し、集落の継続が困難になりつつあります。

○地区内に働ける場が少なく、若者定住者や嫁いでくる女性が少ないことが課題です。

○放課後児童クラブが地区に１つしかありません。また、みんなが集える公園等が地区内にないため、子どもの遊び場や子育て中の親同士の交流機会が少ない状況です。

○主な交通手段は車とデマンドバスとなっています。身近な場所に医療機関や商店が少ないため不安があります。

○災害時に地区が孤立することが考えられ、ひとり暮らし高齢者も増えていることから、対策を検討する必要があります。

○道路が狭いところが多くあり、降雪時や緊急時に不安があります。また、歩道がない・街灯が少ないなど危険なところも見られます。

みんなでつくる将来の下山地区

S・O・P

下山・応援・プロジェクト

～語ろう　創ろう　心と絆～

自分の思い（心）を語り合い、固い結束（絆）の下で積極的に取り組み、それぞれが下山を良くするために意気込み（プロジェクト）を持って協力していける下山地区を目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 地域のよさを知り、人を呼び込もう！

下山地区の魅力を更に高めるために、環境美化活動や、景観の保全活動などを推進しましょう。また、他地区の人に、下山の住みやすさを宣伝したり、地区の魅力的なスポットを紹介したりするなど、地区の魅力のＰＲを進めましょう。

② 笑顔のあふれる居心地のよいまちをつくろう！

子どもを持つ保護者が安心して働くことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりを進めましょう。また、交流館、地区の集会所等の既存施設を活用し、子どもも含めた多世代の人が世代を超えて交流ができる場所を充実しましょう。これらの取組により、何でも話せる場所・人をつくることで、子育てしやすい体制をみんなで築き上げましょう。

③ 地域の活動を充実させよう！

みんなで誘いあって地域の活動に参加しましょう。さらに、高齢者から若者までみんなで協力して地域の活動をつくり上げ、誰もが“見てみたい、行ってみたい”と感じられるような企画を進めましょう。

④ 絆を感じることのできる、あたたかいまちをつくろう！

まず自分から、何らかの手助けを求める人に対して積極的に支援しましょう。また、自分が困った時は、周囲の人に手助けを求めましょう。そして助けてもらった時は感謝の気持ちを伝え、助け合いの好循環を活性化させることで、誰もが助け上手・助けられ上手になり、地区内に相談できる“場所”や“人”を増やしましょう。このような取組を通じ、住民同士が元気よくあいさつできる、地区内の住民が助け合え、高齢になっても安心して暮らすことができる地域をつくりましょう。

どんな人でも、ありのままの笑顔になれるまちへ

旭地区

地区の概況

旭地区は、市内の東北部に位置し、標高 100m～650mの中山間地であり、全国水の里百選にも選ばれた清流矢作川の水と緑の美しい山河に囲まれた地区で、四季折々に見せるその景色は、人々に癒しと大きな感動を与えます。旭には伝統に根づいた行事が多く、市街からも大勢の方が訪れ、盛大に行われています。

また、豊田市内で最も高齢化が進む平均年齢 56 歳の地区ですが、農林業に携わりながら生きがいと役割を持って活動する元気なお年寄りが多い、隣人愛のある温かい地区です。

■地区の概況

人口　2,909 人	高齢化率 43.5%	年少人口割合 6.8%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

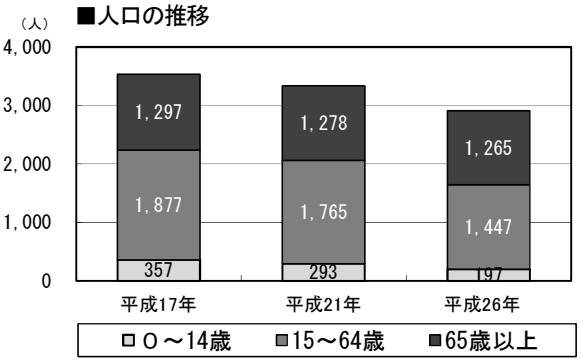

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○隣近所同士のつながりが強く、声かけ運動や地区によっては緊急時連絡先情報カードなどで、住民相互で見守りや支え合い活動に取り組んでいます。

○自然が豊かで空気や水もきれいであり、農作物が美味しく、山菜なども豊富です。

○棒の手、歌舞伎、小渡（おど）天王祭など伝統行事が受け継がれているとともに、平成 15 年から町おこしで始まった「夢かけ風鈴まつり」など新たな行事も定着しています。

○元気で温かいお年寄りが多く、地域で積極的に活動しており、市内において介護サービス利用者の平均年齢が高い地区です。

○自治区防災マップづくりなどを通して、住民の防災意識も高まっています。

地区の困りごと

○若者、子どもの減少により、農業後継者不足で耕作放棄地の増加、自治区・消防団など地域の組織活動の衰退や伝統文化の伝承を担う人の不足などの問題があります。

○高齢で、閉じこもりがちなお年寄りの生きがい活動の場として、「地域ふれあいサロン」や「はつらつ教室」などを展開していますが、お年寄りが増える中、活動メニューが必ずしも十分とは言えません。

○地域バスの運行や移動販売車の巡回など日常生活（通院や買い物等）の手立てが講じられていますが、利便性を考慮すると、必ずしも地域住民のニーズに適ったものとは言えません。

○食卓を囲む家族の減少などにより、疎かになりがちな食の充実（体に良いものを美味しく食べることができる環境）が必要です。

○特別養護老人ホームや介護老人保健施設など宿泊できる福祉施設が地区内になく、社会資源が不足しています。

○要介護状態の人が増える中、見守りや声掛け等の互助の仕組みが益々必要となっています。

○山間部は、家同士が離れていたり、人口が少なかったりと、福祉サービス提供側からみると効率が悪い状況です。

みんなでつくる将来の旭地区

笑顔と支えあいのまち ぬくとい旭

お互いを思い合い、支え合っていくという地域の良さを持続させ、住民が笑顔で、安全・安心に暮らすことのできる「ぬくとい旭」を目指します。

※ぬくとい‥‥この地域の方言で、「温かい、思いやりといたわりの心がある」という意味です。

私たちができること・していきたいこと

① 高齢者の生きがいづくりを推進しよう！

地域ふれあいサロンの推進、おしゃべりカフェぬくもりの開設、旭地区老人クラブの活動支援など高齢者の生きがいの場づくりを進めていきます。

農業を生きがいとしているお年寄りも多く、農ある暮らしに関心を持つ都市住民との交流を進め、美味しい米づくりの伝承など、農業を通じての生きがいづくりを推進します。

お年寄りと子どもとの交流は、生きがいづくりと情操教育で相乗効果があります。関係機関（学校・こども園など）や関係団体と協議して、有効的なプログラムを検討し、提案します。

② 住民相互の見守り・支え合い活動を展開し安全・安心なまちにしよう！

旭地域会議が中心となり取りまとめた「旭地区まちづくり計画」（旭ビジョン＆集落ビジョン）に基づく、地域予算提案事業「あさひ高齢者見守り事業」と連動し、地域住民が主体となった安全・安心な町づくりを推進します。

③「食」の充実で健康づくりを推進しよう！

旭地区では、新鮮で美味しい野菜やお米がたくさん収穫されます。地元の農作物を活かした料理教室の開催など地産地食による健康づくりを推進します。また、ひとり暮らしのお年寄りで、疎かになりがちな「食」について、「楽しく、美味しく、栄養を考慮したものを食べる」ことができる会食会や高齢者ホームステイなどの有効なプログラムを検討し、提案します。

④ 災害時に備えて減災活動及び災害時に援護を必要とする人の避難対策を推進しよう！

地震・水害等の災害に備えるとともに、地域のお年寄りや障がい者の方など災害時に援護を必要とする方の安全を守るために、平常時より避難のタイミングや避難方法、避難場所等を組・町内会で話し合い、情報の共有を図りながら、対策を進めます。

また、防災・減災の啓発活動を自治区、組・町内会、地域のボランティア等と連携し推進していきます。

⑤ 公共交通の利便性を高めよう！

地区内には、公共交通機関としておいでんバスと地域バス（定期・予約）が運行していますが、発着時刻や停留所等について不便な点もあります。バス利用に関するニーズ調査を行い、要望に沿って地域住民の利便性を高めるための方策を検討し、提案します。

⑥ 福祉特派員制度を創設しよう！

旭地区唯一の福祉拠点である「ぬくもりの里」と地域住民とのパイプ役とし「福祉特派員制度」を創設し、地域の住民が抱える、例えば、子どもの虐待やひとり暮らしのお年寄りの不安や悩みなど、日常の生活課題が速やかに解消できる体制づくりを確立します。

稲武地区

地区の概況

稲武地区は、豊田市の北東に位置し、長野県、岐阜県に隣接しています。地区の一部には天竜奥三河・愛知高原国定公園に指定された地域を含んでおり、山林が多くを占める、自然豊かな地区です。

■地区の概況

人口　2,557 人	高齢化率	年少人口割合
	42.1%	7.9%

平成 26 年 10 月 1 日

■人口の推移

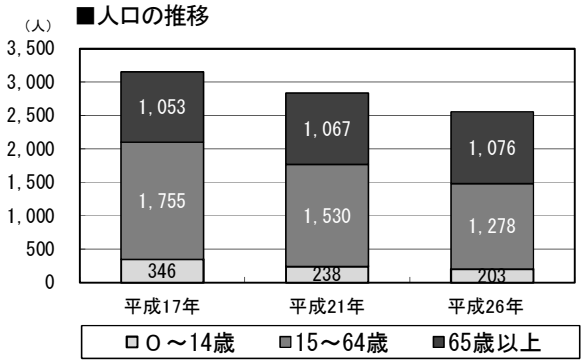

地区の現状・課題

地区の自慢できるところ

○みんなが顔見知りで、地域内に互助の精神が息づいています。お互いに見守り合っており、つながりが強い地区です。

○農作業などが健康づくりにも寄与しており、高齢者が元気でいきいきと活動しています。

○子どもは少人数であり、勉強や部活動に集中できる環境があります。地区の人々が子どもを大切に見守っています。

○空気や水、野菜などが美味しく、また緑や星空なども美しく、癒やされる環境です。

○福祉、医療サービスが充実しており、上下水道も完備されて、万一の時のため、ヘリポートも設けられました。安心して暮らせる環境になっています。

○方言が生きており、人形浄瑠璃などの文化が継承され、文化と歴史にあふれています。

＜稲武小学校、稲武中学校からの意見＞

○自然が豊かで、山や川、雪などいろんなところで遊べる環境が身近にあります。

○子どもの人数が少なく、みんな顔見知りでお互いに思いやりあっています。

地区の困りごと

○介護が必要になった場合や、体が動かなくなってしまった場合、家族がいなくなってしまった場合など、老後の生活に不安を感じる人が多くなっています。

○子どもが少なくなっており、伝統文化の継承や存続が難しくなっています。

○空き家の増加や、耕作放棄地の増加、買い物できる商店の減少など、住民が減っていることで、様々な問題が出てきています。消防団などの地域組織・団体の存続も危ぶまれます。

○冬の寒さが厳しく、雪が多い地域ですが、雪かきできない高齢者が増えていきます。

＜稲武小学校、稲武中学校からの意見＞

○台風や土砂崩れ、川の増水、大雪など、自然災害によって危険な時があります。

○少子高齢化、過疎化が進んでいて、未来を担う子どもが減っています。

○地区に商店や病院が少なくなっています。高校への通学や買い物などが不便です。

みんなでつくる将来の稲武地区

古きを守り、新しきものを取り入れ つなぐまちづくり ～自立した稲武を目指して～

歴史を守り、育て、受け継いできた先人たちの思いを大切にするとともに、次代を担う若い世代の声も取り入れながら、全住民が“私たちの住む地域のため”に稲武力を発揮できるまちを目指します。

私たちができること・していきたいこと

① 稲武に人を呼び戻そう！

稲武地区の良さをＰＲしたり、地区内の空き家や田畑を活用し、稲武地区での暮らしに付加価値を付けたりすることで、地区内への居住誘導を進めましょう。また、地区一丸となって取組を進められるよう、地区内の団結を更に強め、みんなで地域づくりの機運を盛り上げましょう。

② 身近な人への声かけ、目配りをして「おせんしょ」になろう！

近所に住む高齢者や障がい者、子育て中の保護者などに、積極的に声かけや訪問をしましょう。地域活動へ参加し、また地域組織の役員なども積極的に引き受け、自分から行動することで地域を元気にしていきましょう。

③ 多世代交流を進めよう！

多世代の交流を進めながら、子どもたちが楽しんで参加できるような伝統文化の継承活動を進めましょう。また、地域内の様々な人が参加できる運動会などのイベントを開催し、コミュニケーションを図りましょう。

④ 地域の情報を共有するとともに、有効に活用しよう！

市や社会福祉協議会からの情報を地域内で共有するための効果的な仕組みをつくりましょう。また、地域内で課題や情報の共有ができる機会を持ちましょう。

第６章　更なる基盤づくりに向けて

1 人材の育成

（１）地域住民

基本目標１～３に基づく施策の推進により、次のような行動を行うことができる地域住民を育成します。

■地域住民に期待する役割

ア　互いを理解し違いを認め合う

年齢、性別、国籍や障がいの有無等に関わらず、一人ひとりがお互いの差異や多様性を認め合い、ともに生きる地域社会づくりを進めます。

イ　助けること・助けられることを当たり前にする

地域活動やボランティア活動、見守りを必要とする人を支援する助け合い・支え合いの活動等に積極的に参加します。また、支援が必要なときには周囲に声をかけるなどＳＯＳを発信し、「助けられ上手」になります。

ウ　地域福祉推進のために行動する

地域活動やボランティア活動のリーダーになるなど、地域活動推進のために主体的に行動します。地域の課題を見つけ、議論し、解決に向けて行動するために、地域を巻き込んだ活動を進めます。

（２）専門職

基本目標４に基づく施策の推進により、次のような専門職のスキル向上を図ります。

①専門職の個別の研修の実施

個別の研修等を実施し、専門職の基礎的なスキルの向上を図ります。

②連携の強化

専門職間のネットワーク形成を図るとともに、地域ケア会議などの個別の事例の積み重ねや、他の専門職のノウハウを学び合うことにより、スキルを高める機会を充実します。

（３）行政職

以下の取組などを中心に、行政職のスキル向上を図ります。

①豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容の周知

豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の趣旨や方向性を市や社会福祉協議会の職員に周知し、様々な分野において地域福祉の視点から施策を確認し、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

②連携の強化

地域の福祉課題や個別の支援困難事例の対応において、地域や専門職間の連携を強化し、スムーズな支援を行います。

また、行政職員は、地域福祉活動促進のために効果的な指導･助言が行えるよう、専門性とスキルの向上を図るとともに、相談受付から課題解決までを必要な支援者と協力して行うための地域とのつながりを強化します。

2 民生委員・児童委員の活動支援

（１）情報の共有と連携の強化

民生委員・児童委員の見守り活動を、より行いやすくするために、見守りを必要とする人に関する情報の提供、地域支援者の設定及び各専門機関との連携強化を推進します。

（２）民生委員・児童委員の制度及び活動の周知

民生委員・児童委員は地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や制度、活動内容について、市民に十分に周知し、理解を促進します。

3 情報の共有

近年、過剰な個人情報保護の意識などにより、情報を開示することに抵抗を持つ人も少なくありません。しかし、地域での助け合いを進めていくためには、地域にどのような課題があるのか、どのようなことに困っている人が多いのかといった、地域課題等の情報共有が必要不可欠となります。

これから、地域での支え合い、助け合いの活動を活性化していくためにも、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、支援に必要な情報を必要なタイミングで共有できるよう、情報を関係者間で共有する体制を整備します。

4 生活しやすい環境の整備

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市役所や社会福祉協議会の施設や公共的な施設・空間において、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが利用しやすい安全・安心な環境整備を進めます。

（２）移動しやすい環境整備

高齢化が進む中、多くの人が、将来的に車を運転できなくなった時の移動に不安を感じています。市や交通事業者、ＮＰＯ、ボランティア、地域住民などとの連携の下で、既存の交通サービスの利用や新たな移動手段等の創出について検討し、移動に不便を感じない地域づくりを進めます。

（３）買い物支援などの生活支援サービスの充実

ＮＰＯやボランティア、民間事業者等との連携の下で、買い物支援を始めとする地域の生活支援サービスの創出を促進します。また、その際には、地域の資源を有効に活用し、雇用の創出や生きがいづくり等の効果を生み出すコミュニティビジネスの視点を盛り込みます。

（４）先進的な技術の活用によるサービス展開の支援

近年、福祉の分野において、福祉機器や介護ロボット、ＩＴ機器等の技術が急速に進んでいます。このような先進的な技術を使った支援のあり方についても研究を進め、時代に対応しつつ、新技術を適切に活用できるよう努めます。

5 社会福祉法人等との連携強化

福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有し、地域における公益的な活動が求められる社会福祉法人等について、その役割や位置付けの変化に対応しつつ、専門的で高い支援技術を有する福祉サービスの提供などに向けて連携を強化します。

さらに、生協や農協等についても、住民の生活支援において重要な役割を担っていることを踏まえ、それぞれの主体的な社会貢献活動を支援するとともに連携を図ります。

6 財源の確保と有効活用

（１）基金の有効活用

行政では、社会福祉に係る寄付金を、豊田市社会福祉基金として積み立てています。地域福祉推進のための更なる基盤づくりの実現に向け、この豊田市社会福祉基金の適切な配分等について検討し、有効に活用します。

また、豊田市社会福祉協議会においても、地域福祉活動基金の原資拡充を図っていくとともに、その運用益についても、地域福祉活動推進のために有効に活用していきます。

（２）寄附文化の醸成

地域福祉活動への参加方法の一つとして、共同募金活動を始めとする寄附を促進する仕組みを検討し、寄附文化の醸成を図ります。

7 地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者、障がい者、子どもなど対象を限定せずに、「医療」「ケア（介護・養育）」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが総合的・包括的に提供される仕組みの検討をしていきます。

当面は、団塊の世代が 75 歳以上となり急速な高齢化社会が訪れる 2025 年以後においてサービスを提供できるように、一定の支援サービスができる人材の確保や医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関や介護サービス事業者など様々な関係機関との連携を進めていきます。

第7章　計画の推進体制

1 計画の進行管理

（１）推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、市役所内及び社会福祉協議会の関係各課の連携を強化するとともに、行政の個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

（２）市民、地域との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治区、地域活動団体、サービス事業者、企業等との連携を図ります。そのためには本計画の理念や方向性等を共有する必要があることから、重点取組の立上げに係る協議などにより、本計画を広く市民に周知します。

2 計画の評価体制

行政の地域福祉計画に基づく取組の進捗状況の定期的な確認を行うとともに、行政の取組については豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に、社会福祉協議会の取組については（仮称）豊田市地域福祉活動推進委員会に、活動内容や成果を毎年報告し、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

資 料 編

1 策定の経過

年月	実施事項
平成 25 年７月１日	第１回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会
平成 25 年８月８日	第１回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会
	第２回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会
平成 25 年９月	地域福祉に関する市民アンケート調査の実施（９月 13 日～９月 27 日）
	地域福祉に関する自治区長アンケート調査の実施（９月 10 日～９月 30 日）
	地域福祉に関する民生委員・児童委員アンケート調査の実施（平成 25 年９月の地区協議会で配布し、10 月の地区協議会で回収）
平成 25 年 11 月 27 日	第２回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会・第３回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会　合同会議
平成 25 年 12 月３日	第１回　豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年 １月 18 日～19 日	「地域密着型福祉全国セミナー」の開催
平成 26 年１月 21 日	第２回　豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年２月４日	第３回　豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年３月 14 日	第３回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会・第４回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会　合同会議
平成 26 年８月５日	第４回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会・第５回　豊田地域福祉活動計画策定委員会
平成 26 年 10 月５日	第６回　豊田地域福祉活動計画策定委員会
平成 26 年 10 月６日	第５回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会
平成 26 年 11 月１日 ～11 月 30 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年１月９日	第６回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会・第７回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会　合同会議
平成 27 年１月 29 日	第７回　豊田市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会・第８回　豊田市地域福祉活動計画策定委員会　合同会議

豊田市地域福祉活動計画策定に係る住民懇談会

<table>
<tr><th rowspan="2">地区名</th><th colspan="3">実施事項</th></tr>
<tr><th>第１回</th><th>第２回</th><th>第３回</th></tr>
<tr><td>崇化館地区</td><td>平成 26 年６月 24 日</td><td>平成 26 年７月 29 日</td><td rowspan="4">平成 26 年 10 月 16 日</td></tr>
<tr><td>梅坪台地区</td><td>平成 26 年２月１日</td><td>平成 26 年７月 19 日</td></tr>
<tr><td>朝日丘地区</td><td>平成 26 年２月 12 日</td><td>平成 26 年８月６日</td></tr>
<tr><td>逢妻地区</td><td>平成 26 年２月 18 日</td><td>平成 26 年８月 19 日</td></tr>
<tr><td>高橋地区</td><td>平成 26 年８月７日</td><td>平成 26 年８月 27 日</td><td rowspan="3">平成 26 年 10 月 17 日</td></tr>
<tr><td>美里地区</td><td>平成 25 年 12 月 25 日</td><td>平成 26 年７月 18 日</td></tr>
<tr><td>益富地区</td><td>平成 26 年２月 15 日</td><td>平成 26 年７月 26 日</td></tr>
<tr><td>豊南地区</td><td>平成 26 年５月 31 日</td><td>平成 26 年７月 27 日</td><td>平成 26 年 10 月 16 日</td></tr>
<tr><td>上郷地区</td><td>平成 26 年１月 28 日</td><td>平成 26 年８月５日</td><td rowspan="6">平成 26 年 10 月 15 日</td></tr>
<tr><td>竜神地区</td><td>平成 26 年１月 26 日</td><td>平成 26 年７月 18 日</td></tr>
<tr><td>末野原地区</td><td>平成 26 年２月８日</td><td>平成 26 年７月 20 日</td></tr>
<tr><td>若林地区</td><td>平成 26 年２月７日</td><td>平成 26 年７月４日</td></tr>
<tr><td>前林地区</td><td>平成 26 年２月 14 日</td><td>平成 26 年８月８日</td></tr>
<tr><td>若園地区</td><td>平成 26 年１月 26 日</td><td>平成 26 年８月 31 日</td></tr>
<tr><td>猿投台地区</td><td>平成 26 年１月 31 日</td><td>平成 26 年７月 11 日</td><td rowspan="5">平成 26 年 10 月 14 日</td></tr>
<tr><td>井郷地区</td><td>平成 26 年７月 18 日</td><td>平成 26 年８月６日</td></tr>
<tr><td>猿投地区</td><td>平成 26 年２月７日</td><td>平成 26 年７月 30 日</td></tr>
<tr><td>石野地区</td><td>平成 26 年２月８日</td><td>平成 26 年８月 19 日</td></tr>
<tr><td>保見地区</td><td>平成 26 年２月２日</td><td>平成 26 年７月 24 日</td></tr>
<tr><td>松平地区</td><td>平成 26 年２月２日</td><td>平成 26 年７月６日</td><td>平成 26 年 10 月 17 日</td></tr>
<tr><td>藤岡地区</td><td rowspan="2">平成 26 年２月 26 日</td><td>平成 26 年７月 25 日</td><td rowspan="8">平成 26 年 10 月９日</td></tr>
<tr><td>藤岡南地区</td><td>平成 26 年７月 15 日</td></tr>
<tr><td>小原地区</td><td>平成 26 年２月 25 日</td><td>平成 26 年７月 24 日</td></tr>
<tr><td>足助地区</td><td>平成 26 年２月 25 日</td><td>平成 26 年６月 11 日</td></tr>
<tr><td>下山地区</td><td>平成 26 年３月 15 日</td><td>平成 26 年６月７日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旭地区</td><td>平成 26 年３月 16 日</td><td>平成 26 年５月 23 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">（報告会を平成 26 年９月 26 日に開催）</td></tr>
<tr><td>稲武地区</td><td>平成 26 年５月 25 日</td><td>平成 26 年７月 20 日</td></tr>
</table>

2 豊田市社会福祉審議会

（１）豊田市社会福祉審議会条例

平成12年３月29日
条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、豊田市社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　法第７条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、豊田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長の職務の代理）

第４条　委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、委員長が招集する。

２　審議会においては、委員長が議長となる。

３　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

４　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

５　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６　臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第６条　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

２　各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

３　専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

４　専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

（民生委員審査専門分科会）

第７条　前条第２項から第４項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第２項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第４項中「委員又は臨時委員」

とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、市民福祉部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）

２　豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成９年条例第39号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に審議会の委員又は臨時委員である者の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、平成13年３月31日までとする。

附　則（平成12年９月27日条例第５３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年６月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年３月31日条例第13号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月27日条例第79号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日条例第８号）

この条例は、平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成25年６月28日条例第35号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年７月１日から施行します。

（２）豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏名	所属団体等	備考
浅見　　富士男	豊田市区長会代表	平成25年度
安藤　　惣吾	豊田市介護サービス機関連絡協議会代表	
宇井　　銀之	豊田市社会福祉協議会代表	副分科会長
上野谷　加代子	学識経験者（同志社大学社会学部教授・日本地域福祉学会会長）	分科会長
梅田　　幸重	一般社団法人豊田市身障協会代表	
加賀澤　泰明	豊田市老人クラブ連合会代表	
加藤　　章	豊田市ボランティア連絡協議会代表	
加藤　　雪子	市民公募	
酒井　　住雄	豊田市民生委員児童委員協議会代表	平成25年度
阪野　　貢	学識経験者（市民福祉教育研究所主宰）	
杉本　　吉行	豊田加茂医師会代表	
瀧澤　　徹	豊田市民生委員児童委員協議会代表	平成26年度
鶴羽　　政代	豊田市こども園保護者の会代表	
峯　　光義	豊田市区長会代表	平成26年度

3 豊田市地域福祉活動計画策定委員会

（１）豊田市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

（平成 25 年 3 月 27 日規程第 4 号）

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する行動を行う者と相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　策定委員会は、本会の理念や経営方針を基盤とし、地域福祉活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査、及び協議することを目的とする。

（役割）

第３条　策定委員会は、地域福祉活動計画の策定において必要な下記事項に取り組むものとする。

（１）策定作業の調整、策定手順や検討内容の決定

（２）行政が策定する豊田市地域福祉計画との整合の確認

（３）個別作業部会で議論・提案された素案の検討・協議

２　策定委員会は、適宜、策定にあたっての進捗状況を本会会長に報告するものとする。

（組織）

第４条　策定委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）自治区長

（３）民生委員・児童委員

（４）ボランティア

（５）支所推進委員会委員

（６）行政関係者

（７）市民

（８）その他、本会会長が必要と認めた者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画の策定を完了するまでの期間とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の報酬）

第６条　委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、日額 4,500 円の報酬を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、当該委員が豊田市及びその機関等に勤務する公務員である場合は、これを支給しない。

（運営）

第７条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

３　委員長は委員会を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（部会調整会議及び個別作業部会）

第８条　策定委員会は、計画策定に必要な調査研究及び資料収集を行うため、部会調整会議及び個別作業部会を置く。

２　部会調整会議は、本会経営会議をもって充て、策定委員会から依頼された検討事項の調整、個別作業部会に対しての検討指示及び策定委員会に対して提案する事項の調整等を行う。

３　個別作業部会は、本会職員等で構成する３部会とし、それぞれ次に掲げる事項等を検討する。

（１）住民参加活動等検討作業部会

ア　住民参加の促進　　小地域福祉活動・ボランティア活動の推進・支援

イ　福祉の風土づくり　　福祉教育・福祉情報の発信

（２）福祉サービス等検討作業部会

ア　福祉サービスの健全な発達　　在宅福祉サービスの充実、福祉人材の育成

イ　福祉サービスの適切な利用促進　　生活自立支援・福祉サービスの適正化

（３）法人経営等検討作業部会

ア　本会活動の健全化　　本会事業の見直し

イ　本会事業推進のための基盤強化　　経営の強化、活動拠点の整備、職員の育成・強化

（関係者の出席）

第９条　委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（事務局）

第10条　策定委員会の事務局は、本会地域福祉課内に置く。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

（２）豊田市地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏名	所属団体等	備考
井木　　徹	地域包括支援センター代表（豊田厚生地域包括支援センター）	
今井　　弘明	行政機関代表（豊田市市民福祉部長）	
岩月　　章	教育機関代表（豊田市教育委員会　指導主事）	
上野谷　加代子	学識経験者（同志社大学社会学部教授・日本地域福祉学会会長）	委員長
尾崎　宗太郎	高齢者代表（豊田市高年大学同窓会長）	
川越　　一成	労働者代表（連合愛知豊田地域協議会　副事務局長）	平成 26 年 10 月　５日～
小山　　克弘	農協・生協代表（あいち豊田農業協同組合　常務理事）	平成 25 年７月１日～ 平成 26 年８月　４日
近藤　　正臣	社協６支所推進委員会代表（旭支所推進委員会委員長）	
阪野　　貢	学識経験者（市民福祉教育研究所主宰）	
瀧澤　　徹	豊田市民生委員児童委員協議会代表（地域福祉部会長・豊南地区会長）	平成 25 年７月１日～ 平成 25 年 12 月　16 日
竹中　　勘次	地区コミュニティ会議福祉部会代表（若林地区コミュニティ福祉委員長）	
竹之内　　勲	地域ボランティア活動実践者代表（五えんの会代表）	
鳴釜　　芳明	労働者代表（連合愛知豊田地域協議会　副事務局長）	平成 25 年７月１日～ 平成 26 年 10 月４日
能見　　知行	豊田市民生委員児童委員協議会代表（地域福祉部会長・小原地区会長）	平成 25 年 12 月　17 日～
藤原　ますみ	障がい者・児の父兄代表（前ＮＰＯ法人ワーワー理事長）	
古川　　利孝	豊田市区長会代表（理事・益富地区区長会長・大見町区長）	副委員長
山中　　敏広	農協・生協代表（あいち豊田農業協同組合 常務理事）	平成 26 年８月　５日～
山村　　史子	市民代表（本市在住の日本地域福祉学会員）	

4 用語説明

豊田市が独自に使用している用語には、（＊）をつけています。

か

共働（＊）

市民と行政が協力・連携すること。（通常これを協働というが、本市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。）

コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

子育て支援センター

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ることを目的に設置されるセンター。

こども園（＊）

幼保一体化施策として、公立幼稚園、公私立保育園の施設名称を統一したもの。入園可能な年齢や保育時間など幼稚園・保育園の基本的な機能の違いを残したまま、保護者負担や保育カリキュラムなどを統一し、一体的な運用を図っている。

個別支援台帳

避難行動要支援者それぞれの状況に応じて、どのような避難誘導が必要かをあらかじめ整理し、詳細な情報を記載したもの。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら、地域課題をビジネスの手法で解決しようとするもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな産業や雇用の創出、生きがいづくり等につながることから、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

さ

ささえあいネット（＊）

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の関係協力機関と地域包括支援センターが連携し、見守りや支援を行うネットワークのこと。

自主防災会

災害に対して人々が協力し、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と考え、地域の人々がまとまった組織。町内会や小学校区、老人会などが自主防災会を構成することが多く、本市には 329 の会がある。（平成 27 年３月１日現在。）

社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力の下、福祉のまちづくりを目的として様々な活動を行っている民間団体。詳細は 15 ページ。

社会福祉法人

社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

生活困窮者自立支援法

平成 25 年 12 月成立。この法律に基づき、平成

27年４月から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための様々な取組が行われる。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

セーフティネット

経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度。

た

団塊の世代

第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のこと。

地域会議（＊）

都市内分権を推進するため、中学校区ごとに置かれ、地域の意見を集約・調整し、市政へ反映させるための審議機関のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に実施する。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。本計画書では、将来的に、高齢者に限らず全ての地域住民を対象とする包括的な仕組みとして機能させることを目指している。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種を配置することとしている。

地域予算提案事業（＊）

地域会議により集約された地域意見を、支所が市の予算案に反映させることで地域課題を解決する仕組み。地域課題を解決するための事業の必要経費を事業計画書による提案を通じ、市の予算案に反映する。一つひとつの事業の必要経費を積み上げ、全体で2,000万円／地域会議・年を上限とする。

な

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ６か月以上継続）のこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

は

パブリックコメント

市町村が計画等を制定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くとい

う意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある人等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。

わ

ワークショップ

もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。

わくわく事業（*）

地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度。地域の５人以上で活動する自主的なグループや市民活動団体が行う、「①まちづくりの担い手が育つこと」「②地域が活性化すること」を目的とする事業に対し、助成を行う。

アルファベット

ＨＵＧ（避難所運営ゲーム）

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所にみたてた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかをゲーム形式で模擬体験するもの。

ＮＰＯ

「Non Profit Organization」の略称で、ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称のこと。

ＳＮＳ

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発　行　平成27年3月
発行者　豊田市　／　社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会
編　集　豊田市　市民福祉部地域福祉課
〒471-8501　豊田市西町３丁目60番地　豊田市役所東庁舎１階
電話番号　0565-34-6984
FAX番号　0565-34-6793
メールアドレス　chiikifukushi@city.toyota.aichi.jp

社会福祉法人　豊田市社会福祉協議会　地域福祉課
〒471-0877　豊田市錦町１丁目１番地１　豊田市福祉センター内
電話番号　0565-31-1294
FAX番号　0565-32-6011
メールアドレス　vc@toyota-shakyo.jp